

厚生労働行政推進調査事業費補助金
（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

労働安全衛生法・労働安全衛生規則の

名宛人と保護対象の整理

研究協力者 笹井 健司 労働基準監督官

研究要旨

本分担研究は、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）及び労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）の名宛人と保護対象を整理し、安衛法の全体像を把握することを目的としている。調査の結果、安衛法では行政官庁等を名宛人とする規定が最も多く、安衛則では事業者を名宛人とする規定が最も多いことが分かった。また、安衛則では保護対象を明記しているのは全体の約3割にとどまり、とりわけ設備等の設置や機械等の性能要件について定めた規定は、保護対象を明記している割合が特に少ないことが明らかになった。また、立入禁止に関して定めた規定では、労働者以外の者にも立入禁止措置を講ずべきと解しうる規定が複数存在することが明らかになった。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ② 安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）及び労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）の名宛人と保護対象を整理し、安衛法の全体像把握することにある。

B. 研究方法

現行の安衛法及び安衛則の名宛人と保護対象について調査し、それらの元となった旧労基法や旧安衛則の名宛人や保護対象との比較検討をした¹。そして、一般的な危害防止基準を定めた安衛法第20条から第25条までに基づく安衛則の規定の中から、7つの類型に分類できる規定を集計し、その内容を分析した。

なお、本研究は令和4年4月1日現在に施行されている法令の内容を基にしている。

C. 研究結果

1 安衛法の名宛人及び保護対象

安衛法は、207条、479項の条文からなる。

(1) 安衛法の名宛人

安衛法上に明記のある名宛人を集計した。その結果は次のとおりである。

名宛人	条項数
国、行政官庁、行政官	158
事業者	101
元方事業者	21
検査機関	16
労働者	13
請負人	9
医師、産業医	6
注文者	6
その他	75
明記なし	82
合計（重複あり）	487

以上のとおり、行政官庁、行政官等（厚労大臣や労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官等）を名宛人とする規定が最も多く規定されており、安衛法全体の約3分の1を占めていた。

(2) 安衛法の保護対象

安衛法で保護対象の明記がある規定を集計し、それらの規定に明記された保護対象を類型化した。その結果、安衛法では約8割の規定で保護対象の明記がないことが明らかになった。詳細は、次表のとおりである。

保護対象	条項数
労働者	87
関係請負人の労働者	8
有害な業務に就いている者	1
健康管理手帳を所持している者	1

中高齢者	1
がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者	1
明記なし	381
合計（重複あり）	480

2 現安衛法と旧労働基準法第5章の比較

安衛法は昭和47年に旧労働基準法から分離、独立する形で制定されたものである。

現安衛法の規定のうち、旧労基法の規定を受け継いでいる条項は31あった。

その31の規定の名宛人及び保護対象の有無について調査した。

名宛人や保護対象の明記があった旧労基法の規定を受け継いだ現行規定では、全て名宛人や保護対象の明記があった。逆に、旧労基法時代から、名宛人や保護対象が明記されていなかった規定は、現安衛法でもそれらの明記がなかった。

よって、現行の安衛法は旧労基法の名宛人や保護対象の明記の有無を踏襲しており、未だ現安衛法は旧労基法の条文構造の影響が残っていることが明らかになった。

3 安衛則の名宛人及び保護対象

安衛則は、1,109条、1,659項の条文からなる。

(1) 安衛則の名宛人

安衛則で明記のある名宛人を集計した。その結果は次のとおりである。

名宛人	条項数
事業者等	1,047
労働者等	160

元方事業者等	34
注文者、発注者等	29
行政官庁、行政官等	28
医師、産業医等	12
請負人等	6
その他	56
明記なし	287
合計	1,659

上記のとおり、安衛則では、事業者を名宛人とする規定が最も多く、全体の約3分の2を占めている。安衛法本法が行政官庁等を名宛人とする規定が最も多かったことと比較すると、安衛法と安衛則で大きな傾向の違いがあった。

(2) 安衛則の保護対象

安衛則で保護対象の明記がある規定を集計し、その条項数を保護対象別に分類した。

その結果、安衛則で保護対象の明記のある規定は全体の3割程度に留まっていることが明らかになった。

保護対象	条項数
労働者	432
請負人の労働者	25
労働者及び関係請負人の労働者	14
その他	17
明記なし	1171
合計	1659

(3) 安衛法第20条から第25条に紐づく安衛則の規定の保護対象

安衛則全体の約半数を占める安衛法第20条から第25条に委任された安衛則の規定の保護対象について調査した。

安衛則では、法第何条第何項の委任を受けた規定であるのかは、規定中からは明らかに

されていない。そのため、その対応関係について記載されている『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解』²（労働省安全衛生部編）及び『安衛法便覧』³を参考にして分析をした。

その調査の結果は以下のとおりである。

・安衛法第 20 条

保護対象	条項数	割合
労働者	154	33%
作業に従事する労働者	23	
運転者	13	
関係労働者	9	
関係労働者以外の労働者	3	
制御、測定等の作業を行う労働者	1	
当該作業に従事している労働者以外の者	1	
作業床上の労働者と作業床以外の箇所で作業床を操作する者	1	
当該高所作業車の作業床上の労働者	1	
車両のとう乗者	1	
腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者	1	
誘導者	1	
必要でない者	1	
作業に従事する労働者以外の者	1	
明記なし	419	67%
合計	630	100%

・安衛法第 21 条第 1 項

保護対象	条項数	割合

労働者	45	70%
作業に従事する労働者	19	
関係労働者	10	
関係労働者以外の労働者	6	
他の労働者	3	
関係労働者以外の者	1	
通行するための設備を使用して通行する労働者	1	
立木を伐倒しようとする労働者	1	
作業に関係のある労働者	1	
かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者	1	
運転者	1	30%
明記なし	39	
合計	128	100%

・安衛法第 21 条第 2 項

保護対象	条項数	割合
労働者	31	63%
関係労働者	5	
作業に従事する労働者	2	
関係労働者以外の労働者	1	
明記なし	23	37%
合計	62	100%

・安衛法第 22 条

保護対象	条項数	割合
労働者	9	41%
業務に従事する労働者	3	59%
明記なし	17	
合計	29	100%

・安衛法第 23 条

保護対象	条項数	割合
労働者	23	49%
関係労働者	1	
明記なし	25	51%
合計	49	100%

・安衛法第 25 条

保護対象	条項数	割合
労働者	4	100%
関係者以外の者	2	
明記なし	0	0%
合計	6	100%

集計結果は以上のとおりである。

法第 21 条に基づく規定は、保護対象を明記している割合が高い傾向にある一方、法第 20 条及び 22 条に基づく規定では、保護対象を明記している割合が低い傾向にあった。また、法第 25 条に基づく規定には全て保護対象の明記があった。

(4) 安衛法第 20 条から第 25 条に紐づく安衛則の類型別の分析

安衛法第 20 条から第 25 条までに基づく安衛則の規定を類型化し、各類型に係る規定の保護対象等について詳細に分析を行った。

その結果は以下のとおりである。

① 機械、設備等の点検、補修に関する規定

機械、設備の点検や補修に関する規定について集計し、その保護対象の明記の有無について分析した。その結果は次のとおりである。

保護対象	条項数
明記なし	66
合計	66

以上のとおり、機械等の点検や補修に関

する規定は 66（いずれも安衛法第 20 条に基づく規定）あったが、すべての条項において、保護対象の明記がなかった。

② 機械、設備等の仕様要件について定めた規定

機械、設備等の構造や強度などハード的な仕様要件を定めた規定を集計し、保護対象の明記の有無を分析した。その結果は次のとおりである。

保護対象	条項数
労働者	7
運転者	2
明記なし	131
合計	140

以上のとおり、機械、設備等ハード的な仕様要件を定めた規定は 140 あったが、大半の規定で、保護対象の明記がなかった。

③ 周知に関する規定

作業方法や作業手順、危険箇所等の周知に関する規定の周知の対象について分析した。その結果は次のとおりである。

周知の対象	条項数
関係労働者	27
労働者	10
作業に関係がある労働者	3
作業に関係がある労働者	1
明記なし	0
合計	41

周知に関する規定は、すべて周知対象を労働者としていた。なお、このうち、29 は作業方法や作業計画の周知を定めた規定で、12 は避難用設備や非常用設備に係る周知に関する規定である。

④ 立ち入り禁止に関する規定

危険箇所等への立ち入りを禁止に関して定めた規定の立ち入り禁止の対象となる者について分析した。その結果は次のとおりである。

立ち入り禁止対象者	条項数
労働者	23
関係労働者以外の労働者	22
関係者以外の者	3
係員のほか	2
運転者以外の労働者	1
かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者	1
必要でない者	1
他の労働者	1
明記なし	0
合計	54

以上のとおり、危険箇所等への立ち入りを禁止する規定は54あった。

立入禁止対象者には、「関係者以外の者」「係員のほか」「必要でない者」と労働者以外の者にも立入禁止措置を講ずるべきと解しうる規定が存在した。なお、これらの規定はいずれも、ガスなどによる爆発のおそれのある箇所への立入を禁止する規定であった。

⑤ 特定行為の禁止に関する規定

喫煙等特定行為の禁止について定めた規定は5つあったが、禁止対象者を明記した規定は1つのみで、残りの4つの規定は禁止の対象者に関する明記はなかった。

禁止対象	条項数
労働者	1
明記なし	4
合計	7

⑥ 退避に関する規定

退避に関する規定は、以下のとおり8あり、いずれも労働者を退避の対象としていた。

退避させる対象	条項数
労働者	7
点火作業に従事する労働者以外の労働者	1
合計	8

⑦ 保護具の着用、備付に関する規定

保護具の着用、保護具の備付に関する規定について集計した。

保護具の着用について定めた規定の着用をさせるべき対象者を集計したところ、その結果は次のとおりとなった。

保護具を着用させる対象者	条項数
作業に従事する労働者	22
労働者	7
高所作業車の作業床上の労働者	1
腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者	1
明記なし	0
合計	31

以上のとおり、保護具の着用に関する規定は31あり、そのすべてが保護具を着用させるべき対象を労働者としていた。

また、保護具の備付に関する規定の保護対象を集計したところ、その結果は次のとおりとなった。

保護対象	条項数
労働者	6
明記なし	1
合計	7

(4) 現安衛則と旧安衛則の名宛人及び保護対象の比較

現行の安衛則と昭和 22 年労基法制定時の同法第 5 章に基づく旧労働安全衛生規則(以下、「旧安衛則」という。)との名宛人や保護対象に関する対応関係について整理した。

その結果、現安衛則の規定のうち、旧安衛則時代の条文を受け継いでいる規定は 320 あった。

その 320 の条項のうち、名宛人を明記している規定数は、旧安衛則では 83 であったが、現安衛則では 303 と大幅に増加していた。

また、保護対象を明記した規定は、同じく 320 のうち、旧安衛則では 51 であったが、現安衛則では 123 と増加していた。

このことから、旧安衛則から現安衛則に移行する過程で、旧安衛則では不明確だった名宛人と保護対象が、現行安衛則では条文上に明記され、名宛人や保護対象の明確化は図られていることが明らかになった。

D. 考察及び E. 結論

従来、安衛法の保護対象は、法第 2 条第 2 号に定める「労働者」に限定されるものと考えられてきた。しかし、令和 3 年 5 月 17 日の建設アスベスト訴訟判決において、同法の保護対象は労働者に限られないという判断がなされ、同判決以後、安衛法は保護対象の射程の見直しを迫られている。

本研究からも、現行安衛則において、「関係者以外の者」など労働者以外の者に対しても措置を講ずるよう定めていると思われる規定が存在することが明らかになった。

また、現行の安衛則では、全体の約 7 割の規定で保護対象を明記しておらず、建設アス

ベスト訴訟判決の結果を考慮すると、安衛則の大部分の規定で、保護対象が労働者限定なのか労働者以外も含んでいるのか不明確な状況であるともいえる。

今後、法令改正を行うにあたっては、現行法で保護対象の明記がある規定はその保護対象の範囲は適切なのか、保護対象の明記がない規定についてはその保護対象の射程がどこまで及ぶのか詳細に検討する必要があるだろう。

F. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無

H. 引用文献

文末脚註のとおり。

別添資料

文末脚注

- ¹ 集計作業にあたっては、丸山慧師弁護士、吉田肇弁護士及び淀川亮弁護士の研究協力を得た。
- ² 労働省労働基準局安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条詳解』（中央労働災害防止協会、1993年（平成5年））
- ³ 労働調査会出版局「安衛法便覧 令和3年度版（Ⅰ）」（労働調査会、2021年（令和3年））

規定方法	項	期別内容	名別人 (名東とも)	実質的な名別人 (名東とも)	形式的な主題	名別人に関する特記事項	明記された保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	出労働基準法	特記事項	形式的な主題	名別人に関する特記事項	保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	フリーコメント欄
第1条	目的条文		明記なし				労働者									
第2条	定義規定															
第3条	第1項	車にこの法律で定められた労働基準法上の労働契約の履行のために最低限度を守るだけでなく、常態的な職場環境の改善と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならないこと。	事業者				労働者									
第3条	第2項	物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることとなる労働者の健康の被害の防止に努むるようしなければならないこと。					労働者									
第3条	第3項	建設工事の注文者等他人に仕事を譲り負わせるもの					労働者									
第4条																
第5条	第1項	二以上の建設法に属する事業の事業者					労働者									
第5条	第2項	二以上の建設法に属する事業の事業者														
第5条	第3項	二以上の建設法に属する事業の事業者														
第5条	第4項	二以上の建設法に属する事業の事業者														これらの名別人保護対象は？
第6条	労働契約法上の計画						労働者									

規定条法	項	項別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記はないが実質的な保護対象	明記された保護対象	明記はないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第7条		労働災害防止計画の変更	厚生労働大臣						明記なし						
第8条		労働災害防止計画の公表	厚生労働大臣						明記なし						
第9条		労働災害防止計画の訂正	厚生労働大臣						明記なし						
第10条	第10条	第1項より長期的事項を管理する者の指図を要する	事業者	事業者	総括安全衛生管理者				労働者						
第10条	第2項	当該事業場においてその事業の実施を統括して管理する者をもつて充てなければならないこと。		事業者	総括安全衛生管理者				労働者						
第10条	第3項	労働災害を防止するために必要があるときは、総括安全衛生管理者の職務の執行について事業者に對することができること。	新選所長労働局長					労働者	明記なし						
第11条	第1項	安全衛生責任者を選任し、安全に係る長期的事項を管理せしめなければならないこと。	事業者	事業者				労働者	明記なし						
第11条	第2項	労働災害を防止するために必要があるときは、事業者に対し、安全衛生責任者の職員又は解任を命ずることができること。	労働基準監督署長	労働基準監督署長				労働者	明記なし						
第12条	第1項	選任労働局長の免許を受けた者その他の労働災害を防止する者の中から、技術的専門知識を有する者を選任し、安全衛生責任者の職務を管理せしめなければならないこと。	事業者	事業者				労働者	明記なし						
第12条	第2項	第1項の職掌を、衛生管理者について適用する。	労働基準監督署長	労働基準監督署長				労働者	明記なし						
第12条の2		安全衛生責任者を選任し、その者に第十條第一項各号の職務を担わせなければならないこと。	事業者	事業者				労働者	明記なし						

規定条法	項	規制内容	名個人 (名東とも)	実質的な名個人	形式的な主題	名個人に関する 特記事項	明記された保護対象	明記はないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	目的手法	法的根拠	項	規制内容	名個人 (名東とも)	実質的な名個人	形式的な主題	名個人に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	フリーコメント欄		
第13条の2	第2項	前条第四項の規定は、同項に規定する者に労働者の保護管理等の全部又は一部を行わせる事業者（この場合において、関係当事者）について適用する。この場合において、「関係しなければ」とあるのは、「関係するよう」に努めなければならないこと。	事業者					労働者															
第13条の3		産業界又は前条第一項に規定する者による労働者の保護管理等の適切な実施を図るため、産業界又は同項に規定する者が労働者からの継続的相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。					労働者																
第14条		選定者が他の労働者を防止する管理を必要とする作業については、総連防衛防衛隊の長の免許を受け、当該作業の区分に応じ、当該選定者を選定し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働安全衛生関係の事項を行わせなければならないこと。					労働者				第10条		監督防止の事項を担当させるため、左の各号に依り、それぞれ当該選定者を選定しなければならないこと。										
第15条	第1項	労働安全衛生責任者の選定、総括管理と特定元労働者					労働者																
第15条	第2項	労働安全衛生責任者はその事業を営む者を選定すること					特定元労働者						労働者										
第15条	第3項	選定された労働安全衛生責任者は、当該労働安全衛生責任者の数以上であるときは、当該選定された事業を営むこと					労働者						労働者										
第15条	第4項	選定された労働安全衛生責任者は、同項のすべての労働者の数以上であるときは、当該選定された事業を営むこと					労働者						労働者										
第15条	第5項	選定された労働安全衛生責任者は、当該労働安全衛生責任者の数以上であるときは、当該選定された事業を営むこと					労働者						労働者										
第15条の2	第1項	労働安全衛生責任者の選定、技術的事項の管理と特定元労働者					労働者						労働者										
第15条の2	第2項	選定された労働安全衛生責任者は、当該労働安全衛生責任者の数以上であるときは、当該選定された事業を営むこと					労働者						労働者										

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記しないが実質的な保護対象	明記された保護対象	明記しないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	保護対象	明記しないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	フリーコメント欄
第15条の3	第1項	労務管理責任者を指定し、首長が定める事項を行わせる。	建設業に属する事業の元方事業者				労働者	労働者						
第15条の3	第2項	労働管理により労務管理責任者を選定したとき、法令で定める事項を行わせる。	指名された事業者で建設業に属する事業の仕事をを行うもの				労働者	労働者						
第16条	第1項	安全衛生責任者を選任し、道路その他の場合で定める事項を行わせる。	建設安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の個人で、当該事業を行うもの				労働者	労働者						
第16条	第2項	事業者に対して選任した員を選任すること。	安全衛生責任者を選任した個人				労働者	労働者						
第17条	第1項	種類の仕事場ごとに一定の事項を指定し、事業者に対し重点を定むるための、安全委員会を設けなければならない。	事業者				労働者	労働者						
第17条	第2項	安全委員会の構成	明記なし	安全委員会の委員			労働者	労働者						
第17条	第3項	17条第1項の構成は、労働者選出委員の半数以上を占めること。	労働者				労働者	労働者						
第17条	第4項	委員の半数は過半数の労働者によるものとする。	労働者				労働者	労働者						
第17条	第5項	17条4項の規定は過半数労働者と労働者選出委員に定められは適用しない。	事業者				労働者	労働者						
第18条	第1項	衛生委員会を設けなければならない。	事業者				労働者	労働者						
第18条	第2項	衛生委員会の構成	明記なし	衛生委員会の委員			労働者	労働者						
第18条	第3項	作業環境測定士を委員に指名できること。	事業者				労働者	労働者						
第18条	第4項	17条3～5項を衛生委員会に準用。	事業者				労働者	労働者						
第19条	第1項	安全衛生委員会の衛生委員会に代えて安全衛生委員会を設置できること。	事業者				労働者	労働者						
第19条	第2項	安全衛生委員会の構成	明記なし	安全衛生委員会の委員			労働者	労働者						
第19条	第3項	作業環境測定士を委員に指名できること。	事業者				労働者	労働者						
第19条	第4項	設け替え決定	事業者				労働者	労働者						

規定条法	項	規制内容	名個人 (名東とも)	実質的な名個人	形式的な主語	名個人に関する 特記事項	名個人に関する 特記事項	実質的な名個人 (名東とも)	形式的な主語	名個人に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第19条の2	第1項	事業場における安全衛生の向上を促進するため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他の労働者の職責の履行の促進を図るため、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行う、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならないこと。	事業者			明記なし	明記なし	労働者						
第19条の2		安全管理者等の教育講習の有効な実施に必要な指針を公表すること。	厚生労働大臣											
第19条の2		指針に違反し、事業者又はその団体の代表者に対して、必要な措置等を行うことができること。	厚生労働大臣			労働者	労働者							
第19条の3		事業場の労働者の健康の確保に関するため、労働者の健康診断等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めなければならないこと。				労働者								
第20条		危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。	事業者			労働者	労働者							
第21条	第1項	掘削、採石、剪接、圧入等の業務における作業の方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。	事業者			労働者	労働者							
第21条	第2項	労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。	事業者			労働者	労働者							
第22条		健康障害を防止するため必要な措置を講じること。	事業者			労働者	労働者							
第23条		労働者の健康、風圧、及び玉の落下等のために必要な措置を講じること。	事業者			労働者	労働者							
第24条		労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じること。	事業者			労働者	労働者							

規定条法	項	期別内容	名個人 (名東とも)	実質的な名個人	形式的な主語	名個人に関する 特記事項	明記された保護対象 関係請負人の労働者	明記はないが実質的 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フレージング
第29条	第1項	関係請負人等が別に 選定された労働者を 派遣を行うこと。	元方事業者	元方事業者			関係請負人の労働者						
第29条	第2項	関係請負人又は関係 請負人の労働者が、 当該仕事に關し、こ の法律又はこれに基 づく命令の規定に違 つて命令の規定に違 つて必要な指示を行な なければならないこと。 と。	元方事業者				明記なし						
第29条	第3項	元方事業者による29 条の1の指示を従わな ければならない。	元方事業者	元方事業者			明記なし						
第29条の2		土砂等が崩壊するお それのある場所、機 械が転倒するおそ れのある場所その他 の厚生労働省令で定 める場所において関 係請負人の労働者が 当該事業の仕事の作 業を行うときは、当 該関係請負人が関係 請負人に係る べき当該場所に係る 危険を防止するため の措置を適正に講ぜ られるように、長 上の指揮その他の必 要な措置を講じな なければならないこと。	建設業に属する事業の元方事業者				関係請負人の労働者						
第30条	第1項	労働者及び関係請負 人の労働者が同一の 場所で作業するため に生ずる災害を防止 するために必要な措 置を講ずること。	特定元方事業者				特定元方事業者の労働者 関係請負人の労働者						
第30条	第1項	労働者及び関係請負 人の労働者の作業が 同一の場所において 行われることによつ て生ずる災害を防止 するため、次の 事項に關する必要な 措置を講じなければ ならない。	特定元方事業者				労働者、関係請負人 の労働者						
第30条	第2項	関係請負人に分限 注しかつ添注者自身 は自ら作業を行な ない場合、請負人の ちから1人を30条① の者として指名する こと。	特定元方事業者 ・特定事業の事業者の添注者で、特定元方事業者以外のもの の ・一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を 請負った者で、特定元方事業者以外のものうち、当 該仕事を二以上の請負人に請け負わされている者				関係請負人の労働者						
第30条	第3項	30条①の指名がな されないときは労働 局長が指名すること。	労働基準監督局長				明記なし						
第30条	第4項	指名された事業者は 30条①の措置を講じ ること。	指名された事業者				明記なし						

規定条法	項	期別内容	名取人 (名実とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記された保護対象	明記しないが実質的 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記しないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第31条の4		仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく指令の規定に違反することとなる指図をしてはならないこと。						請負人の労働者						
第32条	第1項	規定により課せられる指図に依りて、必要な指図を講じなければならないこと。		指図を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うもの				労働者及び関係請負人の労働者						
第32条	第2項	規定により課せられる指図に依りて、必要な指図を講じること。		指図を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うもの				労働者						
第32条	第3項	規定により課せられる指図に依りて、必要な指図を講じること。		指図を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うもの				労働者						
第32条	第4項	規定により課せられる指図に依りて、必要な指図を講じること。		建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人				労働者及び関係請負人の労働者						
第32条	第5項	規定により課せられる指図に依りて、必要な指図を講じること。		第三十一条の二に規定する仕事に係る請負人				請負人の労働者						
第32条	第6項	規定により課せられる指図に依りて、必要な事項を守ること。		労働者				労働者						
第32条	第7項	規定に基づく指図の業態を確保するため指図に依りて、なければならないこと。		請負人及び労働者				労働者						
第33条	第1項	建設等による労働災害を防止するため必要な指図を講じること。		建設等担当者				労働者						
第33条	第2項	当該建設等を行う者かその使用する労働者でないときは、当該建設等の指図による労働災害を防止するため必要な指図を講じなければならないこと。		建設等担当者から建設等の員を受けた者				労働者						
第33条	第3項	建設等の員を受けた者が前項の規定により講ずる指図に依りて、必要な事項を守らなければならないこと。		前項の建設等を行う者				労働者						
第34条		建設等による労働災害を防止するため必要な指図を講じること。		運搬物担当者				労働者						
第35条		当該貨物に重畳を敷き示さなければならないこと。		一の貨物で、重畳がトート以上のものを搬送しようとする者				労働者						
第36条		運搬等への委任						労働者						
第37条	第1項	あらかじめ搬送可能特定労働者を製造しようとする者		特定労働者を製造しようとする者				労働者						
第37条	第2項	大臣の定める指図に適合するまでなければ許可してはならないこと。		都道府県労働局長				労働者						

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東ととも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	実質的な主語	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	保護対象 に関する特記事項	明記はないが実 質的な保護対象	明記はないが実 質的な保護対象 に関する特記事項	フレージング	
第38条	第1項	登録製造業者検査機関 の検査を受けなければならないこと。		特定製造業者を製造し、若しくは輸入した者、特定製造業者 で原生産検査命令で定める期間設置されたかつその多数 を再び設置し、若しくは使用しようとする者											
第38条	第2項	輸入時等検査対象機 の検査を受けなければならないこと。		外国において特定製造業者を製造した者											
第38条	第3項	労働基準監督署長の 検査を受けなければならないこと。		特定製造業者（移動のものを除く。）を設置した者、特 定製造業者の原生産検査命令で定める部分に変更を加えた者 又は特定製造業者で使用されたものを再び使用しよう とする者											
第39条	第1項	検査証を交付する		都道府県労働局長又は登録製造業者検査機関											
第39条	第2項	検査証を交付する		労働基準監督局長											
第39条	第3項	検査証に裏書きを行う		労働基準監督局長											
第40条	第1項	検査証を受けいていな い特定製造業者は使用 してはならないこと。		明記なし											
第40条	第2項	検査証とともにする ものでなければ、照渡 し、又は書き添はして ならないこと。		明記なし											
第41条	第1項	有効期間は命令で定 める期間とする。		明記なし											
第41条	第2項	登録検査機関が 行わずに検査を受け なければならないこと。		検査証の有効期間の遡及を受けようとする者							第47条				明記なし
第42条		特定製造業者以外の機 械等で、別表第三に 掲げるものの検査 を受ける場合は、同 表を必要とするも の、危険な場所にお いて使用するもの又 は危険若しくは健康 障害を防止するため 使用するものうち、 政令で定めるもの は、原生産検査命令 が定める期間又は安 全装置を装着しなけ れば、譲渡し、買入 し、又は設置しては ならないこと。		明記なし							第46条				明記なし

規定条法	規定項目	規定内容	名取人 (名取とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記されない保護対象 が保護対象	明記されないが実質的 な保護対象	出所方法	旧法規則	項	規則内容	名取人 (名取とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	保護対象	明記されないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フレージング
第44条の2	第5項	型式決定に合格した型式の機軸等である旨の表示を付さなければならぬこと。	型式決定を受けた者				明記なし													
第44条の2	第6項	型式決定に合格した型式の機軸等以外の機軸等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならぬこと。	明記なし				明記なし													
第44条の2	第7項	第一項本文の機軸等について、第五項の表示が付けられていないものは、使用してはならぬこと。	明記なし				明記なし													
第44条の3	第1項	型式決定合格証の有効期間は、前条第一項の機軸等の種類に応じて、厚生労働省で定める期間とする。	明記なし				明記なし													
第44条の3	第2項	型式決定を受けた者には、その定められた期間内において、型式決定合格証の更新を受けようとする者であることを示すこと。	型式決定合格証の更新を受けようとする者				明記なし													
第44条の4		型式決定合格証の効力を失うことがないこと。	厚生労働大臣				明記なし													
第45条	第1項	ボイラーその他の機軸等について、法令で定めるところにより、定期に自主検査を行い、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録して保存しなければならないこと。	事業者				明記なし													
第45条	第2項	特定自主検査を行うときは、その実施する労働者で専守で定められた責任を負うもの又は検査実施に要するものとの名簿を公表すること。	事業者				明記なし													
第45条	第3項	自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査費用を公表すること。	厚生労働大臣				明記なし													
第45条	第4項	事業者若しくは検査事業者又はこれらの団体に對し、当該自主検査実施に關し必要な措置を講ずることができること。	厚生労働大臣				明記なし													
第46条	第1項	登録製造事業者は、当該事業者の検査実施に關する事項の公表を要するものとなる者であることを示すこと。	明記なし				明記なし													
第46条	第2項	登録を受けることができないこと。	明記なし				明記なし													
第46条	第3項	事件の全てに適用しなければならないこと。	厚生労働大臣				明記なし													

規定条法	規定事項	規定内容	実質的な名称人	形式的な主語	名個人に関する特記事項	明記されない保護対象	明記されないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	実質的な名称人	形式的な主語	名個人に関する特記事項	保護対象	明記されないが実質的な保護対象	保護対象に関する特記事項	フリーコメント欄
第46条	第4項	登録は、登録製造時等後継機関登録簿に記載するものとする。	明記なし 厚生労働大臣	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	
第46条の2	第1項	五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新の期間の経過によつて、その効力を失ふこと。	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	
第46条の2	第2項	法律制定	厚生労働大臣	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし	
第47条	第1項	製造時等後継機関登録簿を記載するものとならなければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第47条	第2項	特種製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第47条	第3項	特別定額賦課等の徴収に際しては、製造時等後継機関登録簿に記載するものとならなければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第47条	第4項	製造時等後継機関の廃止の方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第48条	第1項	変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第48条	第2項	製造時等後継機関に関する料金をその他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第49条		製造時等後継機関の業務の廃止等しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第50条	第1項	財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所において置かなければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	
第50条	第2項	製造時等後継機関の業務期間中は、製造時等後継機関登録簿に記載するものとならなければならないこと。	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	製造時等後継機関	

型要術法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実質的な保護対象 な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象 な保護対象	目的手法	目次	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	保護対象	明記されていないが実質的な保護対象 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第50条	第3項	造時等修業に關し生じた損害を賠償するに必要の賠償額を製造時等修業の業務時間内に賠償する責を負ふことであること。		製造時等修業を営ぼうとする者その他の利害關係人		明記なし														
第50条	第4項	毎事業年度経過後三箇月以内に、第一写の期定により作成した損益計算書又は勘定簿及び事業報告書等を製造時等修業の業務時間内に提出しなければならない。		製造時等修業の業務時間		明記なし														
第51条		検査員の選任等の届出		製造時等修業の業務時間		明記なし														
第52条		製造時等修業の業務時間に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることがあること。		厚生労働大臣		明記なし														
第52条の2		製造時等修業の業務時間に対し、製造時等修業を行うべきこと又は製造時等修業の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができること。		厚生労働大臣		明記なし														
第52条の3		製造時等修業の業務時間について準用		厚生労働大臣		明記なし														
第53条	第1項	製造時等修業の業務時間(外国登録製造時等修業機関を除く。)が各号のいずれかに該当するに至つたときは、その製造時等修業の業務時間内を起さない期間(次月を起さない期間)で期間を定め、製造時等修業の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。		厚生労働大臣		明記なし														
第53条	第2項	外国登録製造時等修業の業務時間(外国登録製造時等修業機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すことができること)。		厚生労働大臣		明記なし														
第53条	第3項	検査に要する外国登録製造時等修業機関の負担とすること。		外国登録製造時等修業の業務時間		明記なし														
第53条の2	第1項	製造時等修業の業務時間(製造時等修業の業務時間)は、その登録を取り消すことができること。		製造時等修業の業務時間		明記なし														

規定条法	項	規則内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第53条の2	第2項	東道員等検査の業務の委託又は一部を自ら行う場合における東道員等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定めること。		東道員等検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定めること。			明記なし								
第53条の3	第1項	登録性能検査機関に適用		国			明記なし								
第54条	第1項	登録個別検査機関に適用		国			明記なし								
第54条の2	第1項	登録型式検査機関に適用		国			明記なし								
第54条の3	第1項	検査業者を別に、氏名又は名称、住所その他の厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならないこと。		検査業者を別に、氏名又は名称、住所その他の厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならないこと。			明記なし								
第54条の3	第2項	次の番号のいずれかに該当する場合は、前項の登録を受けることができないこと。		検査業者にならうとする者			明記なし								
第54条の3	第3項	登録料、検査業者に課せらるる費用、検査業者の申請により行うこと。		国			明記なし								
第54条の3	第4項	省令で定める基準に適合していると思ふときは、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の発給をしなければならないこと。					明記なし								
第54条の3	第5項	検査業者名簿の閲覧を請求することができること。		事業者その他の関係者			明記なし								
第54条の4		他人の専らに依りて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならないこと。		検査業者			明記なし								
第54条の5	第1項	検査業者の地位の承継		検査業者			明記なし								
第54条の5	第2項	検査業者がその事業の全部を譲り渡し、又は検査業者について組織、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その委員の同意により事業を承継すべき相続人を測定したときは、その者		検査業者がその事業の全部を譲り渡し、又は検査業者について組織、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その委員の同意により事業を承継すべき相続人を測定したときは、その者			明記なし								
第54条の6	第1項	検査業者が第五十四条の三第三項に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならないこと。		厚生労働大臣又は都道府県労働局長			明記なし								

型別	項	期別内容	名個人 (名東とも)	実質的な名個人	形式的な主語	名個人に関する 特記事項	明記された保護対象	明記しないが実質的な保護対象	明記しないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記しないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第54条の6	第2項	保護業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第55条		第1項	製造業者				明記なし							
第56条	第1項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第56条	第2項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第56条	第3項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第56条	第4項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第56条	第5項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第56条	第6項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第57条	第1項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第57条	第2項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							
第57条の2	第1項	製造業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることである。	厚生労働大臣又は都道府県労働局長				明記なし							

規定条法	項	規制内容	名取人 (名表とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	実質的な保護対象 ない保護対象	明記されていないが実 質的な保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第57条の5	第2項	第57条の5 第2項 指示は、化学物質に ついての有害性の調 査に関する技術水 準、調査を実施する 際の要領等、当該 調査の要領等、当 時最新の調査結果、当 時最新の調査結果を 基に、厚生労働大臣 が定める基準に従って 行うこと。	明記なし	厚生労働大臣											
第57条の5	第3項	第57条の5 第3項 指示を行うとする ときは、あらかじめ、 厚生労働省令で 定めるところにより、 当該事業者の要 求を踏まなければなら ないこと。	厚生労働大臣					労働者	労働者						
第57条の5	第4項	第57条の5 第4項 労働者の健康被害を 防止するため必要な 措置を遅やかに講じ なければならないこと。 と。	有償性の提供を行った事業者					労働者	労働者						
第57条の5	第5項	第57条の5 第5項 指示に関して知り得 た秘密を漏らしては ならないこと。	学識経験者					労働者	労働者						
第58条		第58条 有償性の提供の適切 な実施に資するため、 化学物質について て、有害性の調査を 実施する他の調査の 結果、資料の提供その 他必要な補助に努め るほか、自ら有害性 の調査を実施する上 で努めるものとする こと。	労働者												
第59条	第1項	第59条 第1項より、その実施 は衛生のための教育 を行わなければならない こと。	事業者					労働者	労働者				労働者		
第59条	第2項	第59条 第2項 危険又は有害な業務 に従事する労働者 で、厚生労働省令で 定めるところにより、 当該事業者の要 求を踏まなければなら ないこと。	事業者												
第59条	第3項	第59条 第3項 危険又は有害な業務 に従事する労働者 で、厚生労働省令で 定めるところにより、 当該事業者の要 求を踏まなければなら ないこと。	事業者					労働者	労働者						

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記されていない保護対象 労働者	明記されていない保護対象 保護対象	明記されていない実質的な保護対象	明記されていない実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	フリーコメント欄
第60条		事業場の業務が法令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職員の他の作業中の労働者を指導し、又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、その事項について、所定労働者等で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならないこと。	事業者				労働者						
第60条の2	第1項	後述は有害な業務に類に類している者に対し、その監督する業務に関する安全又は衛生のための教育を行つよう努めなければならないこと。	事業者				有害な業務に就いている者						
第60条の2	第2項	前項の教育の適切な有害な業務を司る必要な訓練を公認するものとすること。	厚生労働大臣				明記なし	有害な業務に就いている者					
第60条の2	第3項	設計に就いた事業者又はその団体に對し、必要な指導を行つることができると。	厚生労働大臣				明記なし	有害な業務に就いている者					
第61条	第1項	探鉱講習を修了した者でなければ、クレーン運転等の業務に就かせてはならないこと。	事業者				明記なし						
第61条	第2項	当該業務を行つて前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者					明記なし						
第61条	第3項	免許はその他の資格を証する書面を提示して行ななければならないこと。	事業者				明記なし						
第61条	第4項	厚生労働省令で別項の定めをすること。	厚生労働大臣				明記なし						
第62条		中高年齢者その他労働災害の防止上その職業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に基いて適正な配置を行つよう努めなければならないこと。	事業者				明記なし						
第63条		器具の構造及び品質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他の必要な措置の充実に努めること。					明記なし						

規定条法	項	規制内容	実質的な名称人 (名実とも)	実質的な名称人	形式的な主語	名称人に關する 特記事項	名称人に關する 特記事項	明記されていないが実 質的な保護対象	明記されていないが実 質的な保護対象	保護対象に關する 特記事項	保護対象	明記されていないが実 質的な保護対象	明記されていないが実 質的な保護対象	フリーコメント欄
第65条	第1項	有習な業務を行う雇 内作業場その他の作 業場で、政令で定め るものについて、雇 主労働者令で定める ところにより、必要 な作業環境測定を行 い、及びその結果を 記録しておかなけれ ばならないこと。	事業者											
	第2項	大臣の定める作業環 境測定事項に従って 行わなければならない こと。	事業者		作業環境測定									
第65条	第3項	作業環境測定の結果 に基づき、事業者は 測定結果を公表す るものとする。	厚生労働大臣											
	第4項	作業環境測定指針を 公表した場合におい て必要があると認め るときは、事業者は 指針を遵守するもの とする。当該作業環 境測定指針に同じ 必要な措置を行う ことができる。	厚生労働大臣											
第65条	第5項	作業環境の改善によ り労働者の健康を保 持する必要があると 認めるときは、労働 衛生指導官の意見に 基づき、厚生労働省 令で定めるところに より、事業者に対し て、作業環境測定 の実施その他必要な 事項を指示することが できる。	都道府県労働局長											
	第65条の2	作業環境測定の結果 の評価に基づいて、 労働者の健康を保持 するため必要がある と認められるとき は、厚生労働省令で 定めるところによ り、施設又は設備の 改善の実施その他の 適切な措置を講じな ければならないこ と。	事業者											
第65条の2	第2項	評価を行うに当た ては、厚生労働省令 で定めるところによ り、厚生労働大臣の 定める作業環境測定 基準に従って行わ なければならないこ と。	事業者											

規定条法	項	期別内容	名取人 (名取とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記しないが実質的 な保護対象	明記された保護対象	明記しないが実質的 な保護対象	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	保護対象	明記しないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第66条の3	第3項	健康診断の結果を記録しておかなければならないこと。	事業者					労働者	明記なし					明記なし			
第66条の4		健康診断の結果に基づいての医師等からの意見の聴取し、その必要があると認めるときは、当該労働者の表情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、産後休暇の取得の減少等の措置を講ずるほか、作業環境又は設備の設置又は整備、当該労働者は産科医師の意見の聴取を求めるときは安全衛生委員会又は労働時間等設定調整委員等への報告その他の適切な措置を講ずるものとする。	事業者						労働者								
第66条の5	第1項	事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための必要な指針を公表するものとする。	厚生労働大臣						労働者								
第66条の5	第3項	指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に對し、当該指針に對し必要な指導等を行うことができること。	厚生労働大臣					労働者	明記なし								
第66条の6	第1項	健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならないこと。	事業者						労働者								
第66条の7	第1項	医師又は保健師による健康診断を行うよう努めなければならないこと。	事業者						労働者								
第66条の7	第2項	保護指針を利用し、その健康の保持に努めるものとする。	労働者						労働者								
第66条の8	第1項	労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならないこと。	事業者						労働者								
第66条の8	第2項	事業者が行う健康診断を受けなければならないこと。	労働者						労働者								
第66条の8	第3項	健康診断の結果を記録しておかなければならない。	事業者						労働者								

規定条法	規定内容	名義人 (名義をもとに)	実質的な名義人	形式的な主題	名義人に関する 特記事項	明記された保護対象 な保護対象	明記しないが実質的 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記しないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第66条の8 第4項	面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するため必要措置について、厚生労働省令で定めることにより、医師の意見を聴かなければならない。	事業者				労働者						
第66条の8 第5項	安全衛生委員会等の報告	事業者				労働者						
第66条の8の2 第1項	職場時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める期間を超える労働者（に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。	事業者				労働者						
第66条の8の2 第2項	面接時間を超え、面接が当該労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。	事業者				労働者						
第66条の8の3	健康診断期間をいう	事業者				労働者						
第66条の8の4	面接時間をいう	事業者				労働者						
第66条の8の4	面接時間をいう	事業者				労働者						
第66条の9	必要となることにより、厚生労働省令で定めるところにより、必要措置を講ずるよう努めなければならない。	事業者				労働者						
第66条の10 第1項	心臓病は発症の程度を把握するための検査を行わなければならない。	事業者				労働者						
第66条の10 第2項	労働者の健康の結果を事業主に提供してはならない。	事業者				労働者						
第66条の10 第3項	当該労働者の健康の結果を事業主に提供してはならない。	事業者				労働者						

規定方法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記された保護対象 な保護対象	明記はないが実質的 な保護対象	実質的な名取人 (名東とも)	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第66条の10 第4項		当該指導の進展を記 すこととならなければ ならない。	事業者	事業者			労働者								
第66条の10 第5項		医師の意見を聴か なければならぬ。	事業者	事業者			労働者								
第66条の10 第6項		当該指導の実情を考 慮して、就業場所の 変更、作業の転換、深 夜作業の回数、深 夜作業の回数、深 夜作業の回数の減少等 の措置を講ずるほ かに、当該医師の意見 を聴き、当該医師の意見 は安全衛生委員会 又は労働時間等決定 委員会への報告等 の他の適切な措置を 講じなければならない。	事業者	事業者			労働者								
第66条の10 第7項		事業者が講ずべき措置 の適切かつ有効な実 施を図るため必要な 指針を公表するもの とする。	厚生労働大臣				労働者								
第66条の10 第8項		指針を公表した場合 において必要がある と認めるときは、事 業主又はその団体に 対し、当該指針に関 し必要な指導等を行 うことができる。	厚生労働大臣				労働者								
第66条の10 第9項		労働者に対する指導 相談の要約その他の 当該労働者の健康の 維持増進を図ること を旨とするよう努め るものとする。	国				労働者								
第67条 第1項		がんその他の重篤の 健康障害を生ずるお それのある業務で、 就業している者のうち 定められた業務に就 する者に対し、健康 状態に支障が生ずる に、当該業務に係る 健康診断を交付す るものとする。	都道府県労働局長				がんその他の重篤の 健康障害を生ずるお それのある業務で、 就業している者のうち 定められた業務に就 する者								
第67条 第2項		健康診断を所定 している者に対する 健康診断に際し、原 則として、健康状態 に支障が生ずるお それのある業務に就 する者	国				健康診断を所定 している者								
第67条 第3項		健康診断を所定 している者に対する 健康診断に際し、又は 健康診断の結果、支 障が生ずるおそれ のある業務に就する 者	国				健康診断を所定 している者								
第67条 第4項		健康診断を所定 している者に対する 健康診断に際し、又は 健康診断の結果、支 障が生ずるおそれ のある業務に就する 者	国				健康診断を所定 している者								

規定条法	項	規制内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記された保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	形式的な主語	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	フリーコメント欄
第68条		伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかつた労働者については、厚生労働省令で定めることにより、その就業を禁止しなければならない。	事業者	事業者			労働者				労働者							
第68条の2		労働者に対する健康教育及び健康相談その他の労働者の健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	事業者	事業者			労働者											
第69条	第1項	労働者の健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	事業者	事業者			労働者											
第69条	第2項	事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。	労働者	労働者			労働者											
第70条		労働者の健康の保持増進を図るため、必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	事業者	事業者			労働者											
第70条の2	第1項	事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に關して、その健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			労働者											
第70条の2	第2項	事業者又はその団体に対し、必要な措置を行うことのできるものとする。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			労働者											
第70条の3		労働者は健康診断等実施し、その結果に基づき、必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	労働者	労働者			労働者											
第71条	第1項	事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に關して、その健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	労働者	労働者			労働者											
第71条	第2項	事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に關して、その健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	労働者	労働者			労働者											
第71条の2		労働者が講ずべき健康の保持増進のための措置に關して、その健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	労働者	労働者			労働者											
第71条の3	第1項	労働者が講ずべき健康の保持増進のための措置に關して、その健康の保持増進を図るため必要と認められる場合において、労働者に対し、その就業を禁止しなければならない。	労働者	労働者			労働者											

規定条法	規定内容	名取人 (名取とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	フリーコメント欄
第75条の2	第2項 行おうとする者の申請により行う。	明記なし	厚生労働大臣							
第75条の2	試験事務の全部又は一部を行うこととされるときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。		都道府県労働局長							
第75条の3	他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の委員に選任されていると認めるときでなければ、指定をしてはならない。		厚生労働大臣							
第75条の3	次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。		厚生労働大臣							
第75条の4	第1項 厚生労働大臣の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。		指定試験機関							
第75条の4	第2項 指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。		厚生労働大臣							
第75条の5	第1項 免許を受けようとする者は、必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事項については、免許試験員に任せなければならない。		指定試験機関							
第75条の5	第2項 免許試験員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を満たす者の中から選任しなければならない。		指定試験機関							
第75条の5	第3項 免許試験員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。		指定試験機関							
第75条の5	第4項 免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは政令第1項に規定する試験事務の原形に違反する行為をしたときは、又は試験事務に関し、著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。		厚生労働大臣							

規定条法	項	期別内容	名別人 (名東ともに)	実質的な名別人	形式的な主語	名別人に関する 特記事項	名別人に関する 特記事項	実質的な名別人 (名東ともに)	形式的な主語	名本人に関する 特記事項	保護対象 名	明記はないが実 質的な保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第75条の6	第1項	試験事務の開始前に、試験事務の発注に関する規則を定め、原生労働大臣の認可を受けなければならない。	指定試験機関				明記なし								
第75条の6	第2項	試験事務発注で定めるべき事項は、原生労働省令で定める。	明記なし	原生労働大臣			明記なし								
第75条の6	第3項	試験事務発注が試験事務の適正かつ効果的な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ、	原生労働大臣				明記なし								
第75条の7	第1項	事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、原生労働大臣の認可を受けなければならない。	指定試験機関				明記なし								
第75条の7	第2項	毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業収支算及び収支決算書を作成し、原生労働大臣に提出しなければならない。	指定試験機関				明記なし								
第75条の8	第1項	試験事務に関して指し得た秘密を漏らし、又はこれらの職にあつた者	指定試験機関の役員若しくは職員(免許試験員を含む。)				明記なし								
第75条の8	第2項	審判の運用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	指定試験機関の役員若しくは職員(免許試験員を含む。)				明記なし								
第75条の9		指定試験機関に対し、試験事務に関し、監督上必要な命ぜりやをすることができる。	原生労働大臣				明記なし								
第75条の10		原生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。	指定試験機関				明記なし								
第75条の11	第1項	指定を取り消さなければならない。	原生労働大臣				明記なし								
第75条の11	第2項	試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずる。	原生労働大臣				明記なし								
第75条の12	第1項	経歴照会関係機関による免許試験の実施	都道府県労働局長				明記なし								

規定書法	項	期制内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記はないが実質的 な保護対象	明記はないが実質的 な保護対象	出務者法	出務者法	出務者法	期制内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	明記はないが実 質的な保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	フリーコメント欄						
		都道府県労働局長が 前項の規定により試 験事務を自ら行う場 合、指定試験機関が 第七十五条の十の順 次による厚生労働大 臣の許可を受けて試 験事務の全部若しくは 一部を委託する場 合、又は前項の規定 により厚生労働大臣 が指定試験機関の指 定を取り消した場合 における試験事務の 引継ぎその他の必要 な事項については、 厚生労働省令で定め る。	明記なし 厚生労働大臣																							
第76条	第1項	技能講習別表第十八 に掲げる区分ごと に、学科講習又は実 技講習によつて行 う。	明記なし						明記なし																	
第76条	第2項	技能講習終了証を交 付ししなければならない者							明記なし																	
第76条	第3項	技能講習の受講資格 及び受講手続その他 技能講習の実施につ いて必要な事項は、 厚生労働省令で定め る。	明記なし	厚生労働大臣					明記なし																	
第77条	第1項	登録は、厚生労働省 令で定めるところに よる。厚生労働省令 で定める区分ごと に、技能講習又は教 習を行ふとする者 の申請により行う。	明記なし	国					明記なし																	
第77条	第2項	要件のすべてに適合 しているときは、登 録をしなければならない	明記なし	国					明記なし																	
第77条	第3項	審判		都道府県労働局長					明記なし																	
第77条	第4項	登録は、五年以上十 年以内において政令 で定める期間ごとに その更新を受けなけ れば、その期間の経 過によつて、その効 力を失う。	明記なし	登録教育機関					明記なし																	
第77条	第5項	認めらるる者	明記なし						明記なし																	
第77条	第6項	計画を作成し、これ に基づいて技能講習 登録教育機関		登録教育機関					明記なし																	
第77条	第7項	指定に基づいて技能講 習又は教育を行な なければならない。		登録教育機関					明記なし																	
第78条	第1項	特別安全衛生改善計 画を作成し、これを厚 生労働大臣に提出す べきことを指示する ことができる。		厚生労働大臣					明記なし																	
第78条	第2項	検査官を派遣する者 の意見を聴かなければ ならない。		事業者					明記なし																	

規定項目	規定内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	明記されていない保護対象 な保護対象	明記されていないが実質的 な保護対象	出発方法	日次規則	項	規則内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	明記されていないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第81条	労働衛生コンサルタントの名称を用い、他の者の求めに応じて、他人の求めに応じて、他人の求めに応じて、労働衛生の向上の促進の向上を目的とする、事業の発展及びこれに基づき指導を行なうことを業とする。	労働衛生コンサルタント	労働衛生コンサルタント			明記なし														
第82条	第1項 安全コンサルタント試験の実施 第2項 労働安全コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、筆記試験及び口述試験によつて行なう。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第83条	第3項 各号のいずれかに該当する者でなければならず、労働安全コンサルタント試験を受けることができる。		受験者			明記なし														
第84条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める者に、第二項の規定に照し、筆記試験又は口述試験の全部又は一部を免除することができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第85条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、厚生労働省令で定める者に行なう。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第85条の2	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第85条の3	第1項 労働衛生コンサルタント試験の実施等に関する事項	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第86条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施等に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第87条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施等に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第88条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施等に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第89条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施等に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第90条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施等に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														
第91条	第1項 労働衛生コンサルタント試験は、労働安全コンサルタント試験又は労働安全コンサルタント試験の実施等に関する事項の全部又は一部を行わせることができる。	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし														

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記された保護対象 ない保護対象	明記しないが実質的 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記しないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第86条	第1項	コンサルタントの職 用を備つて、又はコ ンサルタント全体の 行爲をせしめらるら ない。	コンサルタント	コンサルタント			明記なし						
第86条	第2項	その業務に關して租 り得た秘密を漏ら し、又は濫用しては ならない。コンサル タントでなくかつた 後においても、同様 とする。	コンサルタント	コンサルタント			明記なし						
第87条	第1項	その名中に日本外 國協会連合コンサル タント会という文字 を用いる一統社団法 人は、コンサルタ ントを社員とする旨の 定款の定めがあり、 かつ、全国のコンサ ルタントの地位の異 特及びその業務の異 差改善に資するた め、社員の増減及び 連絡に關する業務を 全般的に行うことを 目的とするものに關 り、設立することが できる。	コンサルタント会	コンサルタント会			明記なし						
第87条	第2項	定款を変更できない	明記なし	コンサルタント会			明記なし						
第87条	第3項	面証明書及び定款の 写しを添えて、その 原を厚生労働大臣に 届け出なければなら ない。	コンサルタント会	コンサルタント会			明記なし						
第87条	第4項	コンサルタント会の 業務は、厚生労働大 臣の監督に屬する	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし						
第87条	第5項	コンサルタント会の 業務の適正な実施を 確保するため必要が あると認めるとき は、いつでも、当該 業務及びコンサルタ ント会の財産の状況 を検査し、又はコン サルタント会に対 し、当該業務に關し 監督上必要な命 令を出すことができる	厚生労働大臣	厚生労働大臣			明記なし						
第87条	第6項	特中日本労働安全 衛生コンサルタント 会という文字を用い てはならない	コンサルタント会以外の者	コンサルタント会以外の者			明記なし						

規定条法	項	規程内容	名取人 (名取とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象 (明記されていない)	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第88条	第1項	<p>労働者、高層ビル、又は特種な作業を必要とするもの、危険な場所において使用されるもの又は危険防止のために防護措置を講ずるものうち、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>形骸し、若しくは形骸し、又はこれからの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日より十日前までに、労働監督官長に提出しなければならない。</p>	事業者		明記なし	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	第54条	第1項	<p>労働者、高層ビル、又は特種な作業を必要とするもの、危険な場所において使用されるものうち、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>形骸し、若しくは形骸し、又はこれからの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日より十日前までに、労働監督官長に提出しなければならない。</p>			
第88条	第2項	<p>建設業に属する事業の事業者のうち、重要な労働災害を生ずるおそれがある特種な労働災害で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>当該事業の開始の日より三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働輸入団に届け出なければならない。</p>	事業者		明記なし		明記なし						
第88条	第3項	<p>建設業その他の地政令で定める業種に属する事業者の事業（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める労働者を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとする事業者</p> <p>当該事業者の開始の日より十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督官長に届け出なければならない。</p>	事業者			明記なし		明記なし					
第88条	第4項	<p>掘削に係る工事のうち、厚生労働省令で定める工事の計画、第二項の厚生労働省令で定める工事の計画、又は前項の規定による掘削に係る事業者のうち、厚生労働省令で定める事業者の計画を当該事業者の開始の日より十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督官長に届け出なければならない。</p>	事業者			明記なし	明記なし						

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第88条	第5項	当該は事が次の種別 負契約によつて行われ る場合において、 当該仕事を自ら行う 発注者がいるときは 第5項 当該発注者以外の 事業者、当該仕事を自 ら行う発注者がいな いときは元請負人以外 の事業者について は、適用しない。	事業者				明記なし						
第88条	第6項	選出をした事業者に 対し、その選出に係 る工事若しくは仕事 の開始を差し止め、 又は当該計画を変更 すべきことを命ずる ことができる	労働基準監督長				明記なし		第54条	労働者			
第88条	第7項	選出をした事業者に 対し、その選出に係 る工事若しくは仕事 の開始を差し止め、 又は当該計画を変更 すべきことを命ずる ことができる	厚生労働大臣又は労働基準監督長				明記なし						
第88条	第1項	選出があつた計画の うち、高度の技術的 特徴を有するものに ついて審査をすること ができる。	厚生労働大臣				明記なし						
第88条	第2項	審査を行なうに当た つては、厚生労働省 令で定めるところに より、労働監督官の 意見をまかななければ ならない。	厚生労働大臣				明記なし						
第88条	第3項	審査の結果が必要が ないと認めるときは、 選出をした事業者に 対し、労働監督官の防 止に関する事項につ いて必要な報告又は 要請をすることができる。	厚生労働大臣				明記なし						
第88条	第4項	報告又は要請をする に当たつては、あらかじめ、当該選出を した事業者の意見を 聞きなければならない。	厚生労働大臣				明記なし						
第88条	第5項	計画に關してその意 見を求められた労働 監督官は、当該計画 に關して取り得な弊 害を測らなくてはなら ない。	労働監督官				明記なし						
第88条の2	第1項	選出があつた計画の うち、前条第一項の 高度の技術的特徴を 有するものに準する ものとして当該計画 に係る建設特許若しくは 特許権又は仕事の事項を 継承して厚生労働省 令で定めるものにつ いて審査をすること ができる。	建設特許品検査官				明記なし						

規定条法	項	期別内容	名取人 (名表とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記はないが実質的な保護対象	明記はないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第93条	第3項	第3項 専門的知識を必要とする職務で、保護を受けるものをつつらんとするものは、専業主婦、労働者その他の関係者並びに労働災害の原因の調査その他の特別に労働衛生専門官に必要とする職務を執行する労働者及び労働者の健康を維持するために必要となる労働者及び労働者に関する職務を執行する労働者である。	労働衛生専門官	労働衛生専門官	労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第93条	第4項	労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。	労働衛生専門官	労働衛生専門官	労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第94条	第1項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第94条	第2項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第95条	第1項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第95条	第2項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第95条	第3項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第95条	第4項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第95条	第5項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第95条	第6項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第96条	第1項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第96条	第2項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第96条	第3項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					
第96条	第4項	労働衛生専門官の職	労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	労働衛生専門官又は労働衛生専門官	明記なし	明記なし	明記なし	明記なし					

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記されていないが実 質的な保護対象	明記されていないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第98条	第1項	規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、労働者及び注文書又は建築物資手続に對し、作業の全部又は建築物資の一部、建設物資の一部又は建築物資の一部の他の使用の停止又は他の使用の停止を命ずることができる。	都道府県労働局長又は労働基準監督長								
第98条	第2項	必要な事項を労働者、請負人又は建築物資の買手等が受けている者に命ずることができる。	都道府県労働局長又は労働基準監督長								
第98条	第3項	都道府県労働局長又は労働基準監督長が労働基準監督官の権限を併用して行うことができる。	労働基準監督官								
第98条	第4項	労働基準監督を防止するため必要な事項について通告又は要請を行うことができる。	都道府県労働局長又は労働基準監督長								
第99条	第1項	労働基準監督の急激した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要の限度において、作業の全部又は建築物資の一部の停止、建設物資の一部の停止、建設物資の一部の他の使用の一時停止、建設物資の一部の他の使用の一時停止その他の緊急労働基準監督を防止するため必要な事項を命ずることができる。	都道府県労働局長又は労働基準監督長								
第99条	第2項	必要な事項を労働者に命ずることができる。	都道府県労働局長又は労働基準監督長								
第99条の2	第1項	労働基準監督防止業務に事業者の指定する者が行う罰則を課せられるよう指示することができる。	都道府県労働局長								
第99条の2	第2項	労働基準監督防止業務に事業者が同項の罰則を受けるを命ずるべきではない。	事業者								
第99条の2	第3項	必要な事項は、厚生労働省令で定める。	厚生労働大臣								
第100条	第1項	事業者、労働者、労働者代表者、労働者代表者又はコンプライアンス担当者に対し、必要な事項を報告させ、又は出席を命ずることができる。	都道府県労働局長又は労働基準監督長								
第100条	第2項	労働基準監督防止業務に事業者が同項の罰則を受けるを命ずるべきではない。	厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督長								

規定条法	項	規制内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	名取人に関する 特記事項	明記しないが実質的な保護対象	明記しないが実質的な保護対象	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に関する 特記事項	保護対象	明記しないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第100条	第3項	事業者又は労働者に 対し、必要な事項を 提供させ、又は出頭 を命ずることができ る。	労働基準監督官													
第101条	第1項	この法律及びこれに 基づく命令の趣旨を 達するに必要となる 事項を作業場の見や すい場所に掲示し、 又は備え付けること を命ずる。その他の 労働者に対する命令 で定める方法によ り、労働者に届知さ せなければならない。 い。	事業者													
第101条	第2項	事業者の業務に関す る事項で必要な労働 命令で定めるものを 深層作業場の見や すい場所に掲示し、 又は備え付けること を命ずる。	事業者													
第101条	第3項	労働者の健康を管理 するに必要となる事 項を労働者の見やす い場所に掲示し、 又は備え付けること を命ずる。	事業者													
第101条	第4項	化学物質、化学物質 を含む原料、中間品 その他の物で当該用途 に用いられるものを 取り扱う作業場所 の見やすしい場所に 掲示し、又は備え 付けることその他の 労働者に対する命令 で定める方法によ り、当該労働者に 届知する。	事業者													
第102条		労働者による労働災 害の発生を防止する ためとなるべき措置 についての指示を求 められたときは、こ れを遵守しなければ ならない。	事業者													
第103条	第1項	この法律又はこれに 基づく命令の規定に 基づいて作成した書 類（次項及び第三項 の趣旨を除く。）を 保存しなければならない。 い。	事業者													
第103条	第2項	命令で定めるものを 記録した書類を備 え、これを保存しな なければならない。 い。	事業者													
第103条	第3項	命令で定めるところ により、その業務に 関する事項で、厚生 労働省令で定めるも のを記録した書類を 備え、これを保存し なければならない。 い。	事業者													

規定条法	項	期別内容	名個人 (名要とも)	実質的な名個人	形式的な主題	名個人に関する 特記事項	明記されない保護対象 (名要とも)	明記されないが実質的 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記されないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第104条	第1項	この法第23条に 基づく命外の実態に よる措置の実態に 関し、労働者の心身 の状態に関する情報 を収集し、保管し、又 は使用するに当たつ ては、労働者の健康 の増進に必要な範囲 内で労働者の心身の 状態に関する情報を 収集し、且つに当該 収集の目的の範囲内 でこれを保管し、及 び使用しなればな らない。ただし、本 人の同意がある場合 その他正当な事由が ある場合は、この限 りでない。	事業者				明記なし						
第104条	第2項	労働者の心身の状態 に関する情報を適正 に管理するために必 要な措置を講じな なければならない。	事業者				明記なし						
第104条	第3項	事業者が請すべき指 揮の適切かつ有効な 措置を認るための必 要な情報を公表するも のとする。	厚生労働大臣				明記なし						
第104条	第4項	指針を公表した場合 において必要がある と認めるときは、事 業主若しくはその関係 者に対し、当該指針に 関し必要な指導等を行 うことができる。	厚生労働大臣				明記なし						
第105条		進に關して取り得た 労働者の秘匿を適 してはならない。	面接指導の実態の事務に従事した者				明記なし						
第106条	第1項	急激上の措置、及び 上の助言その他必要 な援助を行うように 努めるものとする。	国				明記なし						
第106条	第2項	中小企業者に対し、 特別の配慮	国				明記なし						
第107条		安全管理者、衛生管 理者、安全衛生指導 員、衛生指導員、衛 生医、コンサルタン トその他労働災害の 防止のための業務に 従事する者の責務の 向上を図り、及び労働 者の労働災害防止 の意識を高めるた め、資料の提供その他 必要な援助を行う ように努めるものとする。	厚生労働大臣				明記なし						
第108条		労働災害の防止に關 する科学技術の進展 を図るため、研究開 発の推進及びその促 進の増進その他の必要 な措置を講ずるよう に努めるものとする。	政府				明記なし						

規定条法	規定内容	名義人 (名義をもとに)	実質的な名義人	形式的な主語	名義人に関する 特記事項	名義人に関する 特記事項	明記されていないが実質的な保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記されていないが実質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第108条の2 第1項	労働者がらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との因果関係を証明するに必要があるとき、医学的調査その他の調査（以下この条において「医学的調査等」という。）を行うことができる。	厚生労働大臣					労働者						
第108条の2 第2項	医学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、医学的調査等に関する専門的知識を有する者に委託することができる。	厚生労働大臣					明記なし						
第108条の2 第3項	医学的調査等の実施に関し必要があるときは、事業主、労働者その他の関係者に対し、質問票の提出を求め、又は必要な報告を求め、又は必要を報告する。	厚生労働大臣又は前項の規定による委任を受けた者					明記なし						
第108条の2 第4項	実態に即して知り得た情報を明らかにしてはならない。ただし、労働者の健康被害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。						明記なし						
第109条	労働者の防止のための措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の立憲を尊重し、これと照衡に適合し、その理解と協力を求めなければならない。						明記なし						
第110条	この法律の規定による許可、免許、指定又は登録（第五十四条の三第一項又は第五十四條第一項の項）には、条件を付し、及びこれを要することができる。						明記なし						
第110条	当該許可、免許、指定又は登録に係る要項の遵守が労働者の健康を確保するために必要かつ重大のものに限り、かつ、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとならない。						明記なし						

取組方法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に關する 特記事項	明記されない保護対象 が保護対象	明記しないが実質的 な保護対象	保護対象に關する 特記事項	目的方法	項目	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主題	名取人に關する 特記事項	保護対象	明記しないが実 質的な保護対象	保護対象に關する 特記事項	フリーコメント欄
第111条		保護、性別保護、個 別規定又は形式決定 の結果についての処分 請求をすることができる こと	明記なし	保護者を受けよう とする者			明記なし													
第111条	第2項	指定試験機関が行う 試験業務に携る部分 若しくはその不作為 、指定コンサルタント 試験機関が行う コンサルティング試験 業務に係る処分若し は、その不作為又は 指定試験機関が行う 試験業務に係る処分 若しくはその不作為 等については、厚生 労働省に対し、審査 請求をすることができる こと	明記なし	保護者を受けよう とする者			明記なし													
第112条	第1項	手数料を徴する者、第十四条、第六十一條第一項 又は第七十五條第三項の更新を受けようとする 者、試験機関(登録試験機関)が行うものを除く。)を受 験を受けようとする者、第三十七條第一項の許可を受けようとする 者については指定試験 する者、第三十八條の除名(登録試験機関)が行 うものを除く。)、を受けようとする者、第三十八條第一 項のうち指定試験機 関、指定コンソ ルタント試験機関が、第十四條第二項、第四十四條第一項若しくは第四 十四條の再交付又は再課金(登録試験機関)が行 う行為を含むコンソ ルタント試験機関若しくは、除名の再交付又は再課金(登録試験機関)を 行う者、指定試験業務を執行しようとする者、指定試験機関(登録試験機関)が行 うものを除く。)、を受けようとする者、指定試験機関(登録試験機関)が行 うものを除く。)、を受けようとする者、形式決定(登録試験機関)が行 うものを除く。)、を受けようとする者、第五十六 條第一項の更新を受けようとする者、第五十六 條第一項の更新を受けようとする者、第七十二條第一 項のうち指定試験機 関の有効期間の更新を受けようとする者、免許 の有效期間の更新を受けようとする者、免許試験又は功 能性試験を受ける者、労働安全コンサルタント試験又は功 能性試験を受ける者、第一項の登録を受けようとする者、第八十四條 第一項の登録を受けようとする者、	明記なし	定コンサルティング試 験機関又は指定試験 機関			明記なし													
第112条	第2項	命令で定めるところ により、官定で告示 しなければならない こと	明記なし	厚生労働大臣			明記なし													
第112条の2	第2項	命令で定めるところ により、告示しな なければならない こと	明記なし	都道府県労働局長			明記なし													
第113条		この法律の規定に基 づく命令を制定し、 又は改定するときは、 その命令で、その 別規定は効力に伴 い管理的に必要な 新設される範囲内にお いて、所要の経過期 間(原則に関する経過 措置を含む。)を 定めることができる こと	明記なし				明記なし													

規定条法	項	期別内容	名取人 (名東とも)	実質的な名取人	形式的な主語	名取人に関する 特記事項	明記された保護対象 な保護対象	明記はないが実質的 な保護対象	明記はないが実質的 な保護対象	保護対象に関する 特記事項	保護対象	明記はないが実 質的な保護対象	保護対象に関する 特記事項	フリーコメント欄
第114条	第1項	富士山に関する特例					明記なし							
第114条	第2項	富士山に関する特例					明記なし							
第115条	第1項	風山保安法に関する特例					明記なし							
第115条	第2項	船積法に関する特例					明記なし							
第115条	第2項	船積法に関する特例					明記なし							
第115条の2		厚生労働省への委 任					明記なし							
第115条の3	第1項	その職務に関して、 権限を収束し、要考 し、又は釈算したと きは、五年以下の懲 役に処する。これに よって不正の行為を し、又は相当の行為 をしなかつたときは、 七年以下の懲役 に処する。					明記なし							
第115条の4	第1項	就任後担当すべき職 務に同じ、前記を委 任して職務を収束し、 要考し、又は釈算し たときは、役員又は 職員になつた場合 において、五年以下 の懲役に処する。					明記なし							
第115条の4	第2項	特定業務に従事する 特定職種の役員又は 職員であつた者 その在職中に懲戒を受け、職務上不正の行為をしたこ と又は相当の行為をしなかつたことに關して、前職を収 束し、要考し、又は釈算したときは、五年以下の懲役に 処する。					明記なし							
第115条の4	第1項	三年以下の懲役又は 二百五十万円以下の 罰金に処する。					明記なし							
第115条の4	第2項	罰金したときは、そ の罰金を減額し、又は 免除することができる 。					明記なし							
第115条の5		第百十五條の三第 一項から第三項まで の罰金は、刑法第四 條の罰金に處する。					明記なし							
第116条		三年以下の懲役又は 三百万円以下の罰金 に處する。					明記なし							
第117条		一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金に 處する。					明記なし							
第118条		一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金に 處する。					明記なし							
第119条		六月以下の懲役又は 五十万円以下の罰金 に處する。					明記なし							
第120条		六十万円以下の罰金 に處する。					明記なし							

実施期	実施日	実施内容	実施方法	実施場所	実施時間	実施回数	実施内容	実施方法	実施場所	実施時間	実施回数	実施内容	実施方法	実施場所	実施時間	実施回数	実施内容	実施方法	実施場所	実施時間	実施回数	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

条項	規定の内容及び実施方法	当事者	実施方法	形式的な変更に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利	当事者に係る権利
34条の20	1. 株式の譲渡 2. 株式の質入 3. 株式の質入 4. 株式の質入	質入者 質入者 質入者 質入者	譲渡方法 質入方法 質入方法 質入方法	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入
34条の20	1. 株式の譲渡 2. 株式の質入 3. 株式の質入 4. 株式の質入	質入者 質入者 質入者 質入者	譲渡方法 質入方法 質入方法 質入方法	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入	株式の譲渡 株式の質入 株式の質入 株式の質入

実務期	20	20	20	21	21	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
20 00	20 01	20 02	20 03	20 04	20 05	20 06	20 07	20 08	20 09	20 10	20 11	20 12	21 01	21 02	21 03	21 04	21 05	21 06	21 07	
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実務期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

氏名	職別	期	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100
伊藤 浩一	代表取締役社長	2010.01.01	2011.01.01	2012.01.01	2013.01.01	2014.01.01	2015.01.01	2016.01.01	2017.01.01	2018.01.01	2019.01.01	2020.01.01	2021.01.01	2022.01.01	2023.01.01	2024.01.01	2025.01.01	2026.01.01	2027.01.01	2028.01.01	2029.01.01	2030.01.01	2031.01.01	2032.01.01	2033.01.01	2034.01.01	2035.01.01	2036.01.01	2037.01.01	2038.01.01	2039.01.01	2040.01.01	2041.01.01	2042.01.01	2043.01.01	2044.01.01	2045.01.01	2046.01.01	2047.01.01	2048.01.01	2049.01.01	2050.01.01	2051.01.01	2052.01.01	2053.01.01	2054.01.01	2055.01.01	2056.01.01	2057.01.01	2058.01.01	2059.01.01	2060.01.01	2061.01.01	2062.01.01	2063.01.01	2064.01.01	2065.01.01	2066.01.01	2067.01.01	2068.01.01	2069.01.01	2070.01.01	2071.01.01	2072.01.01	2073.01.01	2074.01.01	2075.01.01	2076.01.01	2077.01.01	2078.01.01	2079.01.01	2080.01.01	2081.01.01	2082.01.01	2083.01.01	2084.01.01	2085.01.01	2086.01.01	2087.01.01	2088.01.01	2089.01.01	2090.01.01	2091.01.01	2092.01.01	2093.01.01	2094.01.01	2095.01.01	2096.01.01	2097.01.01	2098.01.01	2099.01.01	2100.01.01	
伊藤 浩一	代表取締役社長	2010.01.01	2011.01.01	2012.01.01	2013.01.01	2014.01.01	2015.01.01	2016.01.01	2017.01.01	2018.01.01	2019.01.01	2020.01.01	2021.01.01	2022.01.01	2023.01.01	2024.01.01	2025.01.01	2026.01.01	2027.01.01	2028.01.01	2029.01.01	2030.01.01	2031.01.01	2032.01.01	2033.01.01	2034.01.01	2035.01.01	2036.01.01	2037.01.01	2038.01.01	2039.01.01	2040.01.01	2041.01.01	2042.01.01	2043.01.01	2044.01.01	2045.01.01	2046.01.01	2047.01.01	2048.01.01	2049.01.01	2050.01.01	2051.01.01	2052.01.01	2053.01.01	2054.01.01	2055.01.01	2056.01.01	2057.01.01	2058.01.01	2059.01.01	2060.01.01	2061.01.01	2062.01.01	2063.01.01	2064.01.01	2065.01.01	2066.01.01	2067.01.01	2068.01.01	2069.01.01	2070.01.01	2071.01.01	2072.01.01	2073.01.01	2074.01.01	2075.01.01	2076.01.01	2077.01.01	2078.01.01	2079.01.01	2080.01.01	2081.01.01	2082.01.01	2083.01.01	2084.01.01	2085.01.01	2086.01.01	2087.01.01	2088.01.01	2089.01.01	2090.01.01	2091.01.01	2092.01.01	2093.01.01	2094.01.01	2095.01.01	2096.01.01	2097.01.01	2098.01.01	2099.01.01	2100.01.01	

発表期別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
88条の2	1															
88条の2	2															
88条の3																
94条																
94条																
94条																
94条の2																
94条の2																
94条の2																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																
94条の3																

実施期別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
118年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
119年																
120年																
121年																
122年																
123年																
124年																
125年																
126年																
127年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
127年	2															
128年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
128年	2															
129年																
130年																
130年02																
130年03																
130年04																
130年05																
130年05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

発刊期別	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
1999年	1																										
2000年																											
2001年																											
2002年																											
2003年																											
2004年																											
2005年																											
2006年																											
2007年																											
2008年																											
2009年																											
2010年																											
2011年																											
2012年																											
2013年																											
2014年																											
2015年																											
2016年																											
2017年																											
2018年																											
2019年																											
2020年																											
2021年																											
2022年																											
2023年																											
2024年																											

実施期	15.10.1	15.10.2	15.10.3	15.10.4	15.10.5	15.10.6	15.10.7	15.10.8	15.10.9	15.10.10	15.10.11	15.10.12	15.10.13	15.10.14	15.10.15	15.10.16	15.10.17	15.10.18	15.10.19	15.10.20	15.10.21	15.10.22	15.10.23	15.10.24	15.10.25		
15.10.1	1																										
15.10.2																											
15.10.3																											
15.10.4																											
15.10.5																											
15.10.6																											
15.10.7																											
15.10.8																											
15.10.9																											
15.10.10																											
15.10.11																											
15.10.12																											
15.10.13																											
15.10.14																											
15.10.15																											
15.10.16																											
15.10.17																											
15.10.18																											
15.10.19																											
15.10.20																											
15.10.21																											
15.10.22																											
15.10.23																											
15.10.24																											
15.10.25																											

発表期	期内容	実施者 (個人)	実施者 氏名	形式的 な主題	発表者に 関する 内容	発表された 種別	発表者	発表された 種別	関係分野	関係分野に 関する 内容	発表者	発表された 種別	関係分野	発表者	発表された 種別	関係分野	発表者	発表された 種別	関係分野	
219年																				
219年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
220年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
220年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
221年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
222年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
222年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
223年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
224年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
225年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
226年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
226年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
227年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
227年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
228年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
228年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
229年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
229年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
230年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
230年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
231年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
232年	1	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												
232年	2	労務管理の改善に関する調査	研究者				研究者	関係分野												

発効期	名義人	実質的な名義人	形式的な名義人	名義人に関する特記事項	明記された権限対象	債権対象	債権の対象となる債権の種類	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	明記された権限対象	明記された権限対象	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項
2020年10月31日	313号	名義人(他名とも)	実質的な名義人	形式的な名義人	名義人に関する特記事項	明記された権限対象	債権対象	債権の対象となる債権の種類	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項
	313号						関係のほかに	債権の種類	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項	債権行使に関する特記事項
	314号														
	315号														
	316号														
	317号														
	317号														
	317号														
	317号														
	317号														
	318号														
	318号														
	319号														
	319号														
	319号														
	319号														

実施期	実施内容	実施の目的	実施の時期	実施の場所	実施の回数	実施の担当者	実施の経費	実施の成果	実施の留意点	実施の課題	実施の改善点	実施の今後の見込み	実施の総括
30年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

実施期	実施日	実施時間	実施内容	実施の目的	実施の趣旨	実施の責任者	実施の場所	実施の時間	実施の回数	実施の費用	実施の場所	実施の回数	実施の費用	実施の場所	実施の回数	実施の費用	実施の場所	実施の回数	実施の費用	実施の場所	
339年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
340年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
341年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
341年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
342年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
342年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
343年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
343年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
344年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
344年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
345年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
345年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
346年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
346年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
347年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
347年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
347年	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
348年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

発起期 発起日	発起人 (代表者名)	実質的な 発起人	形式的な 発起人	名義人に関する 特記事項	名義人に係る 特記事項	発起内容	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要	発起内容 の概要		
360年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																	フリーコメント欄	
361年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
362年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
363年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
364年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
365年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
366年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
367年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
368年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
369年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
370年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
371年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
372年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
373年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
374年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
375年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
376年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
377年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		
378年				出山の期日特等主権者、次の事項を行行せざるべきこと。																		

Table with 14 columns: 年度別 (Annual), 期別 (Period), 実施の形態 (Implementation Form), 実施の目的 (Implementation Purpose), 実施の主体 (Implementation Entity), 実施の場所 (Implementation Location), 実施の経緯 (Implementation Background), 実施の内容 (Implementation Content), 実施の状況 (Implementation Status), 実施の成果 (Implementation Results), 実施の課題 (Implementation Issues), 実施の展望 (Implementation Outlook).

発祥地	開発者	実装者(個人)	実装者(法人)	形式的な主題	名称(通称)	開発内容	利用方法	名前空間(特許権)	権利者に係る特許事項	侵害行為	侵害行為(個人)	侵害行為(法人)	侵害行為(官公庁)	特許権	特許権の権利者	特許権の権利者(個人)	特許権の権利者(法人)	特許権の権利者(官公庁)	特許権の権利者(その他)
422年		開発者			開発者	開発内容													
423年		開発者			開発者	開発内容													
424年		開発者			開発者	開発内容													
425年		開発者			開発者	開発内容													
426年		開発者			開発者	開発内容													
427年		開発者			開発者	開発内容													
428年		開発者			開発者	開発内容													
429年		開発者			開発者	開発内容													
430年		開発者			開発者	開発内容													
431年		開発者			開発者	開発内容													
432年		開発者			開発者	開発内容													
433年		開発者			開発者	開発内容													
434年		開発者			開発者	開発内容													
435年		開発者			開発者	開発内容													
436年		開発者			開発者	開発内容													
437年		開発者			開発者	開発内容													
438年		開発者			開発者	開発内容													

実務別	階層内	実施内容	実施者	実施の目的	実施の形式	実施の回数	実施の時期	実施の場所	実施の方法	実施の成果	実施の評価	実施の振り返り	実施の反省	実施の改善	実施のまとめ	実施の課題	実施の展望
481表	3	かかりの別の作業を行う場合は、かかりが戻すことにより作業に危険が生ずるおそれのあるときは、当該かかりの別の作業に着手する労働者以外の労働者を立ち入らせない。	事業者														
482表	1	階段、大吊、大管等の落下危険のため、落下物の作業現場については当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
483表	1	当該作業現場は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
484表	1	当該作業現場は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
485表	2	当該作業現場は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
486表	1	当該作業現場は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
487表	2	当該作業現場は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表01	1	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表02	2	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表03	3	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表04	1	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表05	2	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表06	1	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表07	2	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表08	3	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表09	1	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表10	2	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表11	3	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表12	1	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														
517表13	2	事業者は、当該作業現場に労働者を立ち入らせない。	事業者														

発効期	2010.10.1	2020.10.1	2021.9.1	2022.10.1	2023.10.1	2024.10.1	2025.10.1	2026.10.1	2027.10.1	2028.10.1	2029.10.1	2030.10.1	2031.9.1	2032.10.1	2033.10.1	2034.10.1	2035.10.1	2036.10.1
519年	2		1															
520年																		
521年	1																	
521年	2																	
522年																		
523年																		
524年																		
525年	1																	
525年	2																	
526年	1																	
526年	2																	
527年																		
528年																		
529年																		
530年																		
531年																		
532年																		
532年02																		
533年																		
534年																		
535年																		
536年	1																	

発表期別	10/10	20/10	20/11	21/10	21/11	22/10	22/11	23/10	23/11	24/10	24/11	25/10	25/11	26/10	26/11	27/10	27/11	28/10	28/11	29/10	29/11	30/10	30/11	31/10	31/11
971条	1																								
971条	3																								
972条	1																								
973条	1																								
973条	2																								
974条	1																								
974条	2																								
975条	1																								
975条	2																								
975条	3																								
975条	4																								
975条	5																								
975条	6																								
975条	7																								
975条	8																								
975条	9																								
975条	10																								
975条	11																								
975条	12																								
975条	13																								
975条	14																								
975条	15																								
975条	16																								
975条	17																								
975条	18																								
975条	19																								
975条	20																								
975条	21																								
975条	22																								
975条	23																								
975条	24																								
975条	25																								
975条	26																								
975条	27																								
975条	28																								
975条	29																								
975条	30																								
975条	31																								
975条	32																								
975条	33																								
975条	34																								
975条	35																								
975条	36																								
975条	37																								
975条	38																								
975条	39																								
975条	40																								
975条	41																								
975条	42																								

Table with 34 columns: 発注期別, 2020.10, 2020.11, 2020.12, 2021.01, 2021.02, 2021.03, 2021.04, 2021.05, 2021.06, 2021.07, 2021.08, 2021.09, 2021.10, 2021.11, 2021.12, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34. Rows contain project details such as '9738e08', '9738e09', '9738e10', etc., with columns for project name, schedule, location, and other attributes.

実施期別	2010.10.1	2020.10.1	2021.10.1	2022.10.1	2023.10.1	2024.10.1	2025.10.1	2026.10.1	2027.10.1	2028.10.1	2029.10.1	2030.10.1
594条												
595条												
595条												
595条												
595条												
597条												
598条												
600条												
601条												
601条												
602条												
603条												
603条												
604条												
605条												
605条												
606条												
607条												
607条												
608条												
609条												

実施期	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容
実施期	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容	実施内容
625年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
625年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
626年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
627年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
627年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
628年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
628年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
629年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
630年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
631年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
632年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
632年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
633年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
633年	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

発表期別	10月	20	20	20	21	21	21	21	22	22	22	23	23	23	23	フリーコメント欄
発表期別	10月	20	20	20	21	21	21	21	22	22	22	23	23	23	フリーコメント欄	
643期04	1															
643期04	2															
643期04	3															
643期05	1															
643期05	2															
643期06	1															
643期06	2															
643期06	3															
643期07																
643期08																
643期09	1															
643期09	2															
644期																
645期																
646期																
647期																

発表期別	10/10	20/10	20/11	21/9	21/10	22/10	22/11	23/10	23/11	24/10	24/11	25/10	25/11	26/10	26/11	27/10	27/11	28/10	28/11	29/10	29/11	30/10	30/11	
662集																								
662集02																								
662集03																								
662集04	1																							
662集04	2																							
662集04	3																							
662集05																								
662集06																								
662集07																								
662集08																								
662集09	1																							
663集	2																							
663集02																								

条項	10	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
664条	1																	
664条	2																	
665条																		
666条	1																	
666条	2																	
667条																		
668条																		
670条	1																	
670条	2																	
671条																		
672条																		
673条																		

実施期	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
974条																						
975条																						
976条																						
977条																						
978条																						
978条																						
978条																						

【資料 3】

旧安衛則の名宛人等

三柴 丈典

1 定義規定

第 55 条（使用者に対して、建設物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工の 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項に定める危険又は衛生上有害な事業の定義～3 馬力以上の原動機を使用する事業のうち一定の業種、2 馬力以上の原動機を使用し、金属の切削、起毛（織物や編物のけばを立てること）・反毛（繊維などを綿状に戻すこと）を行う事業、発電・送電、ガラス製造、油脂・パラフィン（ろうそく、マッチ、クレヨンなどの原料となる、石油から分離された半透明の個体で、有機化合物の一種。水をはじく性質があり、眼刺激性がある）の製造、爆発性、有害性のある薬品を取り扱う業務を行う事業など 3 項目 18 種類～）、第 155 条（乾燥室の定義～熱源を用いて者の加熱乾燥をするための区画された部屋等～）、第 156 条（内圧容器の定義～ボイラー等一定レベル気体の圧力を蓄積する容器～）、第 226 条（汽罐と特殊汽罐の定義～汽罐：密閉容器で「専ら」大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気罐、同じく摂氏 100 度以上まで罐水温度を上げて容器外に給湯する温水罐、特殊汽罐：密閉容器で蒸気を発生するか蒸気を受け入れて品物を蒸す蒸気罐、密閉容器で大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気器、密閉容器で蒸気を蓄積する蓄熱器～）、第 327 条（揚重機の定義～巻上能力 3 トン以上の起重機（第 1 号）、つかみ能力 0.5 トン以上のグラブバケット付起重機（第 2 号）、支柱又はブームの長さ 10m 以上の起重機（第 3 号）、巻上能力 2 トン以上のガイデリック又は足付デリック（第 4 号）、のいずれかに該当する起重機、または、高さ 15m 以上のコンクリート用エレベータ（第 5 号）、積載能力 2 トン以上の人荷共用か荷物用のエレベータ（第 6 号）、のいずれかに該当するエレベータ。但し、動力を使用しないものを除く～）、第 387 条（アセチレン溶接の定義～酸素とアセチレン（溶解アセチレンを除く¹）を用いる金属の溶接や溶断～、アセチレン溶接装置（以下「溶接装置」という）の定義～アセチレン溶接に必要なアセチレン発生器（アセトンに水を加えてアセチレンを発生させる機器。以下「発生器」という）から、安全器、清掃機、導管、吹管に至る器具の総称～）、第 414 条（本命令にいう軌道装置の定義～動力により軌条で労働者や荷物を運搬するための事業場に附帯する軌道（レール・まくら木・道床）、原動

¹ 安定した爆発の危険がないため適用除外となっている（野口三郎『労働安全衛生規則の解説（安全の部）』（産業労働福利協会、1948 年（昭和 23 年））242 頁）。

機、車輛、巻上機等一切の装置。但し、鉄道営業法等の適用を受けるものを除く～)、

2 用語説明

第 228 条 (制限圧力：構造上可能な最高ゲージ圧力、伝熱面積：伝熱に貢献している表面面積。ボイラーでは、燃焼ガスが水に触れ、熱を伝える部分の燃焼ガス側の面積等、火格子 (ひごうし) 面積：燃料燃焼のための火格子 (燃料を燃焼させる時に底部に置く鉄製のすのこ等) の有効面積)、第 266 条第 4 項 (安全低水面：蒸気罐の使用維持すべき最低水面)、

3 名宛人のない適用除外規定²

第 171 条第 1 項 (「作業の性質その他やむを得ない事由によって」本編 (第 2 編) 及び第 4 編の安全基準により難しい場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること)、第 171 条第 2 項 (所轄労基署長は、一定期間を定めて適用除外を許可できること)、第 225 条第 1 項 (やむを得ない事由によって本編 (第 3 編) の衛生基準により難しい場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること)、第 225 条第 2 項 (所轄労基署長は、一定期間「と基準」を定めて適用除外を許可できること)、第 227 条 (汽罐及び特殊汽罐にかかる性能、寸法を含む仕様、用途等を基準とした適用除外)、

4 名宛人を使用者とした規定

第 1 条 (安全管理者の選任)、第 4 条 (安全管理者の代理者の選任)、第 5 条 (安全管理者の職務に必要な権限の付与)、第 8 条 (安全にかかる関係労働者からの意見聴取等)、第 9 条 (火元責任者の選任等)、第 10 条 (危険物質の取扱い主任者、危険作業の主任者の選任等)、第 15 条 (衛生管理者の選任要件)、第 16 条第 3 項 (衛生管理者への権限の付与)、第 17 条 (衛生管理者の代理者の設置)、第 20 条 (衛生にかかる関係労働者からの意見聴取等)、第 21 条 (健診結果に基づく就業上の配慮、病者の就業禁止、業務上疾病等の労基署長への報告)、第 22 条 (健診結果統計の作成と労基署長への報告)、第 23 条 (衛生管理者の選任解任等の労基署長への報告)、第 44 条第 1 項 (一定の危険業務～汽罐 (=ボイラー) の火付け (第 1 号)、溶接による汽罐 (=ボイラー) の製造・改造や修繕等 (第 2 号)、巻き上げ能力の高い起重機業務 (第 3 号)、アセチレン溶接装置の作業主任業務 (第 4 号)、映写機による上映操作 (第 5 号) ～について、免許を持つ者以外を就業させてはならないこと)、第 45 条第 1 項 (第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務 (火元責任者の業務、巻き上

² ここで挙げる規定に名宛人が示されていないのは、主に使用者であっても、本規則が明示・黙示に名宛人とする様々な者が該当する可能性があることによると解される。

げ能力が一定能力未満の起重機業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等) について、技能選考のうえ指名した者以外を就業させてはならないこと)、第 46 条第 1 項 (動力伝導装置の清掃等、粘性質のロール練りの業務、丸のこ盤や帯のこ盤による木材送給、操車場内での列車の入換、連結等、レールが通るずい道 (トンネル) 内部での単独業務等について、未熟練者を就業させることの禁止)、第 47 条 (性行為感染を含む様々な経路で感染する疾患の病原体の保有者、精神分裂病 (現在の統合失調症)、そううつ病等の精神病患者で就業不適当な者、胸膜炎、心臓病等の病歴があつて、労働により増悪するおそれがある者等を就業させてはならないこと)、第 58 条 (火災や爆発、汽罐 (=ボイラー) 等の内圧を持つ容器の破裂、高速回転体の破裂等、重大な被害をもたらしかねない事故等の使用者による労基署長への報告)、第 303 条 (原則として、汽罐検査証と汽罐取扱主任者を、汽罐室等の汽罐設置場所の見やすい場所に掲示すべきこと、汽罐室等の機関設置場所には係員以外をみだりに立ち入らせないこと、汽罐取扱主任者から汽罐の構造や設備の欠陥について報告を受けたら、直ちに危害防止措置を講じるべきこと)、第 367 条 (所定の事項～揚重機の定期検査・月例検査に関する定めを策定すること (第 1 号)³、前号の検査結果と対応措置を記録すること (第 2 号)、試験荷重 (制限荷重の 2 割増し) を超えた負荷をかけないこと (第 3 号)、制限荷重を超える場合、直接指揮し、記録すること (第 4 号)、指定した物以外に玉掛け及び合図を行わせないこと (第 5 号)、揚重機の解体、組立、移転は、作業主任者に指揮させること (第 6 号)、揚重機の性能の欠陥を認めたら修繕しない限り使用しないこと (第 7 号)、揚重機を運転する労働者から危害防止の申し出があれば、すぐに適切な措置を講じること (第 8 号)～を行うべきこと)、第 394 条 (所定の事項～原則として、溶接装置等の検査証 (ここでの検査は、第 4 章所定の性能検査、第 381 条所定の落成検査、第 385 条第 2 項所定の性能検査 (休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合に改めて行われる検査) のことと思われる) の番号、溶接主任者の氏名、発生器の種類、型式、製作所名、毎時平均のガス発生算定料⁴等の情報を発生器室内の見やすい箇所に掲示すること (第 1 号)、発生器室への係員以外の不用意な立入を禁止し、その旨標示すること (第 2 号)、発生器から 5m 以内や発生器室から 3m 以内では、喫煙、火気の使用等を禁止し、その旨標示すること (第 3 号)、酸素用の導管とアセチレン用の導管の混同を防ぐための措置 (ホースの色を分けるなど) を講じること (第 4 号)、溶接装置の設置場所に消火設備を備えること (第 5 号)、溶接作業の場所には、保護眼鏡と保護手袋を備えること (第 6 号)、溶接装置の構造や設備の欠陥について

³ 解説書には、検査実施月日、実施指揮者・担当者、検査の対象と程度、良否の判定基準、不良への対応方法等を規定すべきと示されていた (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 220 頁)。

⁴ カーバイドから発生するアセチレンの量は、アセチレンの品質と使用量で異なるが、良質なもので、1 トンあたり 280 リットル程度だった (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 253 頁)。

労働者から報告を受けた際には、直ちに必要な措置を講じること（第7号）～を行うべきこと）、第433条第1項（軌道装置の状況に応じ、信号装置を設け、又は換車（軌道を通る車輛の交換のことと思われる）に関する合図の定めを作るべきこと）、

5 名宛人を使用者その他健診実施事務従事者とした規定

第54条（使用者その他健診実施事務従事者の守秘義務）

6 名宛人ないし主語を使用者以外の人とした規定

6.1 名宛人を名実ともに労働者とした規定

第52条（医師選択の自由～労基法第52条第2項に基づき使用者指定医以外の者による健診を求める場合の一定の様式による健診結果の提出～）、第63条第4項（人との接触の危険のある動力伝導装置の車軸を跨ぐために設けられた踏切橋がある場所では、車軸を跨ぐべきこと）、第73条第2項（原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者に周知するために定められた合図を遵守すべきこと）、第87条第2項（第1項の定めにより備えられた運転中の機械の刃の切粉払いや注油のためのブラシ等の用具を使用すべきこと）、第112条第2項（第1項の定めにより、たて坑内等、墜落の危険のある場所での作業に際して、使用者が講じる腰綱の使用させる等の防止措置を自身も行うべきこと）、第121条第2項（労働者は、第1項が定める投下設備か看視人を設置する等の方法によらずに3m以上の高所から物体を投下してはならないこと）、第127条第2項（労働者は、感電や電気やけどの危険のある作業につき、備えられた保護具を使用すべきこと）、第128条第3項（溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所に備えられた適当な保護具を使用すべきこと）、第129条第2項（原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある者は、適当な帽子や作業服を着用すべきこと）、第130条第2項（作業中に手袋の使用を禁止することを示された機械につき、その指示に従うべきこと）、第131条第2項（歩行面や作業に適したものとして指定された履物を使用すべきこと）、第133条第2項（金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、備えられた保護具を使用すべきこと）、第140条第3項（爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所では、火気の使用等を行わないこと）、第141条（特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと）、第149条第2項（喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所では、濫りに喫煙、採暖、乾燥等を行わないこと）、第179条第2項（第1項に基づいて、使用者が、一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、炭酸ガス濃度が1.5%を超えるか酸素濃度が16%未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場

所〜につき、立入を禁止した場合、そこに立ち入ってはならないこと）、第 185 条（第 181 から第 183 条所定の衛生上有害な業務〜著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発生し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれ強い業務等〜に従事する労働者のために備えられた保護具を使用すべきこと）、第 187 条第 2 項（織機の杼通しのため、自ら緒を吸い出してはならないこと）、第 192 条（高圧室内に設置されるべき外部連絡用の電話等や酸素発生器付救助器等をみだりに外したり失効させてはならないこと）、第 211 条（事業場の清潔に注意し、廃棄物を所定の場所以外に捨てないよう努めるべきこと）、第 220 条第 2 項（前項に基づき、著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを発生する等衛生上有害な作業場から外れた場所に食事場所が設けられている場合、その場所以外で食事をしてはならないこと）、第 308 条第 2 項（吹出作業に従事する労働者は、その間他の作業に従事してはならないこと）⁵、第 396 条（溶接作業等に従事する労働者は、前 2 条の規定（溶接作業等の安全のため、使用者及び溶接主任者が行うべきこと）により指示された事項を行うべきこと）、第 433 条第 2 項（前項の定め（軌道を通る車輛の換車（車輛の交換のことと思われる）に関する合図の定め）を遵守すべきこと）、第 436 条（動力車を停止して離れるときは、制動機を締めるほか、自動防止の措置を講じるべきこと）、第 437 条（車輛を連結して使用する場合、確実に結合すべきこと）、第 439 条（手押車輛を運転する場合、所定の事項〜車輛の間隔は、上りこう配や水平軌道：6m 以上、下りこう配：20m 以上とする（第 1 号）、車輛の速度：下りこう配で 15km/時を超えない（第 2 号）〜を行うべきこと）、

6. 2 名宛人を名実ともに火気の利用者とした規制

第 149 条第 3 項（喫煙所、ストーブ等における火気の利用者は、確実に残火を始末すべきこと）

6. 3 名宛人を名実ともに衛生管理者とした規定

第 32 条（衛生管理者による登録情報の書き換え申請）、第 33 条（衛生管理者による免許喪失・毀損時の再交付申請）

⁵ 吹出作業は慎重を要する作業であることによる（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年）185 頁）。

6. 4 名宛人を名実ともに危険物取扱者とした規定

第 152 条（爆発薬を使用する者⁶は、ダイナマイト等を火気に接近させる等危険な方法で融解しないこと、鉄装具で装てんしないこと、爆発薬の装てんには粘土等適当なものに限ること、点火に際して周囲の者に警告すべきこと、不発の場合、一定条件を満たさない限り、爆発薬装てん箇所付近に近寄ったり近寄せたりしないこと、不発の装薬等を掘り出さないこと、掘り出す際には、発破に詳しい者の指示を受け、爆発の危険を防止すべきこと）、

6. 5 名宛人を名実ともに汽罐等取扱主任者とした規定

第 304 条（1 日 1 回水面測定装置の機能を検査すべきこと、罐水が汚濁せぬよう適宜排水すべきこと、給水装置の機能の保持に注意すべきこと、安全弁の機能の保持に注意すべきこと、蒸気圧が汽罐検査証記載の制限圧力を超えないようにすべきこと、汽罐室を整理整頓すべきこと、異常を認め次第適当な措置を講じるべきこと）、

6. 6 名宛人を名実ともに汽罐士試験の受験者とした規定

第 315 条（所定の様式による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、

6. 7 名宛人を名実ともに汽罐士免許証の喪失・毀損者とした規定

第 317 条（汽罐士免許証の喪失・毀損者は、所定の様式により、都道府県労働基準局長に、再交付を申請できること）、

6. 8 名宛人を名実ともに汽罐士資格取消処分を受けた者とした規定

第 316 条第 2 項（遅滞なく免許証を返還すべきこと）、

6. 9 名宛人を名実ともに溶接による汽罐の製造・改造・修繕を行う者とした規定⁷

第 318 条（第 44 条第 1 項第 2 号の業務（溶接による汽罐（≒ボイラー）の製造・改造や

⁶ ただし、基本的には使用者を想定していると解される。

⁷ 外部の業者である場合も、内部の労働者である場合もあると思われる。

修繕)に就く者は、汽罐溶接士免許を受けた者(汽罐溶接士)であるべきこと)、

6. 10 名宛人を名実ともに汽罐溶接士試験の受験者とした規定

第 322 条(所定の様式による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと)、

6. 11 名宛人を名実ともに汽罐溶接士とした規定

第 326 条第 2 項(第 1 項～汽罐の主要部分や特殊な鋼板の溶接等を特別汽罐溶接士、それ以外を普通汽罐溶接士に割り当てている～の作業を行う際、免許証記載の形式以外の溶接機を使用してはならないこと)、

6. 12 名宛人を名実ともに汽罐溶接士免許の有効期間後も同業務の継続を希望する者とした規定

第 323 条第 2 項(第 1 項が定める汽罐溶接士免許証の有効期間～原則 1 年～満了後に継続して汽罐溶接業務に就こうとする者は、有効期間満了前に、所定の様式をもって、免許を受けた都道府県労働基準局長に申請すべきこと)⁸、

6. 13 名宛人を名実ともに汽罐溶接士免許証の喪失・毀損者とした規定

第 325 条(所定の様式により、都道府県労働基準局長に、再交付を申請できること)、

6. 14 名宛人を名実ともに汽罐溶接士資格取消処分を受けた者とした規定

第 325 条(遅滞なく免許証を返還すべきこと)、

6. 15 名宛人を名実ともに起重機運転士試験の受験者とした規定

第 373 条(所定の様式による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと)、

⁸ 免許の有効期間を原則 1 年とすることで、実作業に従事しなかった者や、病気などで技能が低下した者を排除する趣旨とされるが(野口前掲書(1948 年(昭和 23 年))192 頁)、実際にそのような者を的確に補足して免許を取り消すことは困難だったと察せられる。

6. 16 名宛人を名実ともに起重機運転士とした規定

第 368 条（所定の事項～日々の運転前点検（第 1 号）、試験荷重を超えた負荷をかけないこと（第 2 号）、特に指揮を受けない限り制限荷重を超えた負荷をかけないこと（第 3 号）、荷重をかけたまま運転台を離れないこと（第 4 号）、運転中に掃除、注油、検査を行わないこと（第 5 号）、逸走や倒壊防止のため、走行起重機に歯止めを行う、ブームを直立する、支柱に結ぶ等適当な措置を講じること（第 6 号）、作業中は起重機運転士免許証を携帯すること（第 7 号）～を行うべきこと⁹）

6. 17 名宛人を名実ともに起重機免許証の喪失・毀損者とした規定

第 375 条（所定の様式により、都道府県労働基準局長に、再交付を申請できること）

6. 18 名宛人を名実ともに起重機運転士資格取消処分を受けた者とした規定

第 374 条第 2 項（遅滞なく免許証を返還すべきこと）、

6. 19 名宛人を名実ともに栄養士とした規定

第 222 条第 2 項（第 1 項により、事業場で一定規模の給食が行われる場合に配置されることを前提に、衛生管理者らと協力し、食材の調査と選択、献立作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好の調査等を行うべきこと）、

6. 20 名宛人を名実ともに汽罐等の据付工事業者とした規定

第 243 条第 1 項（予め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けるべきこと）、第 243 条第 2 項（前項の認可を受けるため、所定の認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働基準局長に提出すべきこと）、

6. 21 名宛人を名実ともに溶接主任者とした規定

第 395 条第 1 項（溶接作業中、溶接士免許証を携帯すべきこと）、第 395 条第 2 項（常に

⁹ 本条の定めは、技能免許を受けた起重機運転士の法的義務であり、その違反には罰則が適用される（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））221 頁）。

危害防止に注意し、異常を認め次第、適切な措置を講じるべきこと)、

6. 22 名宛人を名実ともに溶接士試験の受験者とした規定

第 401 条 (所定の様式による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと)、

6. 23 名宛人を名実ともに溶接士資格取消処分を受けた者とした規定

第 402 条第 2 項 (遅滞なく免許証を返還すべきこと)、

6. 24 名宛人を名実ともに溶接士免許証を喪失・毀損した者とした規定

第 403 条 (所定の様式により、都道府県労働基準局長に、再交付を申請できること)

6. 25 名宛人を名実ともに映写技術者試験の受験者とした規定

第 410 条 (所定の様式による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと)、

6. 26 名宛人を名実ともに映写技術者とした規定

第 413 条 (所定の事項～免許証の携帯、他者への免許証の貸与の禁止、濫りに映写室内から離れないこと、映写室に係員以外を出入りさせないこと、火気等を持ち込まないこと、使用済みフィルムを直ちに不燃性容器に入れ格納庫に収めること～を行うべきこと)、

6. 27 名宛人を名実ともに映写技術者資格取消処分を受けた者とした規定

第 411 条第 2 項 (遅滞なく免許証を返還すべきこと)、

6. 28 名宛人を名実ともに映写技術者免許証を喪失・毀損した者とした規定

第 412 条 (所定の様式により、都道府県労働基準局長に、再交付を申請できること)、

6. 29 名宛人を名実ともに各種資格にかかる所定の欠格事由に該当する者とし

た規定

第 312 条（形式的な主語：所定の欠格事由に該当する者～心身の欠陥により、汽罐取扱いに不適当な者、不正の方法により申請・受験したことが発覚し、6 ヶ月を経過しない者、免許取消を受けてから 1 年を経過しない者～。規制内容：汽罐士試験を受験できないこと）、第 320 条第 1 項（形式的な主語：所定の欠格事由に該当する者～心身の欠陥により、汽罐溶接作業に不適当な者、不正の方法により申請・受験したことが発覚し、6 ヶ月を経過しない者、免許取消を受けてから 1 年を経過しない者、専用養成施設 で 1 年以上の訓練を受けていない者～。規制内容：汽罐溶接士試験を受験できないこと）、第 371 条（形式的な主語：所定の欠格事由に該当する者～心身の欠陥により、起重機の運転に不適当な者、不正の方法により申請・受験したことが発覚し、6 ヶ月を経過しない者、免許取消を受けてから 1 年を経過しない者～。規制内容：起重機運転士試験を受験できないこと）、第 399 条（形式的な主語：所定の欠格事由に該当する者～心身の欠陥により、溶接装置の取扱いに不適当な者、不正の方法により申請・受験したことが発覚し、6 ヶ月を経過しない者、免許取消を受けてから 1 年を経過しない者～。規制内容：溶接士試験を受験できないこと）、第 408 条第 2 項（形式的な主語：所定の欠格事由に該当する者～心身の欠陥により、映写機の操作に不適当な者、不正の方法により申請・受験したことが発覚し、6 ヶ月を経過しない者、免許取消を受けてから 1 年を経過しない者～。規制内容：映写技術者試験を受験できないこと）、

6. 30 名宛人を名実ともに労働省労働基準局長とした規定

第 36 条第 3 項（労働基準局長による特定の機械器具に具備する安全装置等の認定書の交付）、第 37 条第 3 項（溶接による汽罐（≒ボイラー）等の認可に際しての溶接の方法等に関する審査）、第 42 条第 3 項（労働基準局長による認可の有効期間が切れた危険な機械器具の検査機関の検査担当者の解任命令）、

6. 31 名宛人を名実ともに都道府県労働基準局長とした規定

第 12 条（小規模事業への衛生管理者の選任命令）、第 27 条（衛生管理者免許の取り消し）、第 51 条第 3 項（都道府県労働基準局長による食堂や炊事場で業務に従事する労働者への定期の検便の実施命令）、第 191 条（高圧下での作業に際して、必要に応じ、再圧治療室（密閉されたチャンバーで 100%の酸素を吸入させることにより、空気塞栓症、減圧症などに対応する治療を行う部屋）の設置、高気圧作業による疾病に対応し得る医師の設置を命じ得ること）、第 230 条第 2 項（罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐に所定の刻印を押し、明細書にも所定の印を押しして交付すべきこと）、第 234 条第 3 項（溶接検査に合格した汽罐等に所定の刻印を押し、明細書に所定の検査済の印を押しして交付すべきこと）、第 243 条第

3 項（据付工事の作業主任者にかかる技能を審査して差し支えがなければ、同人に所定の認可書を交付すべきこと）、第 243 条第 4 項（前項の作業主任者に据付作業を行わせることが不相当と認めるときは、その認可を取り消し得ること）、第 311 条（汽罐士試験合格者に、所定の様式による等級別の免許証（特級汽罐士免許証、一級汽罐士免許証、二級汽罐士免許証）を交付すべきこと）、第 316 条第 1 項（汽罐士が一定条件～故意過失による火災、汽罐の破裂等の事故の発生、汽罐取扱主任者たる汽罐士による第 304 条（汽罐取扱主任者がなすべき業務）違反、汽罐士試験での不正、汽罐士免許証の他者への貸与、第 312 条第 1 号所定の欠格事由の発生～に該当する場合、その免許を取り消し得ること）、第 319 条（汽罐溶接士試験合格者に、所定の様式による特別汽罐溶接士免許証又は普通期間溶接士免許証を交付すべきこと）、第 324 条第 1 項（汽罐溶接士が一定条件～故意重過失による火災等の事故の発生、汽罐溶接士試験での不正、汽罐士免許証の他者への貸与、第 320 条第 1 項第 1 号所定の欠格事由の発生～に該当する場合、その免許を取り消し得ること）、第 370 条（起重機運転士試験合格者に所定の様式による起重機運転士免許証を交付すべきこと）、第 374 条第 1 項（起重機運転士が一定条件～故意重過失による起重機の倒壊等の事故の発生、第 368 条所定の起重機運転士の業務違反、起重機運転士試験での不正、汽罐士免許証の他者への貸与、第 371 条所定の欠格事由の発生～に該当する場合、その免許を取り消し得ること）、第 398 条（溶接士試験合格者に所定の様式による溶接士免許証を交付すべきこと）、第 402 条第 1 項（溶接士が一定条件～故意重過失による火災、爆発等の事故の発生（第 1 号）、第 395 条所定の免許証の携帯義務、危険への対応義務、溶接士の業務違反（第 2 号）、溶接士試験での不正（第 3 号）、溶接士免許証の他者への貸与（第 4 号）、第 399 条所定の欠格事由の発生～に該当する場合、その免許を取り消し得ること）、第 407 条（映写技術者試験の合格者に所定の様式による免許証を交付すべきこと）、第 411 条第 1 項（映写技術者が一定条件～故意重過失による火災、爆発等の事故の発生（第 1 号）、第 413 条所定の事項～免許証の携帯、他者への免許証の貸与の禁止、濫りに映写室内から離れないこと、映写室に係員以外を出入りさせないこと、火気等を持ち込まないこと、使用済みフィルムを直ちに不燃性容器に入れ格納庫に収めること～違反（第 2 号）、映写技術者試験での不正（第 3 号）、映写技術者免許証の他者への貸与（第 4 号）、第 408 条所定の欠格事由の発生～に該当する場合、その免許を取り消し得ること）、

6. 32 名宛人を名実ともに労働基準監督署長とした規定

第 45 条第 3 項（労基署長が不適任と認めた指名者（第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務（火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等）について、技能選考のうえ指名した者）への就業禁止（就業させること・することの禁止）命令）、第 171 条第 2 項（作業の性質等やむを得ない事由で、第 2 編及び第 4 編の安全基準の適用除外の申請がなされた場合、一定期間を定めて適用除

外を許可できること)、第 239 条第 3 項 (不適任と認めた汽罐取扱主任者の解任を命じ得ること)、第 241 条第 2 項 (落成検査に合格した汽罐等に所定の様式による汽罐検査証を交付すべきこと)、第 241 条第 3 項 (落成検査の必要がないと認める汽罐等につき、検査を省略して汽罐検査証を交付できること)、第 331 条第 2 項 (落成検査に合格した揚重機に所定の様式による検査証を交付すべきこと)、第 331 条第 3 項 (落成検査の必要がないと認める揚重機につき、検査を省略して検査証を交付できること)、第 379 条第 3 項 (溶接主任者が不適任と認めた場合、解任を命じ得ること)、第 381 条第 2 項 (落成検査に合格した溶接装置に所定の様式による検査証を交付すべきこと)、第 381 条第 3 項 (移動式溶接装置など落成検査の必要がないと認める溶接装置につき、検査を省略して検査証を交付できること)、第 406 条第 3 項 (映写主任者が不適任と認めた場合、解任を命じ得ること)、

6. 33 名宛人を名実ともに労働基準監督官とした規定

第 247 条第 1 項 (汽罐等の諸検査に際して、必要に応じ、汽罐等の被覆の取り外し、汽罐等の移動、管やびょうの拔出等、水圧試験、鋳鉄製汽罐の解体、使用材料の試験成績の提出等を命じられること)

6. 34 名宛人を名実ともに (使用者も含むが、主に製造・販売・設置業者などであって) 行政による許認可を受けようとする者とした規定

第 35 条第 2 項 (特定の内圧容器の耐圧証明書の申請者は、所定の様式による申請書を労基署長を経由して労働基準局長に提出すべきこと)、第 36 条第 2 項 (特定の機械器具に具備する安全装置等にかかる労働基準局長による認定を求める者は、所定の様式による申請書を提出すべきこと)、第 37 条第 2 項 (溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の認可を求める者は、労基署長を経由して労働基準局長へ申請書を提出すべきこと)、第 42 条第 2 項 (認可の有効期間が切れた危険な機械器具の指定検査機関による性能検査担当者の選任にかかる労働基準局長の認可)、第 230 条第 1 項 (汽罐や特殊汽罐について罐体検査を受けようとする者は、所定の書式と添付資料 (明細書) をもって、所轄都道府県労働基準局長に提出すべきこと)、第 233 条 (罐体検査を受けようとする者は、罐体を検査しやすい位置に置くべきこと、主要部分の塗料等の付着物を取り除くべきこと、水圧試験の準備をすべきこと、附属品を揃えるべきこと)、第 234 条第 2 項 (汽罐等の溶接検査を受けようとする者は、所定の様式による申請書に所定の明細書を添え、所轄の都道府県労働基準局長に提出すべきこと)、第 328 条 (揚重機の設置を図る者は、所定の認可申請書に摘要書と図面を添え、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと)、

6. 35 名宛人を名実ともに国の指定を受けようとする者や受けた者とした規定

第 42 条第 1 項（労基法第 47 条第 2 項（認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査の主務大臣による民間業者等への委託）が定める指定検査機関となろうとする者は、労基署長を経由して労働大臣に申請書を提出すべきこと）、第 43 条第 2 項（第 38 が定める汽罐等、揚重機、アセチレン溶接装置等の特に危険な作業を必要とする機械器具につき、労働大臣の指定検査機関による労基署長への性能検査結果の報告）

6. 36 名宛人を名実ともに国の指定機関による性能検査を受けようとする者とした規定

第 43 条第 1 項（第 38 が定める汽罐等、揚重機、アセチレン溶接装置等の特に危険な作業を必要とする機械器具につき、労働大臣の指定検査機関による性能検査を受けようとする者は、労基署長へ報告すべきこと）、

7 形式的な主語を設けているが、おそらく別の者を実質的な名宛人とした規定

7. 1 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者を実質的な名宛人とした規定

第 3 条（形式的な主語：安全管理者。規制内容：その作業全般に精通し、所定条件～大学、専門学校で産業安全関係学科を修了したか、それと同等以上の能力を持ち、2 年以上その実務に従事した者（第 1 号）、工業学校で産業安全関係学科を修了したか、それと同等以上の能力を持ち、5 年以上その実務に従事した者（第 2 号）～のいずれかに該当する者を選任すべきこと）¹⁰、第 6 条（形式的な主語：安全管理者。規制内容：安全管理者の職務）、第 13 条（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者の専属性）、第 16 条第 1 項（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者の職務）、第 18 条（形式的な主語：衛生管

¹⁰ 野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））19 頁には、以下の記述がある。すなわち、「安全管理者の資格は、これを国家試験によるべしとする意見も相当にあったが、その施行には種々困難な事情も伴い、未だその時期でもないとの理由から、試験制度によらないで本条に掲げる如き資格者の内から、使用者が事業経営の面を考慮しながら選任することができるような立前を採ったのである。従って、本条の資格は実情に適応した弾力性のあるものと考えている」と。

理者。規制内容：衛生管理者による巡視等)、第 19 条 (主語：衛生管理者。規制内容：衛生管理者による個別的職務)、第 38 条第 1 項 (形式的な主語：汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (一定規模以上の起重機及びエレベーター)、アセチレン溶接装置等危険な機械器具。規制内容：それらの設置に際しての労基署長の認可)、第 53 条 (形式的な主語：健診記録。規制内容：様式に沿った健診記録の作成)、第 56 条 (形式的な主語：法第 54 条第 1 項の定める届、規制内容：使用者に対して、建築物、寄宿舍等の設置、移転等に際して着工 14 日前までに計画の届出を義務づけた労基法第 54 条第 1 項が定める計画の届出の様式と必要記載事項)、第 60 条 (形式的な主語：原動機。規制内容：原動機を区画された場所に据え付けるか、やむを得ない場合等には囲いや覆いをすべきこと)、第 62 条 (形式的な主語：電気設備のスイッチ。規制内容：電気設備のスイッチによる感電、火災、爆発の防止のため、適当な位置に取り付け、照明を十分にすべきこと)¹¹、第 67 条 (形式的な主語：動力伝導装置の軸受け。規制内容：動力伝導装置の軸受け (回転する軸に接して支える部品) は、巻き込まれ危険部位に安全装置が設置されている場合を除き、長期間にわたり給油の必要がないものを使用すべきこと)、第 69 条 (形式的な主語：動力伝導装置等に使用する止め金具類。規制内容：頭部埋め込み型とするか、覆いを設置すべきこと)、第 70 条第 1 項 (形式的な主語：遊び車を使用する場合に設けるべき遷帯装置 (ベルトシフター)。規制内容：調帯 (調車をつなぐベルト) が不意に固定車に移動しないようなものとすべきこと)、第 70 条第 2 項 (形式的な主語：遊車を使用する場合に設けるべき遷帯装置 (ベルトシフター)。規制内容：調帯 (調車をつなぐベルト) が不意に固定車 (力車) に移動しないようなものとすべきこと)、第 71 条 (形式的な主語：動力伝導装置の歯車で接触の危険があるもの。規制内容：覆いをすべきこと)、第 72 条 (形式的な主語：原動機や動力伝導装置。規制内容：緊急停止装置を設けるか、原動機室の係員が直ちに停止できる連絡を保持すべきこと)、第 73 条第 1 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者への周知のために合図を定めるべきこと)、第 74 条 (原動機、動力伝導装置等を停止して、清掃、注油等をする場合、起動装置に錠をかけるか、標示を設ける等の危害防止措置をなすべきこと)、第 76 条 (形式的な主語：機械の勢輪 (フライ・ホイール：慣性の法則を利用して、安定した回転力を創出する円盤等)、調車 (プーリー)、歯車等で、接触の危険があるもの。規制内容：覆いか囲いをすべきこと)、第 90 条 (形式的な主語：屋内の通路。規制内容：適当な幅、適当な標示を設けると共に、床面をつまづき、すべり等の危険がない状態にすべきこと等)、第 91 条 (形式的な主語：百貨店、病院、旅館等で、労働者以外の者と共用する通路、階段、非常口。規制内容：非常時の安全を確保すべきこと)、第 92 条 (形式的な主語：機械と機械または他の設備の間に設ける通路。規制内容：幅 80cm 以上とすべきこと)、第 93 条 (形式的な主語：作業場の床面。規制内容：つまづき、すべり等の危険がない構造で、安全な状態にすべきこと)、第 96 条

¹¹ ただし、このように、名宛人が明示されず、使用者とは別に設備の設置者が存在する場合、実質的な名宛人に当該設置者が含まれる可能性を排除はできない。

(形式的な主語：建築物に設ける階段。規制内容：丈夫で、急すぎず、踏面等を等間隔に設け、一定間隔で踊場を設け、適当な手すりを設けるべきこと)、第 103 条 (形式的な主語：架設通路 (工事現場に仮にかける作業用の通路)。規制内容：丈夫な構造として、なおかつ、こう配を原則として 30 度未満とし、墜落の危険がある箇所には原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等)、第 105 条第 1 項 (形式的な主語：はしご道。規制内容：丈夫で、踏 (ふみ) さんを等間隔に設ける等、規定の構造とすべきこと等)、第 105 条第 2 項 (形式的な主語：潜かん (地下水の多い地中や水中に設置された作業空間。ケーソン) 内のはしご道等でやむを得ないもの。規制内容：前項の一部の規定の適用を除外すること)、第 108 条第 1 項 (形式的な主語 1：足場。規制内容：使用目的に応じて丈夫な構造とすべきこと。形式的な主語 2：高さ 2m 以上に設置する足場板。規制内容：幅 20cm 以上、厚さ 3.5cm 以上とすべきこと)、第 108 条第 2 項 (形式的な主語：足場板。規制内容：2 箇所以上を柱や腕木等にしっかり取り付けるべきこと等)、第 109 条 (形式的な主語：丸太足場。規制内容：建地 (縦方向に立てる支柱) の間隔を 2.5m 以内として、最初の布 (建地の間をつなぐ水平の部材) は 3m 以下に設置すべきこと、建地の脚部を確実に固定すべきこと、腕木 (2 本の建地をつなぎ、足場板を受ける役割を果たすもの) の間隔を 1.5m 以内とすべきこと、接続部を堅固に固定するため、建地の重ね継手は、1m 以上重ね、2 箇所縛るべきこと、建地の突合せ継手 (つきあわせつぎて：同一平面で付き合わせて部材を継ぐ方法) は、2 本組とするか、1.8m 以上の添え木を付けて 2 箇所ずつ 4 箇所以上で縛るべきこと、建地、布、腕木等の交差部分や接続部は、鉄線等の丈夫な材料で堅固に縛るべきこと、適当な筋違いで補強すべきこと、建設物に取り付けるか控え (地面から斜めの角度で支える) を設けるべきこと、高さ 2m 以上の作業床は幅 40cm 以上とし、足場板の隙間を 3cm 以内とすべきこと、高さ 2m 以上の作業床には、原則として高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等)、第 115 条 (形式的な主語：移動式の脚立。規制内容：設置時に安定し、丈夫で、踏面が適当な面積を持つ等の条件を具備すべきこと)、第 128 条第 1 項 (形式的な主語：溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所。規制内容：爆発や逸出等の危険を防止する措置を講じるべきこと)、第 130 条第 1 項 (形式的な主語：作業中に手袋の使用を禁止する機械。規制内容：労働者に明示すべきこと)、第 132 条第 1 項 (形式的な主語：アーク溶接など強い光線を発散する場所。規制内容：原則として区画すべきこと)、第 136 条第 1 項 (形式的な主語：火炉など多量の高熱物を取り扱う設備。規制内容：火災を防止できる構造とすべきこと)、第 137 条 (形式的な主語：爆発性、発火性、引火性の危険物を貯蔵ないし取り扱う等する設備。規制内容：火災や爆発の防止のため適当な構造とすべきこと)、第 139 条 (形式的な主語：起毛・反毛等のほか、可燃物を多量に取り扱う作業の場所。規制内容：火災防止のための位置、構造とすべきこと)、第 140 条第 1 項 (形式的な主語：爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所。規制内容：換気、通風、除じん等の措置を講じるべきこと)、第 142 条 (形式的な主語：映写室の構造。規制内容：壁・床・天井を耐火構造とすべきこと、一定以上の間口 (主要な方向からみた幅)、奥行、

天井の高さ、出入口の大きさを確保すべきこと、外開きの防火戸を備えるべきこと、不燃性の材料で作った映写機用排気筒、フィルムの格納庫等を設置すべきこと等)、第143条第1項(形式的な主語:映写機。規制内容:フィルムの切断による危険防止のため、安全開閉器を備えるべきこと)、第146条(形式的な主語:ゴムのり引機等の機械等で、静電気による火災の危険のある部分。規制内容:確実に接地させるべきこと)、第148条(形式的な主語:煙道や煙突。規制内容:掃除・点検が容易な構造とすべきこと、建築物を貫通する部分は、眼鏡石等の遮熱材料で防護すべきこと、開口部を建築物から1m以上離すこと、定期的に清掃すべきこと等)、第150条(形式的な主語:油等で侵染したボロ、紙くず等。規制内容:不燃性の容器に収める等火災防止措置を講じるべきこと)、第151条(形式的な主語:灰捨場。規制内容:延焼しない場所に設けるか、不燃性の材料で造るべきこと)、第156条(形式的な主語:爆発や自然発火の危険がある物を取り扱う乾燥室(危険物乾燥室)を設ける部分の建築物。規制内容:耐火構造でない限り、平屋か別棟とすべきこと)、第157条(形式的な主語(柱書):乾燥室の構造。形式的な主語(第1号):爆発性、発火性、引火性の物を取り扱う乾燥室の壁(①)。床、天井、柱等(②)。規制内容:①につき、不燃構造とすべきこと。②につき、不燃性の材料で造るべきこと。形式的な主語(第3号):爆発の危険がある物を取り扱う乾燥室。規制内容:周壁を堅固な構造とし、屋根を軽量な材料で造るべきこと。形式的な主語(第4号):乾燥室ののぞき窓、出入り口等の開口部。規制内容:発火の際燃え広がらない位置とし、必要に応じて密閉できる構造とすべきこと。形式的な主語(第5号):内部の棚、枠など。規制内容:不燃性の材料でつくるべきこと。形式的な主語(第6号):本号に主語はなく、柱書の乾燥室の構造が該当する。規制内容:有効な換気装置を設けるべきこと。形式的な主語(第7号):本号に主語はなく、柱書の乾燥室の構造が該当する。規制内容:内部を掃除し易い構造とすべきこと等)、第158条(形式的な主語:乾燥室。規制内容:局部的に温度が上昇しない方法で過熱すべきこと、温度測定器を設けるべきこと)、第159条(形式的な主語:乾燥室の熱源。規制内容:爆発性の物の過熱に直火を用いないこと、炭火、練炭、コークス等の直火を用いる場合、延焼や飛び火防止のため、有効な覆いや隔壁を設置すべきこと)、第160条第1項(形式的な主語:乾燥室に附属する電熱器、電燈(現在の電球のこと)等の電気設備。規制内容:その配線やスイッチは、他の用途に用いるものから独立させるべきこと)、第163条(形式的な主語:乾燥室の作業主任者。規制内容:受け持ちの乾燥室について、構造や附属設備、乾燥物の安全な加熱方法、乾燥物の加熱程度・時間に応じたリスクを知り、室内温度の調整に熟達し、発火後の延焼防止や消火措置を講じられる者であるべきこと)、第164条(形式的な主語:乾燥室の作業主任者。規制内容:乾燥室内外・附属設備を適時に点検して不備な箇所を発見して修繕する、室内の温度・時間経過に応じて必要な措置を講じる、熱源の種類に応じた常時看視を行う、乾燥物が脱落しないよう支える、危険な加熱操作を行わない、引火物の加熱の際、爆発性混合ガスを排除する、室内の粉じんのたい積を防ぐ、壁外温度に留意すると共に可燃物の接近を防ぐ等の業務を行うべきこと)、第167条(形式的な主語:内圧容器。規制内容:有効な安全弁等、圧

力計、内部の検査・掃除用の孔、復水（蒸気が冷却されて水に戻ったもの）・油等を輩出するための吹出装置を具備すべきこと）、第 168 条（形式的な主語：内圧容器。規制内容：毎年 1 回以上、点検及び内外の清掃をすべきこと）、第 169 条（形式的な主語：内圧容器の耐圧証明書。規制内容：実物と構造調書及び構造を示す図面との一致、構造規格への適合、水圧試験と容器検査への合格の条件を備えたものに発行すべきこと）、第 195 条（形式的な主語：労働者を常時就業させる場所の採光・照明。規制内容：原則として、作業の精密度に応じた基準によるべきこと）、第 203 条（形式的な主語：坑内作業場の気温。規制内容：原則として摂氏 37 度以下とすべきこと）、第 213 条（形式的な主語：有害物、腐りやすいもの、悪臭があるもので汚染のおそれのある床及び周壁。規制内容：しばしば洗浄すべきこと）、第 214 条（形式的な主語：前条所定の床及び周壁、湿潤のおそれのある作業場の床及び周壁。規制内容：なるべく不浸透性の材料で塗装すべきこと、床については排水に便利な構造とすべきこと）、第 215 条第 1 項（形式的な主語：汚物。一定の場所で露出しないよう処理すべきこと）、第 215 条第 2 項（形式的な主語：病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等。規制内容：しばしば消毒すべきこと）、第 219 条第 2 項（形式的な主語①：前項に基づき設置された、男女別、一定数の確保、床・腰板を不浸透性の材料で塗装する等所定の条件を満たす便所及び便器。規制内容：清潔に保つべきこと等。形式的な主語②：汚物。規制内容：適当に処理すべきこと）、第 221 条（形式的な主語：事業場附属の食堂や炊事場。規制内容：食堂と炊事場を区分し、採光・換気を十分にし、掃除しやすい構造とすること、1 人 1 m²以上の床面積とすること、原則として食堂に食事のための椅子を設けること、便所や廃物だめから距離を離すこと、食器や食材等の消毒設備を設けること、食器や食材等の保存設備を設けること、はえその他昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること、飲用・洗浄のため、清浄な水を十分に蓄えること、炊事場の床を土のままとしなないこと、汚水・廃物が炊事場外で露出しないよう処置する等衛生上有害とならないようにすること、炊事従業員専用便所を設置すること、炊事に不適当な伝染病罹患者を従事させないこと、炊事従業員に清潔な作業衣を使用させること、炊事従業員以外の者をみだりに炊事場に入りさせないこと、炊事場専用の履き物を揃え、土足のまま立ち入らせないこと、との条件を充たすべきこと）、第 224 条（形式的な主語：救急用具等。規制内容：包帯材料、ピンセット、ヨードチンキ等の消毒薬、やけどのおそれのある作業場ではやけど薬、重傷者を生ずるおそれのある作業場では、止血帯、福水、興奮剤等を備えるべきこと）、第 237 条（形式的な主語：汽罐や特殊汽罐を設置しようとする者。規制内容：所定の認可申請書に明細書を添え、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない）、第 238 条第 2 項（形式的な主語：罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際に必要となる性能検査を受ける者。規制内容：有効期間満了前に所定の様式による申請書を労基署長に提出すべきこと）、第 240 条（汽罐取扱主任者の資格要件～取扱汽罐の伝熱面積合計が 500 m²以上又は制限圧力 20kg/cm²以上：特級汽罐士、同じく伝熱面積合計 25 m²以上 500 m²未満又は制限圧力 7kg/cm²以上 20kg/cm²未満：1 級汽罐士以上、これら以外：2 級汽罐士以上～）、第 242 条（形式的な

主語：汽罐等の設置認可の承継者。規制内容：汽罐等の設置認可を受けた者が変わった場合、10 日以内に所轄労働基準署長に申請して検査証の書き換えを受けるべきこと）、第 310 条（所定の汽罐～小型で圧力が弱いもの：制限圧力 4kg/cm²以下、罐胴内径 750mm 以下、長さ 1300mm 以下か、伝熱面積 3 m²以下、水頭圧 20m 以下の温水罐で火格子面積 1 m²以下か伝熱面積 14 m²以下のもの～を除き、第 44 条第 1 項第 1 号が定める汽罐の火付け等の業務を行う者は、汽罐士免許を受けた者（汽罐士）とすべきこと）、第 359 条第 1 項（形式的な主語：揚重機。規制内容：1 年以内の定期日に定期検査を行うべきこと）、第 359 条第 2 項（形式的な主語：定期検査。規制内容：揚重機の主要部分、電気絶縁、定荷重運転（一定の負荷の下での安定的な動作のことと思われる）及び補助用具（玉掛け用吊り具など）等について行うべきこと）、第 360 条第 1 項（形式的な主語：揚重機。規制内容：毎月 1 回定期日に月例検査を行うべきこと、但し、不定期に使用する揚重機は、使用開始の都度必要な検査を行うことで足りること）、第 360 条第 2 項（形式的な主語：月例検査。規制内容：各部分の摩耗、変形、破損の状態、鋼索の損耗等について行うべきこと）、第 361 条（形式的な主語：補助具の検査。規制内容：所定の事項～玉掛用鋼索：摩耗、子線の切断、より戻し（よられた状態で強度が保たれているワイヤーは、より戻し状態では強度が低下する）、傷、くぼみの程度、蛇口やつなぎ箇所の編組の状態等、鎖、フック（物を引っかける器具）、シャックル（チェーン、ワイヤー等を連結する器具）等：溶接等の箇所の良否、摩耗の程度等～について行うべきこと）、第 362 条（形式的な主語：鋼索。規制内容：300mm ごとに、子線数の 10 分の 1 以上切断したものを使用してはならないこと）、第 363 条（形式的な主語：ブーム。規制内容：水平面との傾斜角 30 度未満で使用させてはならないこと¹²⁾）、第 366 条（形式的な主語：揚重機。規制内容：組立後、制限荷重の 20%増しの荷重による試験（荷重試験）を行うべきこと¹³⁾）、第 369 条（第 44 条第 1 項第 3 号の業務（巻き上げ能力の高い起重機業務）従事者は、起重機運転士免許を受けた者（起重機運転士）とすべきこと¹⁴⁾）、第 381 条第 4 項（形式的な主語：溶接装置。規制内容：検査証の交付後でなければ、使用できないこと）、第 382 条（形式的な主語：溶接装置の設置認可の承継者。規制内容：溶接装置の設置認可を受けた者が変わった場合、10 日以内に所轄労働基準署長に申請して検査

¹²⁾ 本条が示すように、傾斜角 30 度未満で荷を吊り上げることはもとより、ブームを 30 度まで倒し、ロープを延ばして使用極限半径外にあるものを吊り、斜めに引き寄せて吊り上げるような危険作業も、当然に禁止される（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））217 頁）。

¹³⁾ 条文上例外は許容されていないが、設置場所での組立前、製作所での試験による代替が認められることがある。また、ガイデリックなど仮設的なものでは、2 割に拘泥する必要はないと解されている（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））219 頁）。

¹⁴⁾ 本条項により、昭和 23 年 5 月 1 日以後、巻上能力 5 トン以上の起重機運転従事者には、起重機運転士免許が必要となった（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））222 頁）。

証の書き換えを受けるべきこと¹⁵⁾、第 387 条第 1 項（形式的な主語：発生器。規制内容：専用の発生器室内に設置すべきこと）第 387 条第 2 項（形式的な主語：前項の発生器室（溶接装置の発生器を設置する専用の部屋）。規制内容：直上に階を有しない場所で¹⁶⁾、なおかつ火気使用設備から相当隔離すべきこと）、第 388 条（形式的な主語：発生器室の構造。規制内容：所定の事項～壁に不燃性材料を使用し、厚さ 4cm 以上の鉄筋コンクリート、鉄骨等に厚さ 3cm 以上のメタルラス張モルタル塗等の構造とすること（第 1 号）、屋根及び天井には、薄鉄板や軽い不燃性の材料を使用すること（第 2 号）、床面積の 16 分の 1 以上の断面積の排気筒を屋上に突出させ、その開口部を窓、出入口等の孔口から 1.5m 以上離すこと等（第 3 号）、出入口の戸には 1.5mm 以上の鉄板を使用すること等（第 4 号）、壁と発生器の間隔を発生器の調整等に支障のない距離とすること（第 5 号）～を具備すべきこと¹⁷⁾、第 389 条（形式的な主語：発生器室内に設ける照明。規制内容：固定した電燈とすべきこと¹⁸⁾、第 390 条（形式的な主語：移動式溶接装置。規制内容：第 387 条第 1 項（発生器は専用の発生器室内に設置すべき旨の定め）にかかわらず、使用しない場合、専門の格納室に集用すべきこと、ただし、気鐘を分離し発生器を洗浄して保管する場合はこの限りでないこと¹⁹⁾、第 391 条（形式的な主語：発生器の構造。規制内容：所定の事項～水室には厚さ 2mm 以上の鋼板を使用すること（第 1 号）、気鐘には、径の大きさに応じて厚さ 2mm 以上か

¹⁵⁾ 揚重機、汽罐等にかかる同類の規定は、利用者の変更等に際して、廃止の申請と設置の再申請を求めることなく、先の検査証の名義変更で済むよう、その便宜を図ったものであり（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））158 頁、205 頁）、溶接装置についても同旨と解される。

¹⁶⁾ 発生器が爆発すると、その威力の大部分が上部に及ぶことを前提としている（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））246 頁）。

¹⁷⁾ 爆発の事例の殆どは、気鐘（発生させたアセチレンガスを貯留する円筒形のタンク）が空中に飛び上がり、梁等の障害物があれば破壊して降下することで、被害が最小限に抑えられてきた。これは、発生器室が、不燃性材料で作られ、壁の強度を十分にし、屋根の強度は弱く、という原則で作られているためであり、本規則も、この原則を反映している。また、発生器室内に爆発性ガスが停滞しないよう、十分な大きさの排気筒を設置するよう求めている（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））247 頁）。

¹⁸⁾ スパーク等による爆発を防止するため、コードでぶら下げた電球等の使用を禁じる趣旨である（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））247 頁）。電球等がぶら下がっていると、揺れたりして何かに触れた場合、ガラスが割れてアセチレンガスの点火源になるリスクの防止を図っている。現行安衛則第 330 条は、ぶら下がった電球等（「架空吊り下げ電灯」）を使用する場合、ガードを設けるべきことを定めている（玉泉孝次氏のご教示による）。

¹⁹⁾ 発生器室は、定置式溶接装置の場合に設置が求められるものであり、移動式の場合、それほど丈夫さは必要ないことを踏まえた規定である（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））248 頁）。

1.5mm以上の鋼板を使用し、なおかつガスが漏洩しないようにすること（第2号）、気鐘を昇降するための鉄柱と安全排気管（内部の圧力が限界を超えて爆発しないよう、内部圧力が一定の値を超えたときに、内部の気体を外部に逃すための装置（現行の安衛則第305条が定める安全弁のこと）と思われる）を設置すること（第3号）、発生器、安全器（ガスの逆流や逆火（ガスの導出方向と反対方向にアセチレンや火が燃え進むこと。溶接作業に使う酸素の圧力の方が発生器からのアセチレン圧力より強い場合、スラッグによる吹管の閉塞等により、アセチレン発生器へ向けた逆流が生じ易い）を防ぐための装置）、清浄器、導管等でアセチレンが接触する部分に銅を使用しないこと（第4号）²⁰～を具備すべきこと²¹）、第392条（形式的な主語：安全器。規制内容：所定の事項～厚さ2mm以上の鋼板製で、接合部分は溶接等とすること（第1号）、水封式とし、ガス逆流の際に確実に防げる構造とすること（第2号）、内径12cm以下、有効水柱（正常な使用状態で、アセチレン導入管の開口部の上端から内封水面までの高さをいう²²）25mm以上、水位を点検しやすい構造（第3号）、吹管ごとの安全器の設置等（第4号）、ガス溜めが発生器と分離している場合、ガス溜め用安全器を備えること（第5号）～を具備すべきこと）、第393条（形式的な主語：カーバイドのかすだめ。規制内容：安全な場所に設け、移動式溶接装置を使用する場合を除き、所定の構造～れんがかコンクリート等を使用すること（第1号）、カーバイドてん充器（ここでは、1回の使用量に相当する）の3倍以上の容積とすること（第2号）～を具備すべきこと²³）、第397条（形式的な主語：第44条第1項第4号の業務（アセチレン溶接装置の作業主任業務）に就く者。規制内容：溶接士免許を受けた者（溶接士）であるべきこと）、第404条（形式的な主語：第44条第1項第5号の業務（映写機による上映操作）に就く者。規制内容：映写技術者免許を受けた者（映写技術者）であるべきこと）、第430条（形式的な主語：蒸気機関車及び汽罐車。規制内容：所定の定期検査～3年以内ごとの主要部分の取り外し検査と試運転（第1号）、6ヶ月以内ごとのシリンダ及び弁室内部、蒸気管（蒸気を蒸気ドームからシリンダまで送気する配管）、排気管（煙突か煙突に排気を送気する配管のことと思われる）、加減弁（蒸気管の途中に付けられ、シリンダに送気する蒸気の量を

²⁰ アセチレンは、銅と容易に反応して爆発性化合物であるアセチライド（アセチレン銅）を生成することによる（労働省安全衛生部編『実務に役立つ労働安全衛生規則の逐条解説（第2巻）＜安全基準編①＞』（中央労働災害防止協会、1993年（平成5年））287頁）。

²¹ 各号の条件に合致しない発生器は、規則第34条（特定の機械器具が最低限の安全性を確保されない場合の譲渡、貸与、設置の禁止）により、販売自体が禁止されている（野口前掲書（1948年（昭和23年））249頁）。

²² 松沢前掲解説（1949年（昭和24年））61頁。

²³ カーバイドのかすがアセチレンガスを発生し続けるリスクへの対応を図ったものである（野口前掲書（1948年（昭和23年））251頁、労働省安全衛生部編著＜安全基準編①＞（1993年（平成5年））290-291頁）。

調整するレギュレータのことと思われる)、安全弁、圧力計の検査(第2号)、少なくとも毎月1回、火室内部、可溶栓(熱媒体を内包する容器の温度が異常に上昇した時に栓が溶融して開孔し、容器内の媒体を外部に流出させて、容器内圧力上昇により起こる容器の破壊を防ぐもの²⁴)、火粉止(火の粉の放出によって起こる列車や沿線火災を防止するために設けられるもので、金網を扇形にして煙室内部吐出管の前方斜めに取り付ける柵式と、円筒形にして煙突と吐出管とを連絡するカゴ型との2種がある²⁵)、水面測定装置、給水装置、制動機の検査(第3号)～を行うべきこと)、第431条(形式的な主語:電気機関車及び電車。規制内容:所定の定期検査～3年以内ごとの主要部分の取り外し検査と電動機の絶縁試験(モーターの動作に影響する巻機の絶縁抵抗を調べることと解される)と試運転(第1号)、1年以内ごとの電動機、制動機(ブレーキ。粘着型、非粘着型、その他に大別され、それぞれに様々な種類がある)、開閉器(電力回路に流れる電気を開閉するスイッチ)、自動遮断器(電気機関車の回路の故障等で異常に大きな電流が生じて電動機等が障害するのを防ぐため、電流が極大値に達する前に、回路から遮断するための保安装置²⁶)、避雷器等の検査(第2号)、少なくとも毎月1回、一回電路と大地の間の絶縁抵抗の試験及び制動機(ブレーキ。粘着型、非粘着型、その他に大別され、それぞれに様々な種類がある)の検査(第3号)～を行うべきこと²⁷)、第432条(形式的な主語:軌道(レール・まくら木・道床)。規制内容:常時、軌条及び路面の状態を検査し、必要な補修をすべきこと)、第434条(形式的な主語:車輛。規制内容:構造、軌条の種類、軌間、こう配、曲線半径等に応じて安全な速度を定め、関係労働者に明示すべきこと)、第435条(形式的な主語:第433条第1項による信号規定(軌道を通る車輛の換車(車輛の交換のことと思われる)に関する合図の定め)及び第430条から第432条の検査(蒸気機関車や汽罐車、電気機関車や電車の主要な機能、安全に関わる機器、軌道の軌条及び路面の検査)の結果。規制内容:記録して保存すべきこと)、

²⁴ ダイキン工業株式会社のウェブサイト

(https://www.daikinaircon.com/yogoshu/html/kaline/KA-3.htm?_ga=2.44181476.1707316669.1600062693-1608809098.1600062693 最終閲覧日:2020年9月14日)。

²⁵ 機関車工学会『最新機関車の構造及理論(上)(新訂増補版)』(1940年(昭和15年))237頁。

²⁶ 田中隆三『新編・電気機関車読本』(電気車研究会、1951年(昭和26年))。

²⁷ 行政官庁の立会検査ではなく、使用者の責任に委ねられているので、検査の詳細も、事情に応じて使用者が決定すべきものである(野口前掲書(1948年(昭和23年))274頁)。

7.2 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者と溶接工作責任者を実質的な名宛人とした規定

第 235 条第 2 項（形式的な主語：溶接工作責任者。規制内容：溶接検査に立ち会うべきこと）、

7.3 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者と溶接主任者を実質的な名宛人とした規定

第 395 条第 3 項（形式的な主語：溶接主任者。規制内容：溶接作業等に従事する労働者に所定の事項～溶接作業中、保護眼鏡と保護手袋を着用すること（第 1 号）、使用中の発生器に火花を発生する工具を使用したり衝撃を与えたりしないこと（第 2 号）、溶接装置のガス漏れの点検に際しては、石けん水を使用する等安全な方法によること（第 3 号）、溶接作業の開始に先立ち、溶接装置各部を点検すると共に、発生器内に空気とアセチレンの混合ガスがあれば、排除すること（第 4 号）、溶接装置内の凍結防止には、温水や蒸気を使用する等安全な方法によること（第 5 号）、発生器の気鐘の上に濫りに物を置かないこと（第 6 号）、発生器の使用を休止し、残留カーバイドによるガス発生リスクがある場合、水室の水位を適当に保つこと（第 7 号）、発生器の修繕・加工・運搬・格納、継続的な使用の休止に際しては、アセチレン及びカーバイドを完全に除去すること（第 8 号）、移動式溶接装置の発生器は、高温、換気が悪い、振動が多い等の場所に設置しないこと（第 9 号）、安全器は、水位を確かめ易い箇所に置き、作業継続中は 1 日 1 回以上点検すること（第 10 号）、発生器室の出入口の戸を開放したままとしないこと（第 11 号）、発生器から 5m 以内又は発生器室から 3m 以内では、喫煙、火気の使用等を行わないこと（第 12 号）、カーバイド罐の開封時に、打撃等火花を発生おそれのある行為をしないこと（第 13 号）、移動式溶接装置の発生器にカーバイドを詰め替える際は、屋外の安全な場所で行うこと（第 14 号）、カーバイドのかすは、ガスによる危険がなくなるまでかすだめに容れる等適当に処置すること（第 15 号）、溶接作業は、爆発性、発火性、引火性がある物の付近で行わないこと（第 16 号）、アルコール、揮発油、タール類、油脂類、硫酸等を容れたことのある容器の溶接、溶断の際は、それらを排除等すること（第 17 号）～を指示すべきこと²⁸）、

²⁸ 本条所掲の事項は、いずれも災害事例に基づくものである（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））254 頁）。

7. 4 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者、製造者、譲渡提供者等と

溶接主任者を実質的な名宛人とした規定

第 386 条（形式的な主語：溶接装置の検査申請者又は溶接主任者。規制内容：検査（第 4 章所定の性能検査、第 381 条所定の落成検査、第 385 条第 2 項所定の性能検査（休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合に改めて行われる検査）のことと思われる）に立ち会うべきこと）。

7. 5 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者、製造者、譲渡提供者等と

汽罐取扱主任者を実質的な名宛人とした規定

第 247 条第 2 項（形式的な主語：種々の汽罐等に関する検査申請者や汽罐取扱主任者。規制内容：前項の検査（汽罐等に関する諸検査）に立ち会うべきこと）、

7. 6 形式的な主語を設けているが、おそらく使用者と汽罐溶接士を実質的な名

宛人とした規定

第 326 条第 1 項（形式的な主語：汽罐溶接士の作業範囲。規制内容：級別に区分されるべきこと～特別汽罐溶接士：厚さ 25mm を超える胴、鏡板、ドーム、管寄せ（汽罐で作成した蒸気等を用途に応じて分散するための管の分岐部分）、その他主要部分の溶接、特殊鋼又は引張強さ 50kg/mm²を超える材料の溶接、普通汽罐溶接士：それ以外の溶接～）

7. 7 形式的な主語を設けているが、おそらく労働者を実質的な名宛人とした規

定

第 44 条第 2 項（主語：免許を持たない者。規制内容：一定の危険業務～汽罐（=ボイラー）の火付け、溶接による汽罐（=ボイラー）の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～に従事してはならないこと）、第 45 条第 2 項（主語：技能選考のうえ指名された者。規制内容：第 44 条所定の業務より若干危険性の低い危険業務～火元責任者の業務、巻き上げ能力が一定能力未満の起重機業務、レール運輸、土木建築用機械の運転等～に従事してはならないこと）、第 46 条第 2 項（主語：第 1 項各号の業務～動力伝導装置の清掃等、粘性質のロール練りの業

務、丸のこ盤や帯のこ盤による木材送給、操車場内での列車の入換、連結等、レールが通る
ずい道（トンネル）内部での単独業務等～の経験者以外の者。規制内容：それらの業務に従
事してはならないこと）、

7. 8 形式的な主語を設けているが、おそらく国を実質的な名宛人とした規定

第14条（形式的な主語：衛生管理者。規制内容：所定条件～医師であり労働衛生の教養を持つ者（第1号）、第24条による都道府県労働基準局長の免許（衛生管理者免許）を受けた者（第2号）²⁹～のいずれかに該当する者に与える）、第24条（形式的な主語：衛生管理者免許。規制内容：衛生管理者免許の付与の条件）、第28条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：都道府県労働基準局長による衛生管理者試験の実施）、第29条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：衛生管理者試験の受験資格）、第30条（形式的な主語：衛生管理者試験。規制内容：試験の科目）、第44条第3項（形式的な主語：一定の危険業務～汽罐の火付け、溶接による汽罐の製造・改造や修繕等、巻き上げ能力の高い起重機業務、アセチレン溶接装置の作業主任業務、映写機による上映操作～に従事するのに求められる第1項所定の試験や免許に関する規定。規制内容：第4編で定めること）、第170条（形式的な主語：内圧容器の構造規格及び検査。規制内容：告示で定めるべきこと）、第232条（形式的な主語：罐体検査。規制内容：汽罐又は特殊汽罐の明細書の記載事項について行うべきこと）、第235条第1項（形式的な主語：溶接検査。規制内容：溶接明細書の記載事項について行うべきこと）、第249条第1項（形式的な主語：鋳鉄製汽罐。規制内容：制限圧力 $0.7\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用し、組合せ式とすべきこと）、第249条第2項（形式的な主語：鋳鉄製温水罐（ガスや油を燃料として温水をつくるためのボイラーで、暖房や給湯に用いることが多い）。規制内容：制限圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ 以下で使用すべきこと）、第314条（形式的な主語：汽罐士試験の科目。規制内容：次の科目について行う。特級汽罐士：汽罐構造、汽罐取扱方法、燃料及び燃焼、関係法令、一級汽罐士：汽罐構造、汽罐取扱方法、燃料及び燃焼、関係法令（構造規格を除く）、二級汽罐士：汽罐構造、汽罐取扱方法燃料及び燃焼、関係法令（構造規格を除く）、投炭及び汽罐操法～）、第320条第2項（形式的な主語：特別汽罐溶接士試験。規制内容：普通汽罐溶接士免許の取得後1年以上の実務経験を経なければ受験できないこと）、第321条第1項（形式的な主語：汽罐溶接士試験。規制内容：次の科目について行う。学科試験：汽罐構造、汽罐材料、汽罐工作、修繕方法、溶接施工方法、溶接棒・溶接部の性質、溶接部検査方法、溶接機取扱方法、溶接に関する安全、関係法令³⁰）、第321条第2項（形式的な主語：汽罐溶接士の実技試験。規制内容：告示（汽罐溶接士実技試験規程）

²⁹ 第24条の免許は、衛生管理者試験合格者か、医学科や保健学科の卒業者など、それに相当する者に与えられる。

³⁰ 汽罐溶接士試験の特殊性が窺われる。

によって行うべきこと)、第 372 条 (形式的な主語: 起重機運転士試験。規制内容: 次の科目について行う。起重機運転の実技、起重機の構造、起重機の運転に必要な電気や原動機関連知識、応用力学概要、関係法令)、第 400 条 (形式的な主語: 溶接士試験。規制内容: 次の科目について行う。アセチレン溶接関係の実技、溶接装置の構造及び取扱概要、アセチレン、カーバイド及び酸素関連知識、関係法令。ただし、都道府県労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準により不必要と認めた者について、全部又は一部を免除できること)、第 409 条 (形式的な主語: 映写技術者試験。規制内容: 次の科目について行う。一級映写技術者: 映写機の操作、構造、調整、映写に必要な電気知識、発声映写の知識、二級映写技術者: 映写機の操作、構造、映写に必要な電気知識、安全知識～)、

7. 9 形式的な主語を設けているが、おそらく国と使用者の双方を実質的な名宛人とした規定

第 2 条 (形式的な主語: 安全管理者。規制内容: 安全管理者の専属性)、第 35 条第 1 項 (形式的な主語: 特定の圧容器の耐圧証明書。規制内容: 労働基準局長の指定者か都道府県労働基準局長が所定の様式で発行したものでなければならないこと)、第 40 条 (形式的な主語: 性能検査の有効期間。規制内容: 汽罐 (=ボイラー)、揚重機 (一定規模以上の起重機及びエレベーター)、アセチレン溶接装置等の性能検査の有効期間)、

7. 10 形式的な主語を設けているが、おそらく国と使用者、資格保有者を実質的な名宛人とした規定

第 323 条第 1 項 (形式的な主語: 汽罐溶接士免許証の有効期間。規制内容: 原則として～継続して溶接業務に従事する者につき都道府県労働基準局長が更新を認めた場合を除き～1年とすること)、

7. 11 形式的な主語を設けているが、おそらく製造者、譲渡提供者等を実質的な名宛人とした規定

第 36 条第 1 項 (形式的な主語: 特定の機械器具に具備する安全装置等のうち労働基準局長の認定のないもの。規制内容: 譲渡、貸与の禁止)、第 37 条第 1 項 (形式的な主語: 溶接による汽罐 (=ボイラー) 等。規制内容: 認可を受けていない溶接による汽罐 (=ボイラー) 等の製造禁止)、

7. 12 形式的な主語を設けているが、おそらく製造者、譲渡提供者、設置業者、使用者等を実質的な名宛人とした規定

第 34 条（形式的な主語：左に掲げる機械器具（第 77 条の覆を具備しない研磨機など）、規制内容：譲渡、貸与、設置してはならない）、第 61 条（形式的な主語：動力しゃ断装置。規制内容：（スイッチ、クラッチ等の）動力しゃ断装置を容易に操作できるよう、不意に起動しないようにすること）、第 248 条（形式的な主語：汽罐や特殊汽罐。規制内容：特殊な用途にする等で都道府県労働基準局長が特に認めたものを除き、告示で定める構造要件を具備すべきこと）、第 251 条第 1 項（形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：機能が確実なものを除き、直径 38mm 未満のものをバネ式としてはならないこと）、第 252 条（形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：検査しやすい箇所に、軸を罐体に垂直に直接取り付けるべきこと）、第 253 条第 1 項（形式的な主語：蒸気罐の安全弁。規制内容：制限圧力を 4%又は $0.5\text{kg}/\text{cm}^2$ を超えた際に作動し始めるべきこと）、第 254 条（形式的な主語：蒸気罐の安全弁の径の合計面積。規制内容：原則として、蒸気罐の制限圧力が $1\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える場合とそれ以下の場合、火格子面積が 0.37 m^2 を超える場合とそれ以下の場合ごとに、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと）、第 256 条（形式的な主語：蒸気罐の安全弁の直径。規制内容：第 254 条の合計面積に関する定め（蒸気罐の安全弁の径の合計面積は、制限圧力、火格子面積に応じ、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと）にかかわらず、原則として 25mm 以上のものとすべきこと）、第 258 条第 2 項（形式的な主語：第 1 項（温水罐には、水を逃す管（逸水管）や弁（水逃し弁）を備えるべきこと）が定める逸水管。規制内容：保温等により凍結を避けるべきこと）、第 259 条（形式的な主語：逸水管の大きさ（内径）。規制内容：伝熱面積に応じて所定の基準を充たすべきこと）、第 260 条第 1 項（形式的な主語：温水罐の水逃し弁。規制内容：制限圧力を超えたら直ちに作用するものとすべきこと）、第 260 条第 2 項（形式的な主語：水逃し弁の径。規制内容：13mm 以上 50mm 以下で、火格子面積に応じ所定の計算式で算出したものとすべきこと）、第 261 条第 2 項（形式的な主語：蒸気罐に取り付ける圧力計の目盛盤の径。規制内容：100mm 以上のものとすべきこと）、第 262 条（形式的な主語：蒸気罐に取り付ける圧力計。規制内容：内部が凍結したり摂氏 80 度以上とならないよう措置を講ずべきこと）、第 263 条（形式的な主語：蒸気罐に取り付ける圧力計のコック。規制内容：連絡管の垂直な部分に取り付け、ハンドルは管軸と同一方向に置く（：回す）と開く作りにすべきこと）、第 266 条第 1 項（形式的な主語：蒸気罐に取り付けるガラス水面計。規制内容：ガラス管の内径が原則として 10mm 以上で、随時機能を点検できる構造とすべきこと）、第 266 条第 2 項（形式的な主語：蒸気罐に取り付けるガラス水面計。規制内容：ガラス管の最下部が安全低水面～蒸気罐の使用維持すべき最低水面（第 266 条第 4 項）～を指示する位置に取り付けるべきこと）、第 266 条第 3 項

(形式的な主語：ガラス水面計。規制内容：常時基準とする水面の位置を標示すべきこと)、第 267 条 (形式的な主語：試しコック (現行規格の験水コックに該当し、通常は最高水位 (高水位)、標準水位 (常用水位)、安全低水位の位置にコックが取付けられ、このコックを開けた時に蒸気あるいはボイラー水のどちらが出るかによって水位の概略の位置が確認される)。規制内容：最下位のものを安全低水面の位置に取り付けるべきこと)、第 268 条第 3 項 (形式的な主語：吹出弁や吹出コック。規制内容：見やすく取扱い易い位置に取り付けるべきこと)、第 269 条 (形式的な主語：前条の吹出管の径。規制内容：原則として 25mm 以上 70mm 以下とすべきこと)、第 270 条 (形式的な主語：吹出弁。規制内容：直流形の構造として (流れを阻害するような複雑な構造とはしないことという趣旨)、蒸気罐の制限圧力 $\times 1.25$ に耐え得るものとすべきこと)、第 271 条 (形式的な主語：吹出管。規制内容：蒸気罐ごとに設け、開口部に熱湯による危険を防止するための適切な措置を講じるべきこと)、第 273 条 (形式的な主語：蒸気罐の制限圧力より水圧力が 2 割以上又は $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上高い水圧力で給水できる水源。規制内容：前条の定め (蒸気罐には、最大蒸発量以上を給水できる給水装置を、原則として 2 個以上備えるべきこと等) にかかわらず、給水装置となし得ること)、第 276 条 (形式的な主語：蒸気罐の給水弁の径。規制内容：伝熱面積が 10 m^2 以下か否かに応じた所定の大きさとすべきこと)、第 277 条 (形式的な主語：燃焼ガスに触れる給水管、吹出管、水面測定装置 (図の水面計と同義) の通水管。規制内容：耐熱材料で防護すべきこと)、第 280 条 (形式的な主語：蒸気罐の据付に用いる支え。規制内容：蒸気罐の膨張を妨げないよう取り付けるべきこと)、第 281 条 (形式的な主語：管又はコイル内の蒸気を熱源とする温水槽。規制内容：管・コイル内の蒸気圧を温水管の制限圧力 (水頭圧) 以下とし、25mm 以上の水逃し弁 (：十分な罐水膨張への対応能力を持つ安全装置) を備えるべきこと)、第 282 条 (形式的な主語：蒸気罐や温水罐に直結する管。規制内容：その伸縮によって罐体を破損させないため、適当に支持すべき (：適当な取り付け、支持方法を採用すべき) こと)、第 284 条 (形式的な主語：水返り装置 (還水装置)。規制内容：凍結防止措置を講じるべきこと)、第 285 条 (形式的な主語：温水罐と温水槽の間。規制内容：弁やコックを設けない管で連結すべきこと)、第 287 条 (形式的な主語：鋳鉄製蒸気罐の安全弁。規制内容：第 254 条 (安全弁の径の合計面積は、原則として、制限圧力が $1\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える場合とそれ以下の場合、火格子面積が 0.37 m^2 を超える場合とそれ以下の場合ごとに、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと) に倣うべきだが、その径は、19mm 以上 115mm 以下とすべきこと)、第 289 条 (形式的な主語：鋳鉄製蒸気罐の吹出管の径。規制内容：23mm 以上とすべきこと)、第 292 条第 1 項 (形式的な主語：特殊汽罐の安全弁。規制内容：原則として、罐体と圧力源の間に設けるべきこと)、第 293 条第 1 項 (形式的な主語：特殊汽罐の安全弁。規制内容：その面積は、蒸気導入管 (蒸気を作り出すボイラー等から蒸気を導入する管のことと思われる) の断面積より 25% 増し以上とすべきこと)、第 293 条第 2 項 (形式的な主語：オートクレーブに取り付ける安全弁の有効面積。規制内容：容器内の気体の圧力、温度、時間ごとの吹出量に基づく規定の計算式で算出すべきこと)、第 294 条第 1 項 (形

式的な主語：特殊汽罐の圧力計、規制内容：蒸気罐に関する第 261 条第 1 項の定め（制限圧力の 1.5～3 倍の目盛り、制限圧力の目盛りに標準を付すべきこと）によるが、目盛盤の径は（第 261 条第 2 項が 100mm 以上としたのに対し）、75mm 以上とすればよいこと）、第 295 条（形式的な主語：特殊汽罐の吹出管の径。規制内容：20mm 以上とすべきこと）、第 298 条（形式的な主語：汽罐。規制内容：原則として、専用の建物か区割した場所に設置すべきこと）、第 301 条（形式的な主語：汽罐の据付位置。規制内容：汽罐の外側と天井、屋根裏を原則として～安全弁等の装置の検査や取扱いに支障がない場合を除き～1.2m 以上離すべきこと、罐体が露出した汽罐や立形の汽罐の場合、原則として～罐胴の大きさが一定範囲内の場合を除き～、その外側と壁の間に原則として 450mm 以上の距離を置くべきこと）、第 302 条第 1 項（形式的な主語：露出した汽罐の外側や金属製の煙突・煙突出口から 120mm 以内の可燃性材料。規制内容：金属以外の不燃性材料で被覆すべきこと）、第 336 条（形式的な主語：揚重機の検査申請者。規制内容：検査（第 4 章所定の性能検査、第 331 条所定の落成検査、第 335 条第 2 項所定の性能検査（休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合に改めて行われる検査）のことと思われる）に立ち会うべきこと）、第 337 条（形式的な主語：揚重機の主要部分。規制内容：鉄材で造るべきこと、但し、巻上能力もしくはブームの長さが一定以下の足付デリックや、製作から間もなく、小型のコンクリート用エレベータはこの限りでないこと³¹⁾）、第 338 条第 1 項（形式的な主語：揚重機の巻胴（ウィンチのようなもの）やみぞ車の径。規制内容：原則として、使用する巻上用鋼索（ワイヤー）の径の 25 倍以上とすべきこと³²⁾）、第 338 条第 2 項（形式的な主語：揚重機の滑車の径。規制内容：原則として、使用する巻上用鋼索（ワイヤー）の 10 倍以上とすべきこと）、第 341 条（形式的な主語：鋼索（ワイヤー）の安全係数（ワイヤーロープが破断する荷重の値／ワイヤーロープにかかる荷重の最大値）。規制内容：人荷共用エレベータ：10 以上、その他の揚重機：6 以上、控線：4 以上とすべきこと）、第 343 条（形式的な主語：揚重機に附属するボルト（部品同士を締め付けて固定するためのネジの 1 つ）、キー（「マシンキー」ともいわれ、歯車やプーリーなどと軸を結合し滑りをなくし、回転を確実に伝えるための機械要素³³⁾）、ピン（主に部品同士の結合や位置合わせ、軸やねじの緩み止めに使用するほか、大きな力が加わったときに破断して軸を守る等、安全装置として使う場合もある³⁴⁾）等は、

³¹ 但書は、従前、資材が乏しかった頃に、木製の揚重機が多く製造されていたことを踏まえ、小型の機械に限り、例外を認めたものである（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））206 頁）。

³² 鋼索（ワイヤー）の巻き取りに際しての曲げ応力の強さを慮った規制である（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））207 頁）。

³³ キーエンス社のウェブサイト（<https://www.keyence.co.jp/ss/products/measure-sys/machine-elements/bearing/fix.jsp> 最終閲覧日：2020 年 8 月 28 日）。

³⁴ キーエンス社のウェブサイト（<https://www.keyence.co.jp/ss/products/measure->

脱落による危険防止のため、適当な措置を講じるべきこと（第 343 条）、第 346 条（形式的な主語：揚重機の運転台。規制内容：作業の性質上やむを得ない場合を除き、作業に必要な視界を確保できる位置とすべきこと）、第 347 条（形式的な主語：起重機の運転室³⁵。規制内容：安全運転を妨げない大きさ、運転に必要な視界を妨げない構造、煤煙、粉じんや寒暑が激しい場合密閉式とすること、振動防止の構造、運転台の備え付け道具が不意に落下しないようにすること、との事項を具備すべきこと）、第 348 条（形式的な主語：揚重機の控。規制内容：所要の事項～控線だけで支持する場合、6 本以上、なるべく等間隔に配置、水平面との角度 60 度以内、ターンバックル等を用いて緊張する、控杭（控を留めるための杭）等に堅固に取り付ける、動力線、架空電線に近接する等～を具備すべきこと³⁶）、第 350 条（形式的な主語：ガイデリックの主要部分の安全係数。規制内容：ブームの使用極限半径（ブームの傾斜角を最小とした状態）で 4 以上とすべきこと³⁷）、第 352 条（形式的な主語：エレベータの各部の強度計算における動荷重。規制内容：床面積 1 m²につき、人荷共用の場合 370kg 以上、荷物用の場合 250kg 以上とすべきこと）、第 354 条（形式的な主語：人荷共用エレベータの昇降体及び平衡錘。規制内容：2 つ以上の鋼索（ワイヤー）で各条別個に取り付け、かつ、進路には適当なガイドを設置すべきこと、第 355 条（形式的な主語：昇降機。規制内容：所定の事項～主要部分を不燃性材料で形成すること、周囲を囲い、囲いの外の物が昇降体や平衡錘に触れないようにすること、昇降体に通じる出入口と昇降体の出入口の幅及び高さを同じくし、出入口床先と昇降体の間隔を 24cm とすること、出入口に不燃性材料で形成した戸を設けるべきこと、頂部のみぞ車等の装置を支持する構造部は、鉄か鉄筋コンクリート造とすること、巻上機、原動機等を昇降体進路の直下に設ける時は、その装置の上方に堅固な床を設置すべきこと等～を具備すべきこと³⁸）、第 356 条（形式的な主語：人荷共用エレベータの昇降体の構造。規制内容：所定の事項～主要部分は鉄材とすること、上

sys/machine-elements/bearing/fix.jsp 最終閲覧日：2020 年 8 月 28 日）。

³⁵ 本条の運転室は、起重機に附属する運転室を意味し、運転台は、巻上機の運転台を意味し、両者は使い分けられている（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））210 頁）。

³⁶ 控線は、主にガイデリックの主柱やコンクリート用エレベータの昇降塔等で用いられるため、本条も、それらの場面を主な対象としていると解される（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））211 頁）。

³⁷ ガイデリックの場合、ブームの傾斜角を小さくするほど各構成部分に負担がかかるので、その極限条件（ただし、本規則第 363 条により、30 度未満にはできない）での安全係数を 4 として、強度の保全を図ったものである（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））212 頁）。

³⁸ 人荷共用エレベータにかかる基準であり、貨物用簡易エレベータやコンクリート用エレベータ、竪坑用エレベータのような特殊なエレベータ等では求められる基準が緩和される（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））214 頁）。

屋を設けること、出入口は 2 箇所以上設けないこと、やむを得ない場合のほか出入口に丈夫な戸を設けること、やむを得ない場合のほか伝統設備を設けること～を具備すべきこと³⁹⁾、第 357 条（形式的な主語：コンクリート用エレベータの昇降塔。規制内容：所定の事項～高さ 70m 以下、高さ 15m 以内ごとに控線 4 本以上で支持すること、コンクリート流桶用ブームを安全に懸垂すること、基礎が沈まないよう堅固にすること、昇降塔下部の周囲を地上 1.8m まで囲うこと等～を具備すべきこと）、第 358 条（形式的な主語：コンクリート昇降塔のタワーピット。規制内容：周囲を堅牢に土留し、運転中に塔内に入らないで掃除できる構造とすべきこと⁴⁰⁾、第 416 条（形式的な主語：軌条重量⁴¹⁾。規制内容：所定の基準～車輻重量 5 トン未満：9kg、車輻重量 5 トン以上 10 トン未満：12kg、同 10 トン以上 15 トン未満：15kg～によるべきこと）、第 417 条（形式的な主語：軌条の継目。規制内容：両側に継目板をあて、かつ 4 本のボルトで堅固に締め付けるべきこと）、第 418 条第 2 項（形式的な主語：軌道のまくら木。規制内容：所定の基準～車輻重量 5 トン未満：まくら木の大きさ（径 9cm、長さ 90cm）、間隔（60-75cm）、車輻重量 5 トン以上 10 トン未満：まくら木の大きさ（幅 12cm、厚さ 9cm、長さ 100cm）、間隔（60-75cm）、車両重量 10 トン以上 15 トン未満：省略～によるべきこと）、第 419 条（形式的な主語：腐食しやすいか取替困難な箇所のまくら木。規制内容：耐久性を有するもの⁴²⁾とすべきこと）、第 420 条（形式的な主語：5 トン以上の動力車（蒸気、電気など動力による牽引車の総称⁴³⁾）を運転する軌道の道床。規制内容：充分つき固めるとともに排水を良好にする措置を講ずべきこと）、第 421 条（形式的な主語：軌道の曲線部。規制内容：所定の事項～曲線半径を 10m 以上とすること（第 1 号）、適当な高度（車両の傾斜に対応して外側のレールに求められる高さ）と拡度（スラックとも言い、曲線で車輪がスムーズに走行できるように直線の場合よりレール間

³⁹⁾ 堅坑用エレベータのような特殊なエレベータに限り、求められる基準が緩和される（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））214 頁）。

⁴⁰⁾ 便宜上、コンクリートミキサーの投入口を地面スレスレに設置するには、深さ 5m ほどに達するタワーピットを設ける必要が生じるので、周囲の土砂崩壊の防止のため、土留の板囲（いたがこい）を設けるべきこと、ミキサーやバケットから漏れたコンクリート等を清掃するためにタワー底部に入ると危険なので、タワーピットの隅にコンクリートを導溜させるための小ピットを設ける等の構造にすべきことを求めたものである（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））216 頁）。

⁴¹⁾ 軌条重量とは、新規製造時の長さ 1m あたりの重量を指し（レール側）、車輻重量とは、ある区間を通過する汽罐車等の最大重量を指す（車両側）（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））268 頁）。

⁴²⁾ 当時の解説書には、防腐剤を染浸したものと鉄製等をいうと記載されている（野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））270 頁）。

⁴³⁾ 野口前掲書（1948 年（昭和 23 年））270 頁。

が拡げられる幅)を保つこと(第2号)、曲線半径に応じ護輪軌条(脱線防止ガード)を設けること(第3号)～を具備すべきこと)、第422条(形式的な主語:軌道のこう配(高低(坂)の角度)。規制内容:汽罐車を使用する区間では、20分の1以下とすべきこと)、第424条(形式的な主語:動力及び車輛。規制内容:相互の離脱を防ぐため、確実な連絡装置を設けるべきこと)、第425条第2項(形式的な主語:制動機が制輪子に作用する圧力:制動車輪の軌条への圧力の割合。規制内容:動力制動機の場合100分の50以上75以下、手動制動機の場合100分の20以上とすべきこと⁴⁴⁾、第426条(形式的な主語:動力車。規制内容:所定の事項～汽笛等の合図装置(第1号)、夜間や地下に走行する場合には照明設備(第2号)、蒸気機関車の汽罐には、第4編第1章所定の附属設備(還元器(復水(蒸気が熱エネルギーを失って水に戻ったもの)を回収し、ある程度溜まった段階でボイラーに戻す役割を果たすもの⁴⁵⁾、節炭器(エコノマイザー)等)と火粉止(第3号)、内燃機関車(ディーゼル機関車:圧縮された高温の空気に低温でも着火する(オクタン価が低い)軽油を注入して空気を一気に膨張させて、その力を回転動力に変える仕組みの機関車)には、潤滑油の圧力を表示する計器(第4号)、電気機関車には、自動遮断機を備えること等(第5号)～を具備すべきこと)、第427条(形式的な主語:車輪。規制内容:所定の事項～タイヤ(リム部)の幅が、フランジが摩耗し、軌条(レール)間が最大の箇所を通過する際になお踏面が軌条に安全に乗る広さを持つこと(第1号)、第2号、第3号は省略～を具備すべきこと⁴⁶⁾、第428条(巻上装置(斜坑巻上装置、インクライン等も該当する⁴⁷⁾は、所定の事項～鋼索(ワイヤー)の安全係数を6以上とすること(第1号)、有効な制動機を備えること(第2号)、信号装置(主に巻上過ぎ、巻下過ぎを警報するものと思われる)等の安全措置を講じること(第3号)、300mmごとに子線数の10分の1以上が切断したものを使用しないこと(第4号)、鋼索を確実に取り付けること(第5号)、鋼索が長い曲線部分があれば、ガイドローラ(鋼索が決まった軌道から逸れないように取り付けられる部品。釣り竿に装着された輪のようなもの)を設け適時注油すること(第6号)～を具備すべきこと)、第438条(形式的な主語:手押車輛を使用する軌道。規制内容:第417条(軌条の継目の継目板・ボルトによる固定)及び第432条(軌道の軌条及び路面状態の常時の検査と補修)を準用するほか、所定の事項～軌道の曲線半径を5m以上とする(第1号)、こう配は15分の1(水平距離15:垂直距離1)以下とする(第2号)、軌条の重量を6kg以上と

⁴⁴⁾ 制動機のレールへの効き目が強すぎる(条文が示す割合が大きすぎる)と車輪がスリップしてしまうが、緩すぎる(条文が示す割合が小さすぎる)場合もブレーキの役割を果たしにくいので、適当な範囲を指定したものである(野口前掲書(1948年(昭和23年))272頁)。

⁴⁵⁾ 石谷清一、武田晴爾前掲書(1937年(昭和12年))296-297頁。

⁴⁶⁾ 車輛の脱線を防ぐための規制である(野口前掲書(1948年(昭和23年))272頁)。

⁴⁷⁾ 野口前掲書(1948年(昭和23年))273頁。

する（第3号）、径9cmかそれと同等以上のまくら木を適当な間隔に使用する（第4号）、こう配が100分の1以上の区間で使用する車輛に然るべき手用制動機を備える（第5号）～を具備すべきこと）、

7. 13 形式的な主語を設けているが、おそらく（使用者も含むが、主に製造業者、譲渡提供者、設置業者などであって）行政による許認可を受けようとする者を実質的な名宛人とした規定

第236条（形式的な主語：溶接によって形成される汽罐等。規制内容：溶接検査に合格しなければ罐体検査を受けられない）、

8 名宛人や主語がない規定

8. 1 実質的には使用者が名宛人だと解される規定

第7条（安全管理者の選任時の届出）、第11条（衛生管理者の選任。ただし、常時使用労働者数50人以上の「事業においては」、との文言あり）、第16条第2項（衛生管理者の職務分担の決定）、第39条第1項（労基法第47条第1項（認可の有効期間が切れた危険な機械器具の性能検査）に基づき規定された危険な機械器具（汽罐（≒ボイラー）、揚重機（一定規模以上の起重機及びエレベーター）、アセチレン溶接装置等）の性能検査の有効期間満了後の継続利用に際しての労基署長への申請）、第48条（一定規模の事業で常時使用労働者を雇い入れる場合、多量の高熱物体を取り扱う業務、坑内業務、深夜業など一定の危険業務に常時使用労働者を雇い入れる場合等における雇入れ時健診）、第49条第1項（常時使用労働者数50人以上の事業や、農林水産業やサービス業等を除く業種で常時使用労働者を対象とする毎年の定期健診）、第49条第2項（前条第2号に規定する危険業務に従事する労働者を対象とする毎年2回以上の健診）、第49条第3項（前2項の定期健診等の回数を減じ得ること）、第50条第1項（第48条の雇入れ時健診と第49条の定期健診等の検査項目～感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系、X線検査、赤血球沈降速度等～）、第50条第2項（医師の判断によるか実施困難な場合の一部の検査項目の省略）、第50条第3項（検査項目を省略する場合の労基署長への報告）、第51条第1項（食堂や炊事場で働く労働者対象の雇入れ時の検便）、第51条第2項（実施困難な場合の省略と労基署長への報告）、第57条（移動式興行場等の仮設建物等で短期間に廃止するものについての労基法第54条第1項の規制緩和）、第63条第1項（床面から1.8m以内の動力伝導装置の車軸で人との接触の危

険があるもの⁴⁸に、囲いや覆い等を設けるべきこと)、第 63 条第 2 項 (作業や通行のため跨ぐ必要のある水平車軸には覆いや踏切橋を設けるべきこと)、第 63 条第 3 項 (踏切橋には手すりを設けるべきこと)、第 64 条 (床面から 1.8m 以内にある調帯 (調車をつなぐベルト)、調車 (調帯でつながれた車。プーリー) 等で接触の危険があるものや、床面から 1.8m 以上等にあるが、清掃、注油等で、運転中接触の危険がある調帯等には、囲いや覆いを設けるべきこと)、第 65 条 (通路や作業箇所の上にある調帯で、一定以上の長さ、幅、速度のものにつき、不意の切断による危害防止のため、下方に囲いを設けるべきこと)、第 66 条 (調車 (プーリー) と隣接車輪等との間隔が一定以下である場合等には、適当な調帯受け (運動する調帯に接して支える部品) を設けるべきこと)、第 68 条 (調帯の継ぎ目に突出した金具を使用しないこと)、第 70 条第 1 項 (遊車 (あそびぐるま: ベルト伝導で、あえて空回りする車を設け、原車の代わりにベルトをかけることで、ベルトを張ったままで動力を遮断したり、原車と従車の間に挟み、ベルトの緩みや振動を取る等の役割を果たす滑車) を使用する場合、手元に遷帯装置 (ベルトシフターのこと。固定プーリーと遊びプーリーの間で、ベルトのかけかえをすることで、動力を伝達させたり遮断したりする装置) を設置すべきこと)、第 73 条第 1 項 (原動機や動力伝導装置の運転開始時に、関係労働者に合図で周知すべきこと)、第 75 条 (動力で運転する機械には、遊車、クラッチ、スイッチ等の動力遮断装置を設置すべきこと等)、第 77 条第 1 項 (回転中破壊のおそれのある研磨盤の砥石車には堅固な覆いを設置すべきこと等)、第 77 条第 2 項 (砥石車を交換した際には、3 分以上試運転すべきこと)、第 78 条 (動力で運転する圧機 (プレス) や切断機には、金型や刃物が作動する箇所に入手を入れる必要がない場合を除き、安全装置を設置すべきこと等)、第 79 条 (木工用丸のこ盤には、反ばつ (のこぎりの刃が、かかった圧力に反ばつして折れて飛散すること等) 予防装置を設置すべきこと)、第 80 条 (木工用帯のこ盤の歯や動輪には、切断に必要な部分を除き、囲い等を設けるべきこと)、第 81 条 (木工用かんな機 (手押しかんな盤) の刃物の取付軸 (刃が付いている回転軸) を (角型にすると手を巻き込まれやすいため) 原則として丸型にすべきこと)、第 82 条 (ゴムやエポナイト (固くて光沢を持ったゴム) 等の粘性のものを練るロール機には、被害者自らが操作できる急停止装置を設けるべきこと)、第 83 条 (紡績機械の荒打綿機のシリンダカバーのハンドホール (マンホール) 等の機械部分に、回転が停止しなければ開けられない緊錠装置を設けるべきこと)、第 84 条 (織機のシャトル (杼) の脱出による危害を防止するための装置を設置すべきこと)、第 85 条 (紙・布等を通すロール機につき、手が挟まれないよう安全装置を設けるべきこと)、第 86 条 (第 75～

⁴⁸ 本条にいう「接触の危険があるもの」について、「たとえば人が作業又は通行のためこれをまたがなければならぬ場合のような高度の危険である必要はなく、およそ人がこれに接触するある程度の危険が存することをもつて足りる」と広く解釈した例として、旭段ボール事件東京高判昭和 39 年 10 月 28 日東京高等裁判所刑事判決時報 15 卷 11 号 209 頁がある。

第 85 条に定めるもの以外の動力で運転する機械には、危険な部分に安全装置を取り付けるべきこと等)、第 87 条第 1 項 (運転中の機械の刃の切粉払いや注油のため、ブラシ等の用具を備えるべきこと)、第 88 条 (作業場に通じる場所と作業場には、安全な通路を設けてメンテナンスすべきこと)、第 89 条 (通路には、歩行を妨げない程度に採光や照明を講じるべきこと等)、第 94 条 (旋盤、ロール等の機械が高い場合、適当な高さの作業踏台を設けるべきこと)、第 95 条 (危険性 (爆発性、発火性、引火性) のあるものを製造もしくは取り扱うか、常時 50 人以上が就業する屋内作業場には、2 以上の避難通路を設け、引戸か外開戸とすべきこと)、第 97 条 (複数階にわたり、常時 20 人以上の労働者が就業する建物では、各階に 2 以上の屋外の安全な場所に通じる階段を設けるべきこと、常時 50 人以上の労働者が就業する場合、踏面 (ふみめん)、蹴上 (けあげ：階段の縦の面)、こう配、内法 (枠以外の横幅) 等を規定の構造とすべきこと)、第 98 条 (メイン通路、非常用の出口や通路には標示をすべきこと)、第 99 条 (通路と車輛の軌道を交わせる場合、監視人を置くか、警鈴を鳴らす等の措置を講じるべきこと)、第 100 条 (ふ頭や岸壁で荷役作業を行う場所では、危険な場所に照明を講じる、ふ頭や岸壁に沿う通路の幅を 90cm 以上とする、陸上の通路等で、隅角 (ぐうかく：直線でないところ)、橋、船渠 (ドック：船舶の築造・修理等を行うための施設。水を出入りさせて、船の全体を表したり、水上に戻したりすることが多い) の閘門 (こうもん：ドックの開閉用の門) の上につけられた歩道等の危険な箇所に囲いを設ける等、規定の措置を講じるべきこと)、第 101 条 (労働者が停泊している船舶を往復する場合、原則として歩板等の通行設備を設けるべきこと)、第 102 条 (船の高さが 1.5m を超える船艙で労働者が荷役作業をする場合、甲板と船艙間に安全な通行設備を設けるべきこと)、第 104 条 (軌条 (レール) を設けた坑道やずい道 (トンネル) 等の中には、原則として適当な間隔ごとに回避所を設けるべきこと)、第 106 条 (坑内に設けたはしご道等が巻上装置に接近して危険な場合、板仕切り等の隔壁を設置すべきこと)、第 107 条 (労働者を水路で船舶に往復させる場合、安全輸送のため必要な措置を講じるべきこと)、第 110 条 (つり足場については、安全荷重を超えて負荷をかけないこと、つり鋼索 (つりこうさく：重いものをつるワイヤーロープ) の安全係数 (ワイヤーロープが破断する荷重の値 / ワイヤーロープにかかる荷重の最大値) が 10 以上、突りょう (とつりょう：つり鋼索を固定する腕木) 等の安全係数が 5 以上となるようにすべきこと、作業床は、3m 以内ごとに金属製の突りょう、足場けた (足場を支えるために水平方向に架ける建設部材) 及びつり鋼索で堅固に支持すべきこと、つり鋼索として、30cm ごとに子線数 (ワイヤーロープを構成する個々のライン) の 10 分の 1 以上が切断したものを用いないこと、つり装置には確実な歯止めを設けるべきこと、作業床は幅 90cm 以上として、幅 30cm 以上、厚さ 5cm 以上の板を隙間なく敷き詰めるべきこと、高さ 75cm 以上の丈夫な手すりを設けるべきこと等)、第 111 条第 1 項 (物品の上げ下ろし口、ピット (地下に設けられる配管のための空間)、煮沸そう (殺菌消毒のため熱湯を設ける水槽)、作業床の端や開口部、たて坑、井戸、船のそう口など、労働者の墜落の危険がある箇所には、原則として、囲、手すり、覆等の設備を設けるべきこと)、第 111 条

第2項(やむを得ない必要があれば取り外せるが、必要がなくなれば、元に戻すべきこと)、第112条第1項(たて坑内、井戸、40度以上の斜面等、墜落の危険のある場所で労働者を作業させる場合、腰綱を使用させる等の防止措置を講じるべきこと)、第113条第1項(不要なたて坑、坑井(こうせい: 鉱山の坑内に設けられた、通風、運搬等のための小さなたて坑のこと)等には、坑口の閉塞等の墜落防止措置を講じるべきこと)、第113条第2項(不要の坑道跡等には、通行遮断設備を設けるべきこと)、第114条(作業用の移動はしご(キャスター等により移動が可能な作りのはしご)には、滑り止め装置等、転倒防止措置を講じるべきこと)、第116条(崩壊の危険のある地盤のもとで労働者を作業させる場合、適宜作業箇所上部の切り落とし等により安全なこう配を保持するか、適当な土留(土止め)を設けるべきこと、それが困難な場合には、看視人を設置すべきこと、危険な雨水、地下水等を排除すべきこと)、第117条(土砂の崩壊や落下の危険がある掘削箇所と、その下方の積込み等の作業箇所の間には、安全な間隔を設ける等の措置を講じるべきこと)、第118条第1項(落盤の危険がある場所には、支柱その他の防止施設を設けるべきこと)、第118条第2項(特に、採掘や掘進中に落盤の危険が高まる場合、支柱材等を便宜な場所に配置すべきこと)、第119条(坑道やずい道(トンネル)を掘る際に、水やガスの噴出による危険がある場合、検知孔をうがつ(小さな穴を空けて、水やガスの漏れを検査する)等の措置を講じるべきこと)、第120条(露天採掘場については、崩壊の危険のある表土を予め除去してから採掘すべきこと、浮石(ふいし: 基盤から離れて不安定な石)を除去すべきこと、採掘箇所下部に柵などの落石防止設備を設ける等の措置を講じるべきこと等)、第121条第1項(3m以上の高所から物体を投下する際には、適当な投下設備を設置するか看視人を設置する等の措置を講じるべきこと)、第122条(物体の落下・飛来による危険がある場合、防網設備、立入区域設定等の危害防止措置を講じるべきこと)、第123条(1トン以上の重量物を1貨物で運搬する際等には、原則として、その重量を明示すべきこと条)、第124条第1項(電気工作物(発電機、変圧器など、電気エネルギーの発生、送電、変電や利用を行う地面に接着した人工物)、電気機械器具(発電機、燃料電池、変圧器など、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電や利用を行う機械器具)等の電気設備の危険な部分を標示し、照明を施すべきこと)、第124条第2項(第1項の電気設備への接触による危険がある箇所に囲いを設けるべきこと)、第124条第3項(第1項の電気設備を毎月点検して、異常があれば直ちに修繕すべきこと等)、第125条(感電の危険がある箇所の電気を遮断して修繕・点検等の作業をする場合、スイッチに錠をかける等、通電を防止するための確実な措置を講じるべきこと等)、第126条(労働者が接触する危険のある、電気機械器具に付属するコード等は、労働者に接触する危険がある場合、水に対して安全なものや湿気を帯びないものを使用すべきこと等)、第127条第1項(感電や電気やけどの危険のある作業では、適当な保護具を備えるべきこと)、第128条第2項(溶鉱炉、溶銑炉、ガラス溶解炉など多量の高熱物を取り扱う場所では、適当な保護具を備えるべきこと)、第129条第1項(原動機、動力伝導装置等に頭髮や被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適当な帽子や作業服を着用させ

るべきこと)、第 131 条第 1 項 (歩行面や作業に不適當な履物を労働者に使用させないこと)、第 132 条第 2 項 (アーク溶接など強い光線を発散する場所では、適當な保護具を備えるべきこと)、第 133 条第 1 項 (金属の乾燥研磨、炭酸飲料水のビン詰め等、物体の飛来による危険がある場合、飛来防止設備を設置するか、適當な保護具を備えるべきこと)、第 134 条 (労働者に水上作業をさせる場合、浮袋等の救命具を備え付けるべきこと)、第 135 条 (事業用の建築物の新築、増改築に際しては、複数の建築物の間に、防火や避難に必要な間隔を設けるべきこと、一定の床面積以上の建築物では外壁や屋根を耐火性とすべこと⁴⁹⁾、第 136 条第 2 項 (火炉など多量の高熱物を取り扱う設備の基礎工事の際、地下水や雨水の浸入による爆発の防止措置を講じるべきこと)、第 138 条 (接触により火災や爆発を生じ得るものを同じ運搬機に積載したり、同じ場所で同時に取り扱わせないこと)、第 140 条第 2 項 (爆発のおそれのあるガス・蒸気や、粉じんを発生する場所には火花を発したり過熱のおそれのある機械や設備を設置しないこと)、第 141 条 (特に危険な箇所には原則として立入を禁止し、火災や爆発の危険がある箇所では火気の使用を禁じる標示をなすべきこと)、第 143 条第 2 項 (映写機に速燃性フィルムを使用する場合には、その上下を収める金属製ドラムを備えるべきこと)、第 144 条第 1 項、第 2 項 (建築物には、その規模、作業の性質等に応じた消火設備を適所に設けるべきこと⁵⁰⁾、第 145 条 (火炉等火災を生じる危険のある設備と可燃性物体の間には、間隔を設けるか、可燃性物体を遮熱材料で防護すべきこと)、第 147 条 (自然発火の危険がある物を積み重ねる場合、危険温度への到達防止措置を講じるべきこと)、第 149 条第 1 項 (喫煙所、ストーブ等火気を使用する場所には防火設備を設けるべきこと)、第 153 条 (可燃性ガスがある地下作業場で労働者を就労させる場合、毎日ガスの含有率を検査すべきこと、メタンガスの含有率が 100 分の 1.5 以上の場合、改善措置を講じ、労働者を退避させ、動力を停止すべきこと)、第 154 条 (発破の際に、労働者が安全距離まで避難し難い場合、避難所を設置すべきこと)、第 160 条第 2 項 (爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチと安全電燈 (白熱燈や蛍光燈などの安全な電球) 以外の電燈を用いてはならないこと)、第 161 条第 1 項、第 2 項 (乾燥室にはその構造、規模、乾燥物の種類、加熱方法等に適應した有効な消火設備を設けるべきこと)、第 162 条 (乾燥室の最初の使用時、乾燥方法や乾燥物の種類を変えた時は、技術上の責任者を定めて直接指揮させるべきこと)、第 165 条 (内圧容器を設置、取替又は改造しようとする時は、第 56 条所定の届出書に、用途・構造調書、構造や据付方法を示す図面、耐圧証明書の写しを添付すべきこと)、第 171 条第 1 項 (「作業の性質その他やむを得ない事由によって」本編 (第 2 編) 及び第 4 編の安全基準により難い場合、様式第 20 号で所轄労基署長に適用除外の申請ができること)、第 172 条 (衛生上有害な作業場では、作業や施設の改善により原因の除去に努め

⁴⁹⁾ 上述したように、このような条項は、建設業者等に適用された可能性も否定できない。

⁵⁰⁾ 本条も、建設業者等に適用された可能性がある。

るべきこと⁵¹⁾、第 173 条（ガス、蒸気又は粉じんを発散する屋内作業場では、空気中の含有濃度を危険レベル内に抑えるため、局所排気や機械装置（発散源）の密閉、換気等の適当な措置を講じるべきこと）、第 174 条（排気や排液に有害物や病原体を含む場合、洗浄、ろ過等で処理して排出すべきこと）、第 175 条（屋内や坑内で著しく粉じんを飛散する作業場では、原則として、注水等の防じん措置を講じるべきこと）、第 176 条（強烈な騒音を発する屋内作業場には、伝播防止のため、隔壁を設ける等の措置を講じるべきこと）、第 177 条（坑内で炭酸ガスが停滞する／そのおそれがある場所や酸素が不足する／そのおそれのある場所では、毎月 1 回以上濃度を測定し、結果を記録すべきこと）、第 178 条（坑内作業場では、原則として、炭酸ガス濃度を 1.5% 以下、酸素濃度を 16% 以上とすべきこと）、第 179 条第 1 項（一定の場所～多量の高熱物体を取り扱う場所、有害放射線に晒される場所、炭酸ガス濃度が 1.5% を超えるか酸素濃度が 16% 未満の場所、有害物を取り扱う場所、病原体による汚染のおそれが著しい場所～につき、原則として立入を禁止し、その旨掲示すべきこと）、第 180 条（有害物又は病原体にはその旨を標示し、原則として一定の場所に集積すべきこと）、第 181 条（著しい暑熱や寒冷の場所での業務、多量の高熱物体や低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害放射線に晒される業務、ガス、蒸気、粉じんを発散し、衛生上有害な場所での業務、病原体による汚染のおそれが強い業務等衛生上有害な業務では、労働者に使用させるため、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適当な保護具を備えるべきこと）、第 182 条（皮膚障害を生じるものを取り扱う業務、経皮的に中毒や感染を生じるおそれのある業務においては、労働者に使用させるため、塗布剤、不浸透性の作業衣、手袋、履き物等適当な保護具を備えるべきこと）、第 183 条（強烈な騒音を発する作業場での業務では、労働者に使用させるため、耳栓等の保護具を備えるべきこと）、第 184 条（第 181～第 183 条所定の保護具は、同時に就業する労働者数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すべきこと）、第 186 条（保護具等の使い回しにより疾病感染のおそれがある場合、各人専用のものを備えるか、感染予防措置を講じるべきこと）、第 187 条第 1 項（杼通しのために緒を吸い出す必要がある織機の杼（シャトル）には、緒引出具を備えるべきこと）、第 188 条（ゲージ圧力 $1\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の高気圧下で労働者を就業させる場合、医師が適格と診断した者に限ること、2 回／日以内に限ること、加圧・減圧を徐々に行うこと、作業時間／回、休息时间、減圧時間に関する規制を遵守すること等の条件を充たすべきこと）、第 189 条（前条所定の高圧室で用いる施設、器具等（外部連絡用電話、酸素発生器付救助器等）の重要部分を定期的に点検すべきこと）、第 190 条（ゲージ圧力 $3\text{kg}/\text{cm}^2$ を超える高気圧下で就業させる場合、十分な経験を有する医師の指揮監督下に置くべきこと）、第 193 条（屋内で労働者を常時就業させる場合、気積は原則として $10\text{m}^3/\text{人}$ とし、換気量は毎時 $30\text{m}^3/\text{人}$ とし、直接外気

⁵¹⁾ いわゆる 3 ステップ・アプローチにおける第 1 ステップ（上流での本質的対策によるリスク要因の除去や軽減）を優先すべきことを定めている。ただし、強制ではなく、努力義務としている。

に開放され、床面積の16分の1以上の面積の窓を設け、気温が摂氏10度以下の場合、1m/秒以上の気流に労働者を晒さないようにすべきこと)、第194条第1項、第2項(通気施設を設け、2回/月以上通気量を確認して記録すべきこと)、第196条(労働者を常時就業させる場所の採光・照明では、明暗の対照(落差)を著しくせず、まぶしさを起こさせない方法で行うべきこと)、第197条(暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場では、毎月2回以上気温や湿度を測定して結果を記録すべきこと)、第198条(前条所定の屋内作業場のうち衛生上有害のおそれがあるところでは、適当な温湿度調節の措置を講じるべきこと)、第199条(作業場内に多量の熱を放散する溶融炉(可燃物や不燃物を高温で溶かす焼却炉の一種)等がある場合、加熱された空気を排気するか、放射線から労働者を保護する措置を講じるべきこと)、第200条(加熱された炉、汽罐(=ボイラー)等の修理の際には、適当に冷却しない限り、労働者を内部に入らせないこと)、第201条(給湿する場合、衛生上有害とならない限度にとどめ、噴霧では清浄な水を用いるべきこと)、第202条(坑内で気温が摂氏28度を超える/そのおそれがある場所につき、毎月2回以上気温を測定し、結果を保存すべきこと)、第204条(事業場に休憩設備を設けるよう努めるべきこと)、第205条(著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを放散する等衛生上有害な作業場では、原則として作業場外に休憩設備を設けるべきこと)、第206条(持続的な立業に従事し、就業中しばしば座ることができる労働者に対して、椅子を備えるべきこと)、第207条第1項、第2項(夜間に労働者に睡眠させる必要がある場合か、(夜間に限らず)就業途中に仮眠の機会がある場合、当該事業場に男女別で適当な睡眠・仮眠場所を設け、寝具、かや等を設けると共に、疾病感染予防措置を講じるべきこと)、第208条(多量の発汗を伴う作業場では、労働者による摂取のため、塩と飲料水を備えるべきこと)、第209条(常時使用労働者数50人以上か、同じく女性労働者30人以上の事業場では、労働者が横になれる休養室等を男女別に設けるべきこと)、第210条(事業場の清潔を保つため、掃除用具を備えるべきこと、年2回有効な大掃除を行うべきこと)、第212条(事業場には、たんつぼを備えるべきこと)、第216条第1項(身体や被服を汚染するおそれがある作業場では、洗面所やうがいの設備、更衣所や洗浄の設備を設けるべきこと、第216条第3項(前項の設備のほか、著しく身体を汚染する作業場につき、都道府県労働基準局長が、必要に応じて使用者に設置を命じる入浴施設につき、必要な用具を備えるべきこと)、第217条(被服が著しく湿潤する作業場では、被服を乾かす設備を設けるべきこと)、第218条第1項~第3項(飲用又は食品洗浄に用いる水は、公共団体の水道から供給される清浄なものとするべきこと、私設水源を用いる場合、公共団体等の審査に合格したものとし、適当な汚染防止措置を講じるべきこと)、第219条第1項(事業場には、一定の条件~男女別とし、なるべく建物に間仕切りを設けるべきこと、便所の数を同時に就業する労働者数に応じて規定の数とするべきこと、なるべく床・腰板を不浸透性の材料で塗装すべきこと、汚物が土中に浸透しない構造とするべきこと、流水式の手洗い装置を設けるべきこと等~を満たす便所を設けるべきこと)、第220条第1項(第205条所定の作業場~著しい暑熱、寒冷、多湿、有害ガス、蒸気や粉じんを放散する等衛生

上有害な作業場～では、原則として、作業場外に食事場所を設けるべきこと)、第 222 条第 1 項 (事業場で 1 回 300 食以上か 1 日 500 食以上の給食を行う場合、栄養士を配置すべきこと)、第 223 条第 1 項、第 2 項 (事業場には、負傷者の手当用の救急用具等を備え、その設置場所と使用方法を労働者に周知すべきこと、用具等を常時清潔に保つべきこと)、第 230 条第 3 項 (罐体検査に合格した汽罐や特殊汽罐、審査の申請の際に添付し、検査済の押印を受けた明細書を喪失・毀損した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること)⁵²、第 234 条第 4 項 (溶接検査に合格した汽罐等の審査の申請の際に添付し、検査済の押印を受けた明細書を喪失・毀損した時は、検査を受けた都道府県労働基準局長に再交付を申請できること)、第 239 条第 1 項 (汽罐には汽罐取扱主任者を選任すべきこと)、第 239 条第 2 項 (汽罐取扱主任者を選任したら労働基準監督署長に報告すべきこと)、第 241 条第 4 項 (汽罐検査証の交付後でなければ、その使用はできないこと)、第 241 条第 5 項 (汽罐検査証を喪失・毀損した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること)、第 245 条 (前条の変更工事～汽罐等の罐胴 (ドラム)、炉筒 (円筒形の燃焼室)、火室、鏡板 (ドラムなどの両端に取り付ける板。管板とも言う)、天井板、控、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等の変更工事～落成時には、原則として、所轄労働基準監督署長に所定の様式による申請書を提出して変更検査を受けない限り、使用してはならないこと)、第 246 条第 1 項 (汽罐等の使用を 1 年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと)、第 246 条第 2 項 (使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査を受けない限り使用してはならないこと)、第 246 条第 3 項 (前項の性能検査を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと)、第 246 条第 4 項 (汽罐等の使用を廃止する際には、汽罐検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと)、第 305 条 (汽罐室には、水面計のガラス管、パッキング等の予備品や修繕工具等備えるべきこと)、第 306 条 ((汽罐を包む) れんがの亀裂、罐体とれんが積との間隙、水管式汽罐のそらせ壁 (燃焼室に沿って曲げられた壁のことと思われる) など炎への防護部分の損傷は、直ちに修繕すべきこと)⁵³、第 331 条第 4 項 (揚重機検査証の交付後でなければ、その使用はできないこと)、第 331 条第 5 項 (揚重機検査証を喪失・毀損した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること)、第 332 条 (揚重機の設置認可を受けた者が変わった場合、承継

⁵² 当初、都道府県労働基準局長による罐体検査を受けようとする者は、使用者以外であること (：使用者以外の者が検査を受けた上で使用者に納品すること) もあり得ただろうが、同検査に合格後、汽罐や明細書を喪失・毀損したとして再交付を求める者は、所有権移転後なので、少なくとも名義上は使用者であることが多かったと察し、ここに分類した。

⁵³ 汽罐の熱効率を下げることのほか、火焰を吹き出して火災を招くことを防ぐ趣旨である (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 184 頁)。

者は、10日以内に所轄労働基準署長に申請して検査証の書き換えを受けるべきこと⁵⁴、第333条（揚重機の能力に関する部分の変更の際には、所定の様式による認可申請書に検査証を添え、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと）、第334条（前条の変更工事落成時には、労働基準監督署長が不要と認めない限り、所定の様式による申請書を提出して所轄労働基準監督署長の変更検査を受けない限り、使用してはならないこと）、第335条第1項（揚重機の使用を1年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと）、第335条第2項（使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査を受けない限り使用してはならないこと）、第335条第3項（前項の性能検査（揚重機について、休止期間中に性能検査の有効期間が満了したため、改めて行われる検査）を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと）、第335条第4項（揚重機の使用を廃止する際には、揚重機検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと）、第379条第1項（溶接装置には、溶接主任者を選任すべきこと⁵⁵）、第379条第2項（溶接主任者を選任したら、所定の様式によって所轄労働基準監督署長に報告すべきこと）、第380条（溶接主任者は、溶接士であるべきこと）、第381条第5項（検査証を喪失・毀損した時は、所轄労働基準監督署長に再交付を申請できること）、第383条（溶接装置の安全に大きく関わる部分～発生器、安全器、発生器室又は格納室～の変更⁵⁶の際には、所定の様式による認可申請書に検査証を添え、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと）、第384条（前条の変更工事落成時には、労働基準監督署長が不要と認めない限り、所定の様式による申請書を提出して所轄労働基準監督署長の変更検査を受けない限り、使用してはならないこと）、第385条第1項（溶接装置の使用を1年以上休止しようとする時は、所轄労働基準監督署長に報告すべきこと）、第385条第2項（使用休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合、改めて性能検査⁵⁷を受けない限り使用してはならないこと）、第385条第3項（前項の性能検査（溶接装置について、休止期間中に性能検査の有効期間が満了した場合に改めて行われる

⁵⁴ 揚重機の場合、設備の所有者と利用者は概ね一致するが、稀に異なることとなった場合や、利用者の変更が生じた場合を想定した規定であり、汽罐等の場合と同様に、基本的には、そうした変更の際して、廃止の申請と設置の再申請を求めることなく、先の検査証の名義変更で済むよう、その便宜を図ったものである（野口前掲書（1948年（昭和23年））158頁、205頁）。

⁵⁵ 溶接装置の使用に際しては、溶接主任者の選任が必要とする趣旨であり（野口前掲書（1948年（昭和23年））243-244頁）、基本的に使用者を名宛人とした規定と察せられる。

⁵⁶ 主に、発生器室や格納庫の移転、改造、修繕、発生器の取替や修繕、安全器の型式変更などが該当する（野口前掲書（1948年（昭和23年））245頁）。

⁵⁷ 溶接装置の各種検査には、検査の申請者が溶接主任者が立ち会わねばならない（野口前掲書（1948年（昭和23年））246頁）。

検査)を受ける際には所定の様式で労働基準監督署長に申請すべきこと)、第 385 条第 4 項 (溶接装置の使用を廃止する際には、検査証を所轄労働基準監督署長に返還すべきこと)、第 387 条第 3 項 (第 1 項の発生器室 (溶接装置の発生器を設置する専用の部屋) を屋外に設ける場合、開口部を他の建築物から 1.5m 以上の距離に保つべきこと)、第 406 条第 1 項 (映写室には、一級映写技術者の免許を持つ作業主任者 (映写主任者) を選任すべきこと⁵⁸⁾、第 406 条第 2 項 (前項の映写主任者 (一級映写技術者免許を持つ作業主任者) を選任したら、所定の様式によって所轄労働基準監督署長に報告すべきこと)、第 415 条第 1 項 (軌道装置を設置する際は、第 56 条 (労基法第 54 条第 1 項が定める計画の届出の様式と必要記載事項) 所定の届書に摘要書と図面を添付すべきこと)、前項の摘要書 (軌道装置を設置する場合に行政に提出する届書に添付する資料) には、図示する場合を除き、所定の事項～汽罐車を運転する軌道に関すること：使用目的、軌道の延長、最小回転半径と最急勾配、地上運転場所の長さや幅、車輛の主要寸法等 (第 1 号)、鋼索牽引車を運転する軌道に関すること：使用目的、起点と終点の位置、最小回転半径と最急勾配、地下運転の場合の長さや幅、車輛の主要寸法、最大連結車両数等 (第 2 号) ～を記載すべきこと (第 415 条)⁵⁹⁾、

8. 2 実質的には労使双方が名宛人だと解される規定

第 307 条 (点火する際には、風戸を点検し、開放したまま行うべきこと)⁶⁰⁾、第 308 条第 1 項 (一人で同時に二罐以上の吹出 (濃縮された蒸発残留物の排出) を行ってはならないこと)、第 309 条 (掃除等のため罐内に潜入する場合、換気し、蒸気圧を持つ汽罐との管連絡を確実に遮断すべきこと)⁶¹⁾、

⁵⁸⁾ 映写室は、通例、数名が就業し、現に、通例、予防責任者が設置されてきたので、法制度化した。見習等の名目で免許を受けない労働者を就業させる等の室内での違反は、事業者と共に映写主任者の責任を導く (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 261 頁)。

⁵⁹⁾ 軌道装置は、労基法第 45 条の規制対象なので、規則第 56 条により届け出ればよく、汽罐や揚重機のように認可を受ける必要はない (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 268 頁)。

⁶⁰⁾ 可燃性ガスの停滞により、点火と同時にガス爆発が生じることを防ぐ趣旨である (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 184 頁)。一義的には使用者に義務づけた規定であろう。

⁶¹⁾ 換気は、窒息や塗布作業における塗料等による中毒防止を目的とし、蒸気を生じる罐との管連絡の遮断は、管を通じて蒸気罐と連続させて用いる場合を前提に、両罐の連絡を断つことで、蒸気の奔流を防止することを目的としている (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 185 頁)。

8. 3 実質的には国が名宛人だと解される規定

第 25 条（衛生管理者免許の不適合者へは免許を与えないこと）、第 26 条（都道府県労働基準局長による免許認定の際の免状の交付）、第 31 条（衛生管理者試験の科目免除）、第 38 条第 2 項（汽罐（≒ボイラー）、揚重機、アセチレン溶接装置等危険な機械器具の範囲や認可の基準については、第 4 編で定めること）、第 39 条第 2 項（汽罐（≒ボイラー）等の特定の危険な機械器具の性能検査を行う際の事前の期日指定）、第 405 条（映写技術者免許を一級免許と二級免許に分け、二級免許を甲種と乙種に分ける。乙種映写技術者は、炭素弧光燈（カーボンアークランプ）⁶²を光源とする映写機を操作できないこと）、第 408 条第 1 項（二級免許を受けた後、1 年以上実務経験を持つ者でなければ、一級映写技術者試験を受けられないこと）、

8. 4 実質的には都道府県労働基準局長が名宛人だと解される規定

第 216 条第 2 項（著しく身体を汚染する作業場では、必要に応じ、使用者に入浴施設の設置を命じられること）、

8. 5 実質的には（使用者も含むが、主に製造業者、譲渡提供者、設置業者などであって）行政による許認可を受けようとする者が名宛人だと解される規定

第 41 条第 1 項（汽罐（≒ボイラー）等の機械器具の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 41 条第 2 項（揚重機（一定規模以上の起重機及びエレベーター）の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 41 条第 3 項（アセチレン溶接装置の性能検査を受ける際に必要な準備）、第 229 条（汽罐、特殊汽罐、給水加熱器や節炭器（エコノマイザともいい、エネルギー消費を減らすため、または流体の予熱などを行うための熱交換器）、過熱器（ボイラー等により発生する乾き飽和蒸気をさらに熱し、より高い温度の過熱蒸気を発生させるための装置で

⁶² 炭素（カーボン）電極間のアーク放電によって発光する発光管を持たない放電ランプのこと。高輝度の点光源であり、演色性も優れていることから、以前は映写機、投光機、光学機器、写真製版などのほか、材料の耐候試験用光源としても使用されていた。アーク放電を生じる場所が空気中であり、煙や音が発生することから、取扱いや環境などに難がある。近年では、それらの問題のないキセノンランプが使われる（ウシオ電機株式会社のウェブサイト

（https://www.ushio.co.jp/jp/technology/glossary/glossary_ka/carbon_arc_lamp.html 最終閲覧日：2020 年 9 月 8 日）より）。

熱交換器の一種)、蒸気だめ(ボイラーで発生した蒸気を用途別に分配するために留め置く設備)、主蒸気管(ボイラーの出口から蒸気の使用先に至る管)、給水管(ボイラーに水を供給するための給水ポンプからボイラーまでの水管)、吹出管(ボイラー水が蒸留することで沈殿する残留物などを排出するため、胴やドラムに設けられることが多い管。通常は、吹出口から吹出弁等をつなぐ管を意味する)、蒸気分離器(蒸気管内の水滴を分離して再度蒸気に変える工程に配分するための機器。気水分離器ともいう)、還元器等の附属装置の圧力を受ける部分を溶接する場合、原則として、この規則の溶接に関する規定によるべきこと)、第 231 条(水管式汽罐や鋳鉄(ちゅうてつ)製汽罐等の組立式の汽罐については、先に第 237 条所定の設置許可を受けた後に罐体検査を受けることができること)、第 234 条第 1 項(汽罐や特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けるべきこと)、第 238 条第 1 項(罐体検査後 1 年以上経過した汽罐等を設置する際には、労基署長の性能検査を受けるべきこと)、第 241 条第 1 項(汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の様式による申請書を提出して落成検査を受けるべきこと)、第 244 条(汽罐等の罐胴(ドラム)、炉筒(円筒形の燃焼室)、火室、鏡板(ドラムなどの両端に取り付ける板。管板とも言う)、天井板、控、燃焼装置、汽罐等の据付基礎、制限圧力等を変更する際には、所定の認可申請書に汽罐検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すべきこと)、第 329 条(揚重機の設置にかかる認可申請書に添付する摘要書には、図示する場合を除き、揚重機の種類ごとに所定の事項～天井走行起重機(第 1 号)、ガイデリック(第 2 号)、その他の起重機(第 3 号)、コンクリート用エレベータ(第 4 号)、その他のエレベータ(第 5 号)～を記載すべきこと)、第 330 条(揚重機の設置にかかる認可申請書に添付する図面には、設置場所付近の概要、建設物との関係、全般平面図・正面図、巻上機、原動機の構造及び配置、各種安全装置の構造、電気配線等の事項を記載すべきこと)⁶³、第 331 条第 1 項(揚重機の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の様式による申請書を提出して落成検査を受けるべきこと)、第 377 条第 1 項(溶接装置を設置しようとする際は、所定の様式による認可申請書を所轄労働基準監督署長に提出すべきこと)、第 377 条第 2 項(前項の規定

⁶³ 第 328 条から本条に至る 3 か条は、第 327 条が定める揚重機を設置する場合の認可手続きであり、それ以外の揚重機は、第 56 条所定の届出で足りる。なお、揚重機の設置者が専門業者であることなどにより利用者と異なる場合、設置認可申請から落成検査申請までの手続きは設置者が行い得る。また、同じ事業場内でのガイ・デリックやコンクリート用エレベータの移動については、設置認可申請の際に総括的に移動があり得る旨を示しておけば、逐一手続を行う必要はない。

揚重機の構造は多種多様なので、個別に摘要書のフォーマットを定められないが、起重機については、天井走行起重機とガイデリックというかなり性格・構造が異なるものについてフォーマットを定め、その他はこれを参考にして摘要書を作成するよう図った経緯がある(野口前掲書(1948 年(昭和 23 年)) 201 頁)。

(溶接装置の設置に際しての労基署長への認可申請書の提出)は、発生器(アセチレン発生器)又は格納室(アセチレン発生器を含む溶接装置を格納する小室のことと思われる)に準用すること)、第378条(前条の認可申請書(溶接装置、発生器、格納室の設置に際しての労基署長に提出する認可申請書)には、所定の様式による摘要書及び一定の事項～溶接装置の配置(第1号)、発生器及び安全器の構造(第2号)、発生器室又は格納室の構造(第3号)、設置場所四隣の概要(第4号)～を記載した図面を添付すべきこと、但し、移動式溶接装置の場合、第1号、第4号の図面の添付は不要であること)、第381条第1項(溶接装置の設置工事が落成したら、所轄労働基準監督署長に所定の様式による申請書を提出して落成検査を受けるべきこと)、

8.6 実質的には製造者、譲渡提供者、設置業者、使用者等の関係者全てが名宛人だと解される規定

第59条(動力伝導装置(モーター、エンジン等の原動機の回転力を、使用する産業機器の必要な回転数に変換して伝えるもの)による危害の防止のため、機械ごとに電動機(モーター)を付けたり、構造をシンプルにするよう努めること)、第250条(蒸気罐には、一定の伝熱面積以下の場合を除き、2個以上の安全弁(ボイラー内の圧力が一定以上に達した際に自動的に開いて圧力を下げるバルブ)を備え、内部圧力が制限圧力×1.1を超えないよう措置すべきこと)、第251条第2項(蒸気罐において、安全弁に加わる圧力が600kgを超える場合、テコ式としてはならないこと)、第253条第2項(第1項(蒸気罐の安全弁は、制限圧力を4%又は0.5kg/cm²を超えた際に作動し始めるべきこと)は、圧力の上昇に伴い段階的に作動する安全弁が複数ある場合、最初に作動するものに限り適用すること)、第255条(最大蒸気圧が継続しても制限圧力の1.1倍以上に達しない機能を持った安全弁には、前条(安全弁の径の合計面積は、制限圧力と火格子面積に応じ、所定の計算式で導かれた値以上にすべきこと)を適用しないこと)、第257条(2個以上の安全弁を同じ弁台に設ける際は、弁台の有効断面積(力学的に有効に働く断面積)を安全弁の合計面積以上とすべきこと)、第258条第1項(温水罐には、水を逃す管(逸水管)や弁(水逃し弁)を備えるべきこと)、第261条第1項(蒸気罐には、制限圧力の1.5～3倍の目盛りを持つ圧力計を設け、制限圧力の目盛りに標準を付すべきこと)、第264条第1項(温水罐には、罐体か温水の出口付近に、制限圧力の1.5倍以内の目盛りを持つ水高計又は第261条が定める圧力計を備えるべきこと)、第264条第2項(温水罐には、水高計と同時に見られる位置に罐水の温度計を備えるべきこと)、第265条(蒸気罐には、原則として、2個以上のガラス水面計を備えるべきこと)、第268条第1項(蒸気罐には、水室最下部に吹出管を備え、吹出弁か吹出コックを備えるべきこと)、第268条第2項(制限圧力が10kg/cm²以上の据付蒸気罐には、2個以上直列の吹出弁を備えるか、吹出弁と吹出コックを併用すべきこと)、第272条第1項(蒸

気罐には、原則として、随時、単独で最大蒸発量以上を給水できる給水装置を2個以上備えるべきこと)、第272条第2項(火格子面積や伝熱面積が一定基準以下の蒸気罐の場合、給水装置は1個にできること)、第272条第3項(制限圧力が一定基準以上の蒸気罐の場合、第1項所定の給水装置は、動力で運転する給水ポンプやインゼクター(ボイラーが噴出する蒸気の圧力で自身に給水する装置)とすべきこと)、第274条(近接した2以上の蒸気罐を結合して使用する場合、給水装置に関する規定の適用に際しては、1蒸気罐とみなすこと)、第275条(給水装置の給水管には、原則として、蒸気罐に近接した位置に、給水弁(給水バルブのこと。給水する水量を調整する機能を持つ)及び逆上弁(流体の逆流を止める弁)を備えるべきこと)、第278条(煙突に通じる煙道には、風戸(かざと。ダンパーのこと)を設け、その操作装置を容易に調節できる位置に設けるべきこと)、第279条(微粉炭燃焼装置(石炭を微粒に粉碎し、空気中で燃焼させるための装置)には、爆発燃焼による危害防止のため、爆発戸を設けるべきこと)、第283条(水道など圧力を持つ管からボイラーに給水する場合、給水管を水返り管(還水管のこと。ボイラーで発生した蒸気は、水や空気などの加熱に利用されて消費された後、蒸気と凝縮水に分離され、後者のみがボイラーに戻される。その配管を還水管という)に取り付けるべきこと)、第286条(鋳鉄製蒸気罐には、原則として、1個以上の安全弁を備えるべきこと)、第288条(鋳鉄製蒸気罐には、原則として、2個以上のガラス水面計を備えるべきこと)、第291条(特殊汽罐(現在の第一種圧力容器)には、1箇所以上の安全弁等を備えて、内部圧力が制限圧力から10%を超えないようにすべきこと)、第292条第2項(前項(特殊汽罐には、安全弁を罐体と圧力源の間に設けるべき)の履行に際し、罐体と安全弁の取り付け部分の間に止め弁(流量を調整したり逆流を防止するための弁)を設けてはならないこと)、第294条第2項(オートクレーブ等の特殊汽罐で、内圧の急激上昇のおそれのあるものにつき、圧力計に加えて温度計を備えるべきこと)、第296条(横置型の蒸気罐では、罐胴の長手接手を罐胴の最低部分から左右20度以内に配置してはならないこと)、第299条(2罐以上の汽罐を設置する汽罐室では、蒸気及び給水の配管図を掲示すべきこと)、第300条(汽罐室には、原則として2以上の出入口を設けるべきこと)、第302条第2項(汽罐室や機関設置場所に燃料を貯蔵する場合、原則として～防火のため適当な障壁を設ける場合を除き～、汽罐の外側から1200mm以上離すべきこと)、第339条(揚重機の巻上機には、適当な制動装置⁶⁴を設けるべきこと)、第340条(揚重機には、適当な巻過ぎ防止用の安全装置(天井走行起重機では、リミットスイッチのようなもの。ガイデリックでは、鋼索(ワイヤー)に予め危険限界の位置を標示して、運転手が目視で停止する方法が一般的⁶⁵)等の措置を講じるべきこと)、第342条(揚重機に

⁶⁴ メカニカルブレーキ、マグネットブレーキ等が想定されているが、土木建築工事用の場合、手用ブレーキ、足踏みブレーキ等でも差し支えない(野口前掲書(1948年(昭和23年))208頁)。

⁶⁵ 野口前掲書(1948年(昭和23年))208頁。

は、(人声によらない) 適当な信号方法を定めるか、信号装置を設けるべきこと)⁶⁶、第 344 条 (揚重機の運転台までの間など、労働者が昇降を必要とする部分には、安全なはしご等の昇降設備を設けるべきこと)⁶⁷、第 345 条 (揚重機のトロリ線 (パンタグラフ等を通してクレーン等の移動体に給電する接触電線のこと⁶⁸) 等の電気設備で、感電のおそれのある箇所には、その防止のため適当な設備を設けるべきこと)、第 349 条 (走行起重機及び人荷共用エレベータには、適当な緩衝装置を設置すべきこと⁶⁹)、第 351 条 (ブーム付起重機には、支柱の垂直の程度を指示する装置及びブームを極限半径を超えて起伏させないための指示装置を設置すべきこと⁷⁰)、第 353 条 (人荷共用エレベータには、所定の安全装置～巻上用鋼索の切断等の際に昇降体の落下を自動的に防止するもの、昇降体の停止位置を自動的に制御するもの、動力遮断の際に原動機の回転を自動的に制御するもの、昇降体の速度超過の際に自動的に動力を遮断するもの等～を設置すべきこと)、第 364 条 (起重機に附属する鎖及びフックが硬化したと認められる場合、焼鈍 (やきなましとも言う。硬化により内部のひずみを生じた金属を高熱で軟化させ、展延性をもたらす熱処理) しない限り使用してはならないこと)、第 418 条第 1 項 (軌条の敷設にはまくら木を使い、犬釘で堅固に固定すべきこと)、第 423 条 (軌条の分岐部分には、確実な機能を有する転轍器 (分岐器を操作する装置) 及び轍叉 (クロッシング) を設け、軌道の終端には、確実な車止装置を設けるべきこと)、第 425 条第 1 項 (動力車には手動制動機を、10 トン以上の動力車の場合、動力制動機を備えるべきこと)、第 429 条 (軌道や巻上装置の車輛が逸走するおそれがある場合、逸走防止装置を設けるべきこと)、

【疑問】

- ・規格は誰の義務か。
- ・規格試験は国の義務か。
- ・資格要件は誰の義務か。
- ・資格試験は国の義務か。

⁶⁶ 運転士と玉掛けや合図手との連絡を確実にすることを目的とした規制である (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 209 頁)。

⁶⁷ 天井走行起重機のガーダーのように、日常的な注油、点検等を要する箇所に渡る場所に足場を設けることも含まれる (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 210 頁)。

⁶⁸ 住友電工のウェブサイト (<https://sei.co.jp/doden/>最終閲覧日：2020 年 8 月 28 日)。

⁶⁹ 揚重機の衝撃による災害防止を図った規定である (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 212 頁)。

⁷⁰ マストの垂直の安定を図るために傾斜角度を示す装置とブームを倒し過ぎないために角度を示す装置を設けるべき旨を定めている。ブーム起伏用ロープに印を付ける方法でもよい (野口前掲書 (1948 年 (昭和 23 年)) 212 頁)。